

衆議院 厚生労働委員会議録第七号

平成二十二年三月十日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 藤村 修君

理事 青木 愛君

理事 内山 晃君

理事 中根 康浩君

理事 加藤 勝信君

理事 相原 史乃君

岡本 英子君

齊藤 進君

田名部匡代君

中野渡詔子君

長尾 敬君

初鹿 明博君

福田衣里子君

藤田 憲彦君

三宅 雪子君

宮崎 岳志君

森岡洋一郎君

山崎 摩耶君

和嶋 未希君

菅原 一秀君

武部 勤君

棚橋 泰文君

西村 康稔君

坂口 力君

阿部 知子君

石森 久嗣君

黒田 雄君

大村 秀章君

古屋 範子君

大西 健介君

郡 和子君

園田 康博君

田中美絵子君

永江 孝子君

仁木 博文君

樋口 俊一君

藤田 一枝君

細川 律夫君

水野 智彦君

室井 秀子君

山口 和之君

山井 和則君

あべ 俊子君

田村 憲久君

橋 慶一郎君

長勢 甚遠君

松浪 健太君

高橋千鶴子君

柿澤 未途君

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)

政府参考人
(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)

厚生労働委員会専門員

委員の異動

三月十日

辞任

菊田真紀子君

初鹿 明博君

福田衣里子君

三宅 雪子君

松本 純君

江田 憲司君

同日

辞任

中野渡詔子君

永江 孝子君

森岡洋一郎君

和嶋 未希君

橋 慶一郎君

柿澤 未途君

同日

辞任

藤田 憲彦君

三月十日

直ちに後期高齢者医療制度の廃止を求めること

に関する請願(阿部知子君紹介)(第三二六号)

後期高齢者医療制度廃止などを求めることに関

する請願(阿部知子君紹介)(第三二七号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第四七五号)

生活保護の老齢加算をもとに戻すことに関する

請願(阿部知子君紹介)(第三二八号)

金澤 和夫君

伊岐 典子君

佐藤 治君

補欠選任

中野渡詔子君

森岡洋一郎君

和嶋 未希君

永江 孝子君

橋 慶一郎君

柿澤 未途君

同日

補欠選任

藤田 憲彦君

三宅 雪子君

初鹿 明博君

福田衣里子君

松本 純君

江田 憲司君

同日

補欠選任

藤田 憲彦君

菊田真紀子君

三月十日

直ちに後期高齢者医療制度の廃止を求めること

に関する請願(阿部知子君紹介)(第三二六号)

後期高齢者医療制度廃止などを求めることに関

する請願(阿部知子君紹介)(第三二七号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第四七五号)

生活保護の老齢加算をもとに戻すことに関する

請願(阿部知子君紹介)(第三二八号)

じん肺とアスベスト被害の根絶を求めること

に関する請願(阿部知子君紹介)(第三二九号)

労働者派遣法の速やかな廃止を求めることに関

する請願(服部良一君紹介)(第三四〇号)

後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、高齡

者・国民が望む医療制度を目指すことに関する

請願(穀田恵二君紹介)(第四六四号)

同(塩川鉄也君紹介)(第四六五号)

同(塩川鉄也君紹介)(第四六六号)

同(吉田統彦君紹介)(第三四八号)

同(吉田統彦君紹介)(第三四九号)

同(吉田統彦君紹介)(第三五〇号)

同(吉田統彦君紹介)(第三五一号)

同(吉田統彦君紹介)(第三五二号)

同(吉田統彦君紹介)(第三五三号)

同(吉田統彦君紹介)(第三五四号)

同(吉田統彦君紹介)(第三五五号)

同(吉田統彦君紹介)(第三五六号)

同(吉田統彦君紹介)(第三五七号)

同(吉田統彦君紹介)(第三五八号)

同(吉田統彦君紹介)(第三五九号)

同(吉田統彦君紹介)(第三六〇号)

同(吉田統彦君紹介)(第三六一号)

同(吉田統彦君紹介)(第三六二号)

同(吉田統彦君紹介)(第三六三号)

同(吉田統彦君紹介)(第三六四号)

同(吉田統彦君紹介)(第三六五号)

同(吉田統彦君紹介)(第三六六号)

同(吉田統彦君紹介)(第三六七号)

同(吉田統彦君紹介)(第三六八号)

同(吉田統彦君紹介)(第三六九号)

同(吉田統彦君紹介)(第三七〇号)

同(吉田統彦君紹介)(第三七一号)

同(吉田統彦君紹介)(第三七二号)

同(吉田統彦君紹介)(第三七三号)

同(吉田統彦君紹介)(第三七四号)

同(吉田統彦君紹介)(第三七五号)

同(吉田統彦君紹介)(第三七六号)

同(吉田統彦君紹介)(第三七七号)

同(吉田統彦君紹介)(第三七八号)

介護保険制度の改善、社会保障の充実を求める

ことに関する請願(塩川鉄也君紹介)(第四六三

号)

後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、高齡

者・国民が望む医療制度を目指すことに関する

請願(穀田恵二君紹介)(第四六四号)

同(塩川鉄也君紹介)(第四六五号)

同(塩川鉄也君紹介)(第四六六号)

同(吉田統彦君紹介)(第三四八号)

同(吉田統彦君紹介)(第三四九号)

同(吉田統彦君紹介)(第三五〇号)

同(吉田統彦君紹介)(第三五一号)

同(吉田統彦君紹介)(第三五二号)

同(吉田統彦君紹介)(第三五三号)

同(吉田統彦君紹介)(第三五四号)

同(吉田統彦君紹介)(第三五五号)

同(吉田統彦君紹介)(第三五六号)

同(吉田統彦君紹介)(第三五七号)

同(吉田統彦君紹介)(第三五八号)

同(吉田統彦君紹介)(第三五九号)

同(吉田統彦君紹介)(第三六〇号)

同(吉田統彦君紹介)(第三六一号)

同(吉田統彦君紹介)(第三六二号)

同(吉田統彦君紹介)(第三六三号)

同(吉田統彦君紹介)(第三六四号)

同(吉田統彦君紹介)(第三六五号)

同(吉田統彦君紹介)(第三六六号)

同(吉田統彦君紹介)(第三六七号)

同(吉田統彦君紹介)(第三六八号)

同(吉田統彦君紹介)(第三六九号)

同(吉田統彦君紹介)(第三七〇号)

同(吉田統彦君紹介)(第三七一号)

同(吉田統彦君紹介)(第三七二号)

同(吉田統彦君紹介)(第三七三号)

同(吉田統彦君紹介)(第三七四号)

同(吉田統彦君紹介)(第三七五号)

同(吉田統彦君紹介)(第三七六号)

同(吉田統彦君紹介)(第三七七号)

同(吉田統彦君紹介)(第三七八号)

同(吉田統彦君紹介)(第三七九号)

藤村委員長

これより会議を開きます。

内閣提出、平成二十二年における子ども手当

の支給に関する法律案を議題といたします。

○藤村委員長

これより会議を開きます。

内閣提出、平成二十二年における子ども手当

の支給に関する法律案を議題といたします。

○藤村委員長

これより会議を開きます。

内閣提出、平成二十二年における子ども手当

の支給に関する法律案を議題といたします。

○藤村委員長

これより会議を開きます。

内閣提出、平成二十二年における子ども手当

の支給に関する法律案を議題といたします。

○藤村委員長

これより会議を開きます。

内閣提出、平成二十二年における子ども手当

の支給に関する法律案を議題といたします。

○藤村委員長

これより会議を開きます。

内閣提出、平成二十二年における子ども手当

の支給に関する法律案を議題といたします。

○藤村委員長

これより会議を開きます。

内閣提出、平成二十二年における子ども手当

の支給に関する法律案を議題といたします。

○藤村委員長

これより会議を開きます。

内閣提出、平成二十二年における子ども手当

の支給に関する法律案を議題といたします。

○藤村委員長

これより会議を開きます。

内閣提出、平成二十二年における子ども手当

の支給に関する法律案を議題といたします。

○藤村委員長

これより会議を開きます。

内閣提出、平成二十二年における子ども手当

の支給に関する法律案を議題といたします。

別に、拉致とかそういう話では必ずしもありません。そういうことではなくて、むしろ私が、国交というものが必ずしもない国に対して、本国に必ずしも問ひ合わせることができないような場合にどうなんだろうという問ひかけを申し上げたところでございます。

これは、最終的に省令でありますから、文部科学大臣が最終的に、議論をしていきながらお決めたことになろうかと思っておりますが、このようなときにどういう担保の仕方があるのかどうかということを今鋭意検討中であるということ御理解をいただきたい。まだ最終的に判断をしている状況ではありません。

○大村委員 鳩山総理は、中井国家公安委員長の発言については、そうだが、これはもうそういう方向になるんだ、外してもいいんだというようなことをおっしゃられたというふうにとめておりますので、その高校無償化について外すのに、この子ども手当については、先ほどの話だと関係なしに満額受け取れるということですから、それは一貫していないんじゃないかということをお聞きしようというふうに思っております。

今のお話だと、まだそちらの方は、高校無償化の方は全く決めていないということの御答弁でございます。一たん発言されたのに、もうあれから何週間もたつて了つて決まっていらないというところは、私は大変問題だというふうに思います。その点はまた別の場所と同僚議員がしっかりと詰めていただけたらと思いますので、引き続きやっていきたいと思います。

そこで、この点について、さらにお聞きをしたいと思ひます。

日本人でも海外駐在の場合は支給されない、しかし、外国人について、日本にいれば、本国にいる子供までこれが支給されるということは、やはり国民感情と云いますか、国民の理解という点で、私は大変問題が多いんじゃないかというふうに思ひます。

現行の児童手当がそうだというふうによく言われるのでありますけれども、それでは、現行の制度のもとでこの支給実績がどうなっているか、そのデータをぜひこの場でお示しをいただきたいというふうに思ひます。現行の制度で、いわゆる日本におられる外国人の方、そういった方が家族全員で日本にいて、どのぐらいの方が児童手当をも

らつておられるか。それからまた、本国に子供さんを置いてこちらに来て働いている場合、そういった方々はどうなつておられるのか。そういうデータをここに示したくないか、これは大変国民の皆さんは関心が高いと思ひます。現に私のところにもそういう話は、これはどうなるんですかと、そういう話はあります。

こんな大事な制度、法案の議論ですから、その前提となるデータをまずこの場にお示しをいただかないと議論ができないと思ひます。ぜひ、このデータをお示しをいただきたい、そのことを申し上げたいと思ひます。お答えをいただきたいと思ひます。

○長妻国務大臣 今の時点で、厚生労働省としては、外国籍の子供について対象となる方が何人いるのかというの、特に調査は行っていないというところであります。

○大村委員 これは、今まで、児童手当というのはその支給も含めて市町村に任せているというふうにお答えを聞いておりますが、今回、子ども手当というのは、全く新しい制度をつくるんだ、全く新しい子育ての施策をつくって充実するんだ、それでもって、額も満額になれば五・四兆円ですよ。もう比較にならないほどの巨額の国家財政、お金を使つてやるといふのに、その支給対象、どこまでが対象になるかというところ、これは十分議論をして、そして、これだけの五・四兆円というお金を使うんですから、やはり国民の皆様は理解と合意を得ていかなきゃいけない、それは当たり前のことだと思ひます。

その前提となる、在日外国人の方がどういうふうにおられる子供さんについても受け取つておられるのかどうか、このデータがないということですか。これは、この制度の法案の議論をするのに、やはり前提となるデータではありませんか。今すぐそのデータをお出しただけませんか。そうしないと議論ができないと思ひます。いかがでございますか。

○長妻国務大臣 今、突然のお尋ねでございますけれども、これについては、今の児童手当による支給について、国として、国籍によつてその支給の人数というのを集計させるといふことにこれまでなつていないわけでございます。

そこで、例えば、外国人登録が多い地方自治体である東京の荒川区でありますけれども、荒川区に直接お伺いいたしました。人口は約十九万人でございまして、その中で、海外に居住する児童を監護する外国人受給者は百余人というふうな結果が出ております。

○大村委員 これは、実は私、今回のあれもあるの、余り時間がありませんでしたけれども、私の地元にいる人材派遣の会社の方に、外国人労働者を使つておられる方に、どんな感じでしょうかというので、何社か聞いてみました。そうしましたら、家族ともども、子供さんも連れてこちらに來られておられるという方は、大体申請をして児童手当をもらつておられる。でも、本国に残してきた場合は、それはほとんどもらつていないか、よく知らないか。中には、その会社の方に聞いたからあるけれども、地元の自治体からは、日本にいない子供はいけれども、本国に残してきた子供はだめですよというふうにも聞いた。今度の子ども手当というの、えつ、そういう方もいいんですかと、そういうふうな話も現にございます。

さらに聞きましたら、そういう派遣会社で働いている外国人の方ですけれども、今は子供を連れてきておられるけれども、これが、月一・三万円、それから二・六万円になれば、それだったら十分養つていけるから、もう本国に帰してもいいというふうなことも言つておられる。そういう話がこれからどんどん出てくると思ひます。

今までは、とにかく地元自治体、先ほど私が申し上げたようなことだと思ひますが、今度、これだけ話題にもなつたし、先般、同僚の田村議員もここで質問しましたけれども、そういう意味で、何といつても支給額が違ふ。皆さん、総額で五・四兆円にしようというふうにされておる

わけですから、そういった点について、この制度のこのところを、だれに、どこまで対象とするのか、これはやはり国民的な理解と合意がないと私はできないというふうに思ひます。

ですから、その議論の前提となるこのデータを、今、長妻さんは荒川区ということだけを言いましたけれども、やはり、日本全国大体こんな状況なんですということを調べてお示しただけじゃありませんか。それでないと、なかなかこの問題は、国民の理解は得られないんじゃないかというふうに思ひます。

今この議論を聞いて、鳩山総理、いかがでございますか。こういうデータがないと議論ができないと私は申し上げておられるんですが、調べてそのデータを出して、そして議論をしたい、深めていくということについて、いかがでございますか。

○鳩山内閣総理大臣 今、議論を伺いながら考えましたのは、やはり、まず二十二年度におきましては、児童手当というものがあつて、その上に拡充をして中学まで、あるいは額もふやす、あるいは所得制限を置かないといったような、仕組みを変えたわけでございまして、したがって、児童手当と同等の仕組みにまずしておかないといふかと思つております。

しかし、二十三年度に関しては、今、大村委員からお話がありましたように、さまざま国民の皆様方に、こういう人までというふうな思いがあるいは出てくるかもしれない。そういうこともしっかりと議論をする必要がやはりあるうかと思つておりますから、二十三年度に関しましては、ぜひ検討してまいりたいと思ひます。そのときには、当然、より精緻なデータというものを基づいた議論をしていく必要があるのではないかと、そのように私は考えております。

○大村委員 今の鳩山総理のお答えを聞きますと、二十三年度に向けては精緻なデータを集めて議論をしたい。ということ、二十二年度は、精緻なデータがなくてもいいやでやるんだというふうな聞こえましても、そんなのでいいんで

しょうか。二十三年以降は五・四兆円ですけれども、来年度でも、国、地方を全部足して、これは、この地方負担も大変問題だと思いますが、二・五兆円ぐらいかかるわけですね。そんなことでこれだけの巨額な予算をスタートさせて本当にいいのでありましようか。

それでもって、先日來といいますが先ほどの理事会でも、この議論をしたら、もう近々に、今度の金曜日にも採決したいんだというような話も聞きました。

とにかく、それは何ですか、ここで我々は、この子ども手当法案の議論を深めたい、国民の皆さんの理解と合意を得たい、そのためには、外国人の方々のデータはどうなっているんでしょうかというところをお聞きして、それでもって議論を深めて国民の皆さんの理解を得たい、合意を得るべきではないかというふうに申し上げているんですが、その議論にふたをするということでありまうか。そのデータを出していただませんか。いかがでございますか。

○長妻国務大臣 平成二十二年について、何かえいやでやったのではないかとありますが、いろいろすけれども、この児童手当についても、いろいろこれはお考えになられて、いろいろな事務手続、地方自治体の負担なども考えて、年に三回の支給とか、いろいろな事務の要件を考えておられるというふうに思います。

その中で、政府が一九八一年にはそういう国籍条項を撤廃した、こういう条約の問題等もありますので、そういう世界状況、情勢も考えて、我々は、先ほども総理も御答弁されましたけれども、平成二十三年度の本格実施の中で、それも一つの論点として検討をしていくというようなことであります。

○大村委員 そんなこと聞いていないんですよ。児童手当は、昭和四十年代半ばから我々が営々として、各自治体、それからいろいろな関係者の意見も聞きながらやってきたわけです。それはそれで理解、合意を得ながらやっているんです。

ところが、この児童手当と全く違うものをつくる、全く新たな子供対策、子育て対策をやるんだと。それも、額も、最初小沢さんが代表だったときは、いきなり六兆円とおんというようにことを言われたわけですね。全く違うものをつくると言っているが、とにかく児童手当をそのまま借用して、要は、皆さんの話を聞いてみると、借用して、とにかく二十二年度はえいやでやるんだというふうにししか聞かえませんか。

それは何のためかという、あなた方、あれでしよう、はつきり認めたらどうですか。参議院選挙が七月にあるから、六月に何としても、とにかく何でもいから配るんだ、ばらまくんだというためにししか今考えていないということじゃないんですか。

きのうの参考人質疑で多くの参考人の皆様が言われました。こういう五・四兆円、防衛費も教育費も上回る巨額の予算が毎年必要になる。どういふふうに使っていくのか、それについては国民の皆さんの理解と合意が必要なんだ。これは党派を超えて一年ぐらいいじくり議論して詰めていったらどうですかというふうなお話を、みんなそういうお話をしていただきました。私はまさにそうだと思います。

そういう民主主義のプロセスをすべてすつ飛ばして、詰まってもいない、データもないけれども急ぎたいというのは、七月の選挙の前、何としても六月にばらまくんだということにしか聞かえませんか。

鳩山総理、これについていかがでございますか。もう認めたらどうですか。七月の選挙の前にはばらまきをするんだ、そのための制度なんだ、だから詰まっていけないけれどもやるんだ。いかがですか。御答弁いただきたいと思ひます。

総理、答えはないんですか。

○長妻国務大臣 今、一年ぐらいい議論をしてからやったらどうだというお話もございましたけれども、これはマニフェストで、大村委員はマニフェストを厳守せよということをよく言っておられる

わけでありまして、この二十二年の工程表の中でも、四月から半額支給するというのを書かせていただいているということ。

あとは、その六月支給というのは、児童手当と同じ事務のスキームを使わせていただくんですけど、六月に支給されるということがないと、今まで児童手当を支給されていた方も何もなくなくなるといふことで、やはり当然、そういう準備、そういうお金が入るといふ想定で生活しておられる方もいらっしゃるわけでありまして、その意味では支払いのスキームは同じにさせていただきました。ということで、決して、選挙が云々とかばらまきとか、そういう御指摘は当たらないというふうに考えております。

○大村委員 それなら、この議論の前提となる、私がさっきから申し上げている、外国人の方がどのぐらい受け取って、本国に子供のいる方もどういふふうな状況なのかということ、そのデータは何でお示しいただけないんですか。大事なデータであります。そのことを、これは前から、そういうデータはないのか、ないのかと役所に聞いたら、いや、ないんです、調べていませんというふうな話でした。

この法案の審議が三月にあるんだとわかっていて、何で調べないんですか。それを何で示していただけないんですか。それでもって、マニフェストについて、これはこう書いてあるからと。これは、あなた方がそれを約束したから、私はそれにどうだとか聞いているんです。これをやるんだって、国会で議論をして法律をつくらなきゃいけないのに、何でそのデータすら示していただけないんですか。私は極めて残念だと思います。

これについて、鳩山総理、御答弁いただけますか。

○鳩山内閣総理大臣 これは、長妻大臣が今申し上げたとおりでございますが、マニフェストに書かれていることも、一つ当然あります。その約束を守るといふのは国民の皆さんとの契約でありま

す。

ただ、それとともに、そのマニフェストがなぜ国民の皆さんに大変強く支持されたのか。その中でも子ども手当に対する国民の多くの皆さんの御期待があったことは、これは間違いありません。

それは、私どもが選挙のときなどにも強く感じたことでございます。それだからこそ、私たちは、まずこのマニフェストに従って子ども手当というものを支給させていただこうということにしたわけでございます。

その財源という手当てに関して、なかなか初年度からすべてということにはいかなかった。その意味で児童手当の拡充という形をとらせていただいた。したがって、今回の外国人の問題などもそのような方向でまずは初年度は手当てをさせていた。だこうとういうことにしたわけでございます。くどいようであります。決して、参議院選挙に間に合わせるためのばらまきをやるなどというふうな発想ではありません。

そもそも私たちは、このようなことは、ばらまきではなくて、子育てを社会でしっかりと支えていくために大変大事な手当てだ、そのように考えておりますことをどうか御理解願いたい。

○大村委員 鳩山総理が言われた国民の期待というの、今まさに失望に変わっているんです。こんなはずじゃなかった、そんなこと聞いていないよというところはあります。この点についてもそうです。この在日外国人の方についてはこうなると言ったら、みんなええつと言われますよ。そのデータすらないんですよと言ったら、またええつですよ。その点について、とにかくこの資料を絶対出してもらいたい。そうでなければ、今週中に強行採決なんというの、絶対認めませんから。そのことを申し上げておきたいと思ひます。

最後に、私は資料を配付しております。この資料、非常にコントラストでわかりやすいので、ここに提示しました。

一枚目。これは今週月曜日の東京新聞の高校生の方の投書です。名前はあえてこれは消しましたけれども、「子ども手当 将来が不安。子ども手当がこういうふうには支給される。しかし、国会では満額は無理だと言われている。最後に、今や日本は借金大国です。ギリシャの財政危機がいわれいますが、子ども手当をもらう子どもたちが、大人になっているころは、日本も財政破綻しているかもしれません。鳩山民主政権は国債を乱発して公約を果たすよりも、将来の日本のことを考えて、政治を行うべきです。」という高校生からの投書。

それから、二枚目。非常にこれは鮮やかな対比だと思えます。ちよつと前ですが、一月十九日、読売新聞。「子ども手当で支持戻る」。山岡国対委員長が会議で、支持率が下がっているが、予想よりも高い、地元では非難を浴びると思うが、子ども手当が通れば大きく変わってくると述べた。これは、「子ども手当を支給すれば支持が回復する」との見通しを示したものだ。山岡氏としてはこういうことを言ったんだけど、その出席者から、「バラマキをすれば支持が戻る」というのは、国民を愚弄した話だ」というふうに指摘されているという記事であります。

高校生が国の将来を考え、民主党の国対委員長、国会の責任者が子ども手当ばらまきで支持が戻るというふうに言っている。私は、非常にわかりやすい話だと思えます。こんな志の低いこと、こんな性根の低いことではないのでありましょうか。私は、この二つの記事を見て、残念でなりません。これが民主党の本音なんだというふうに思えます。

きのうの参考人の質疑でも、各委員からそういう話がありました。一年かけて議論したらどうか、しっかりと議論したらどうか、いろいろなデータも生煮えだ、制度設計が全然生煮えなんだという御指摘がありました。そのとおりだと思います。ぜひこの資料、データを出していただくことを

強く要求して、そして、そういうデータもなしに、議論にふたをして今週にも強行採決をされようとしている。そのことを絶対認めない、断固反対だということを申し上げて、私の質問を終わります。またしっかりとやります。

以上です。

○藤村委員長 次に、高橋千鶴子君。

○高橋千鶴子委員 日本共産党の高橋千鶴子です。

十二月七日、厚労省が保育施設における死亡事例について発表しました。平成十六年四月から二十一年十一月までの間に発生した保育施設における死亡事例が、認可保育所で十九件、認可外保育施設で三十件、計四十九件、五十二名もあったということです。

命を守りたいという内閣にとつて、本来安心して預けられるはずの保育所で我が子が命を奪われる、こんなことはあってはならないと思います。が、総理の率直な御意見を伺いたい。

○鳩山内閣総理大臣 高橋委員から保育施設における死亡事例というお話を伺いました。まことに残念なことだと思えます。

子供の命を守る、そして健やかな生活を保障するということは、日々の保育におけるまさに基本でなければならぬことだと思っております。そんな中で、死亡事故はこういった保育施設の中で決してあってはならないことだ、そのように私も考えております。

保育所においては、子供の心身の状態などを常に見ていかなければならないことは言うまでもありませんし、保育所の中の安全性などというものも常に確認をしていくことも重要だと思っております。そういったことをしっかりと行うことによつて、保育中における事故というものの防止に積極的に努めていかなければならないことは言うまでもありません。

したがって、国において何が出来るかということも考えていく必要があるかと思っております。まして、適切な保育というものが実施されていくように私どもとしても取り組んでまいる必要があ

ろうかと思っております。

○高橋(千)委員 ありがとうございます。

資料に少しこの間の事例をつけておきましたけれども、二枚目を見ていただきたいと思います。

九八年に、川越の無認可保育園でうつ伏せ寝による窒息死でわずか四カ月の長女を亡くした小山さん夫婦は、東京高裁で〇五年に和解を勝ち取りました。この小山さんは、赤ちゃんの急死を考える会の副会長をなさっておりますが、当時のことを手記でこのように述べております。

和、娘さんの名前ですけれども、和はまだ寝返りができないのに、うつ伏せ寝で約四時間放置されていたこと、丸一日おむつ交換されず、授乳の有無もわからないこと、死亡の四日から五日前に同様の放置で危険な状態を間一髪救われていたことなどが明らかになった。

それでも、亡くなった和ちゃんの遺体に会った直後に、これは突然死、SIDSだと言われ、保育所も一切責任をとらない。そういうことが繰り返されて、そのために親たちは裁判に打って出るしかなかったのです。

同会が同じ経験をした親たちの手記を集めて二〇〇〇年に出した「SIDSってほんと?」というタイトルの報告集では、二〇〇〇年です。それから、いづれにしても数十年前、保育所に限って言えば、公立保育園ではこの種の死亡事故は皆無に近くと書いていたのです。それが今や、公立保育園でも同様の事故が起こっていることを御存じでしょうか。

同会の調査を資料の⑤に、グラフにいたしました。全く行政でない中で、新聞の記事やみずからの訪問調査などを踏まえて行った調査でありますけれども、見ていただくと、十年単位で見ますと、八〇年代はゼロだった認可保育所の死亡事故は、二〇〇〇年からの八年間で二十二件へと大きく膨れ上がっています。

会が指摘をしているように、待機児童ゼロ作戦と銘打った小泉内閣のもとで、保育所の定員を一

一五から二二・五%まで詰め込みを認めたり、パート保育士をふやすことを認めるなどの規制緩和を行ってきたことが大きな要因ではないでしょうか。総理の認識を伺いたい。また、政府として因果関係を調べるべきではないでしょうか。

○長妻国務大臣 まず最初に申し上げます。

死亡事例に係る実態把握については、私が指示しまして、ことしの一月から、今後発生する事例については今までより詳細な報告を都道府県に求めていって実態把握に努め、そして、安全性の向上、これの推進というのは、これは言うまでもなく全力で進めていきたいと考えております。

○鳩山内閣総理大臣 今、高橋委員がお示しをいただきました。このグラフを拝見させていただくと、やはり、認可保育所、数が多いにもかかわらず、認可保育所での死亡事故よりもかなり認可外の保育所における事故の死亡例が多いということでありまして、これはやはり、認可と認可外の有意差は統計的に見てあるのではないかとこのようにも思っております。

したがって、一方では待機児童の解消に向けた努力というものは必要だと思っております。規制緩和という言い方がいかどうかわかりませんが、自由度をある程度高めることは必要かと思っております。一方ではやはり、質というものもしっかりと守っていかなければならないということはこのデータのからもわかるのではないかと、私はそのように解釈をいたしました。

○高橋(千)委員 今、総理が認可外の事故が非常に多いということをおっしゃいました。七〇年代は百七件、三けたに上るとのこと。しかし、こういう事件が問題になって、認可外の施設の届け出の問題や、あるいは最低限守るべき基準の問題などが言われてきたと思うんです。ここに今、二十二万八千人のお子さんが現実には暮らしてあります。それはまさに、保育所の受け入れ先がない、そういう中で高い保育料を払って過ごしている方もいらっしゃるわけです。そういう方たちを全部合わせて保育所の今の待機児童はせいぜい二万人

とか、そういうことをやってきたのも厚労省であつたということをやはり率直に認めるべきだ。つまり、そういうことも含めて全体の安全が守られるようにならなければなりません。

また、今大臣が最初に、詳細なデータをとるようになしたという答弁があつたんですけれども、まさに十一月に赤ちゃんの急死を考える会の申し入れがあつて、それを受けてのことだと思ひます。⑥に、そのデータのとり方についての資料はつけておきました。これは後の質問でもう少し詳しく伺いますので、よろしいかと思ひます。

それで、最後に、総理にもう一問伺いたいんですけど、やはり振り出しにきちつと戻るべきだ、原点に戻るべきだということで、資料の①を見ていただきたいと思います。東京池袋の無認可保育施設、ちびっ子園の記事であります。

これは、東京地裁が執行猶予つき有罪判決を行つた、ベビーベッドの中に赤ちゃんを二人寝かせていて、一方の赤ちゃんがもう一方の赤ちゃんの上にかぶさる形で窒息死をしたという事件でありました。同グループでは、七九年から九八年の間に二十人の乳幼児が死亡したという事件でありました。ここに幾つかアンダーラインを引いてありますので、拾つて読んでいただければと思ひますが、木口裁判長は「収益を最優先するあまり、保育ベッドに複数の乳幼児を収容するなど、危険な施設運営をしていたことを知らながら防止措置を講じなかつた」と指摘をし、「無認可保育施設への社会的需要に応え、極力多くの乳幼児を受け入れた」という弁護側の主張を退けたのです。

この教訓が、今生きていますでしょうか。極力多くの乳幼児を受け入れた。まさに今、待機児童がふえている、だから何とかしなければならぬというところが盛んに叫ばれております。しかし、待機児童を解消するためだからといって、子供の安全を守る最低限の基準さえ取り払うようなことはあつてはならないと思ひます。むしろ、拡充するべきではないか。総理の見解を伺います。

○鳩山内閣総理大臣 まさに高橋委員が御指摘され

れましたように、質というものが大変重要だという認識を持つべきだと思ひます。

待機児童の解消というものは、これは多くの国民の皆様方の願いで、お母様方あるいはお父様も含めてですが、願いであることは間違いありません。したがって、その解消に向けた努力をする必要がある。したがって、地域において保育所の基準というものはある一定程度自主的に定められるようにするということは大事だと思ひておりますが、しかしながら一方で、やはり質というものが確保されなければなりません。

その意味で、質の確保された認可保育所というものを充実させようということが原点に置かれなければならない、そのように考えております。

○高橋(千)委員 ともかく子供を預けて働きたいと思ひている人たちが、だからどんなところでもいいとは決して言つてはいないのです。預けたら、預けられてよかつたと思ひていらっしゃるお母さんたちが、自分が預けなければよかつたのか、自分が働かざるを得なければよかつたのかと自分を責めるような事件が後を絶たないということをしっかりと受けとめていただいて、最低基準を絶対に守つていただきたいと思います。そのことを訴えて、次の質問に移りたいと思ひます。

○藤村委員 次に、郡和子君。

○郡委員 民主党の郡和子です。総理に質問の機会をいただきました。感謝いたします。前政権の後始末に追われながらの政権運営、大変御苦労されていらっしゃると思ひます。

政権交代後すぐに、厚生労働省は、我が国の相対的貧困率を初めて公表いたしました。この数字にショックを受けた方も多かつたと思ひます。きのうは、人口問題研究所の阿部彩さんが、この場で、子供の貧困率について、政府が介入した後、再分配後の貧困率が高くなつてきていることに言及されました。このグラフをお示しいたしておりますけれども、OECD各国の中で、日本だけが実は所得の再分配後に貧困率が高くなるという、世界

で類を見ない、ただ一つの国になっているというところです。

この子供の貧困というものは、社会経済的な影響を受けやすいという側面もあるでしょうが、それよりも何よりも、政治的貧困の結果、政策的に放置され、あるいは増幅された貧困と言っても過言ではない側面があるということが問題だということを指摘させていただきます。つまり、これまでのこの国の人生前半の社会保障の貧困を端的にあらわしているのがこのグラフだということだと思ひます。

総理、私は、子ども手当の創設が、こうしたある意味で偏つてきたこれまでの社会保障政策を是正して、国として子育てを大いに支援し、そしてまた、教育への公的支出や若年者の雇用対策など、人生前半の社会保障の拡充強化を図つていくんだという明確なメッセージを国民の皆様方に発するという点でも大変重要な意味を持つていて、その第一歩だと考えております。総理の御所見を伺います。

○鳩山内閣総理大臣 郡委員の御指摘、全くそのとおりだと理解をいたしております。

今までの政策がどうであつたか。私もこれを初めて見て、子供の相対的貧困率が社会保障の後でさらに、所得再分配でひどくなつて、悪くなつていく、貧困率が高くなつていくということは、やはり制度的な大きな欠陥があつた、そのように指摘されなければならぬと思ひます。その意味で、今回、私も、子ども手当というものを支給させていただくということにいたしました。

社会全体で子供の育ちを支えるという発想を行いながら、一方で、控除から手当という方向に大きくかじを切る。そのことによって、これは明らかに、高額所得の方々よりもそうでない方々にとつてこの子ども手当の意味が大きくなる、そのように我々は確信しております。私も子ども手当も手当を支給していただく意味も、まさに所得再分配機能というものを強化させていただくということに当たる、そのように私も理解いたし

ております。

○郡委員 総理も御承知だと思います。そもそも一九七一年、児童手当の法制化に当たつて、当時の政治判断というのは、所得制限を設ける、そしてまた事業主負担割合を縮減する、支給対象は第三子に制限をする、いわば脆弱な制度として生み落とされたわけでございます。

しかし、議論が始まりました当初は、政府の考え方というのはもつと前向きだつたやうでございまして、六〇年の所得倍増計画を初めとして、六〇年代の末までは、日本型賃金制度を、職務給とそれからまた社会保障としての児童手当の組み合わせに移行させるという、欧州をモデルとした構想の中で語られた時代もあつたやうでござい

ます。六〇年代に提唱された児童手当制度の直接的な政策目的は、是非はともかくといたしまして、扶養責任の社会化というのをどのように設計するか、社会保障制度の課題を提起した、問題提起したということでは、今日議論されております子ども手当にも通じるものがあるというふうに私自身も思つております。

年功賃金制度が担つてまいりました子育て費用、教育費、そしてまた住宅費、その他の生活保障機能について、どのような勤労者に、どの部分、そしてどの程度、どのように社会政策的な資源の再分配で賄うのかという課題を突きつけているのだというふうに思ひます。

そしてそれは、究極的には、同一労働同一賃金、それに基づく賃金制度の確立ですとか、それからまた正規、非正規、またジェンダーバイアスのかかつた男女の賃金格差、これを均等待遇を実現していく、そういうことにもつながつてまいりまして、セルフ・ヘルプ・ネットワークに裏打ちされたワーク・ライフ・バランスのとれた多様な働き方、生き方を選択できる、そんな社会をつくつていくということにつながつていくんだと思ひます。

総理、私は、子ども手当の政策というのは、こ

うした働き方ですとか、生き方の大変大きな部分にかかわってくる、この国の形をまさに提起するものであるというふうに考えております。選挙目当てのばらまきと批判が上がりましたけれども、私は、まさしく視野狭窄に陥っておられると思います。子ども手当の創設の政策意義、それをより強く国民に訴えかけるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○鳩山内閣総理大臣 全く郡委員のおっしゃる通りだと私は理解をいたします。

子ども手当のお話で議論をいたしているわけですが、子どもが考えております友愛社会、目指すべき社会、これは、ある意味でお互いに幸せを享受できるような、そういう社会をつくりたいということでございます。働くことによって幸せを享受する人、その人たちの幸せを社会全体でどのようにして分かち合うのか、あるいは、ある意味でのロードというものを分かち合うのかということも含めて考えていく必要がある。ある意味で、国のあり方そのものにかかわる話だと思っております。そういう中で子ども手当というものを考えていく必要があるのではないかと。

私は、まさに郡委員がおっしゃったことが非常に大事だと思っております。幸せというものを、あなたの幸せが自分の幸せだと感じ合えるような社会、子供というものを社会全体で支え合うということに対して、お互いに幸せというものを享受できる社会をつくり上げていくことができるのではないかと、そのように思っております。その意味で子ども手当の意義の大きさというものを、もつと国民の皆様方に知らしめる努力というのが政府に必要なのではないかと、そのように考えるところでございます。

○郡委員 総理、ありがとうございます。

ぜひ、子ども手当という入り口からこの国の将来像を大いに議論していただき、そして、その友愛精神に基づいた、幸せをだれしもが感じられるような、そういう社会を目指していただきたい、そういうふうに思います。ありがとうございます。

す。

○藤村委員長 郡君、ちょっとお待ちください。内閣総理大臣はたん御退席いただいて結構でございます。

郡君。

○郡委員 ありがとうございます。

従来型の日本の雇用政策、雇用形態というのはもはや壊れておりまして、雇用のフレキシビリティ、柔軟性と、そしてまた安全性、安心できる仕組み、セキュリティを組み合わせたフレキシキュリティの新しい道というのを今まさにつくっていくかなければならない、待ったなしのところまで放置されてきたのではなかったでしょうか。だからこそ、この子ども手当の議論を契機に、日本の未来図を大いに議論すべきだということに思っております。

先ほど鳩山総理からもお話がございました。子ども手当は、控除から手当へという考え方のもとで実施されるものであります。大沢真理さんの評ですけれども、逆進的性格を持つ児童扶養控除こそ、実は、児童の最低生活を保障する上では最も非効率なばらまきだということがございました。私も同じ考え方に立つものでございます。

そして、子ども手当の実施にあわせて、年少扶養控除が見直されることになるわけです。子ども手当は非課税所得となりますから、子ども手当によって手取り額がふえても、それによって保育料の負担がふえたりすることはないというふうに思いますが、扶養控除の見直しによって、保育料等の費用負担の基準の適用区分が変わって、結果的に子育て家庭の負担がふえるのではないかと心配する声が上がっているのも事実でございます。

そこでお伺いいたしますけれども、扶養控除の見直しに伴うこれらの心配の声にどのように対応されていらっしゃいますでしょうか。

○長妻国務大臣 今おっしゃられましたように、控除が廃止になって所得が変わるということで、厚生労働省所管のそれに連動する費用負担という

のを全部ビックアップいたしますと、もう数十にわたるようなものが影響を受ける可能性があるというところになりまして、これについては、これから、この問題だけではなくて、控除から手当への流れを加速するためには避けて通れない課題であるということと、税調の中に、控除廃止の影響に係るプロジェクトチームというのを関係各府省のメンバーで立ち上げました。

ことしの七月をめどに一定の結論を得るということで、基本的には影響を遮断していく方法を検討するというのが一つの原則となっております。方策を模索するというところであります。

○郡委員 このたびは注意をいたしました。そのプロジェクトチームで制度設計を図っていただきたいというふうに思います。

次に、子ども手当の支給について、具体的に二つほど確認をさせていただきたいと思っております。

まずは、定額給付金を支給する際に、住民票を異動させずに逃げていく親がいる場合、加害者である夫に定額給付金が支給されて親には行き渡らなかったというところが問題になったわけですが、子ども手当でも同様の事態になるのではないかと心配する声も聞かれます。

DV被害者に対する子ども手当の支給について御説明願います。

○山井大臣政務官 郡委員にお答え申し上げます。

DV被害者であつて、母親が父親と離れて子供と生活していても、そのお母さんが子供を監護しているという場合には、児童手当と同様にお母さんに支給をすることになっております。その母親の住民票を異動させなくても、現に居住する市町村に対し、婦人相談所等が発行するDV被害者に対する証明書を添付し、子ども手当の申請を行うことにより支給を受けることができます。

○郡委員 先ほど、総理に対する質問でも触れさせていただきましたけれども、子供の貧困というのは極めて深刻な状況でございます。子育て世代

を中心として、格差社会の是正や貧困の問題に対応していくことが必要であつて、子ども手当はその貧困問題への対応にも資するものである、そんなふうに考えているところです。

一方、生活保護世帯におきましては、子ども手当は収入認定されると聞きました。これによって、生活保護世帯について子ども手当の恩恵が行き渡らないのではないかと、このことを懸念する方もおられるようですね。この取り扱いについて、わかりやすく御説明願いたいと思っております。

○山井大臣政務官 お答え申し上げます。

この点は、生活保護受給者から、収入認定されて子ども手当の恩恵が生活保護受給者だけは得られないんじゃないかという不安の声が大きく寄せられておりました。

そこで、今回の法案においては、子ども手当は確かに収入認定はいたします。しかし、それと同額の手当、同じ支給対象者になるように、現行の児童養育加算を拡充するというようにいたします。したがって、生活保護世帯の子供にもひとしく子ども手当の効果が及ぶこととなります。

○郡委員 安心いたしました。

私ども、野党時代からチルドレンファーストを掲げて、これまでさまざまな政策提言をさせていただいたわけですが。昨年の夏の政権交代実現後、厚生労働行政においても新たな一歩が踏み出されたもの、そんなふうにもうれしく思っているわけですが、けれども、この子ども手当、先ほども申し上げましたとおり、この国の働き方、生き方も左右する、大きなこの国のビジョンを示すものであるというふうなことだろうと思っております。

子育て家庭の皆様方の大変大きな期待もございします。平成二十二年度に向けては、まず、早期の法案の成立を図っていただきたい。そしてまた、来年度、積み残された課題はございますけれども、しっかりと議論をしていただき、二万六千円の子ども手当の実現に向けて、ぜひ、決意のほどを大臣にお尋ねしたいと思っております。

○長妻国務大臣 今まで子育てに関する予算といふのは、議論にはなりますもの、余り大規模なもの、ほかにもっと重要なものがあるからという事で先送りをされてきた歴史がございます。一歩一歩、若干ずつは進んできたという認識がありますけれども、それでも、先進国の中で、GDPの比率で子供に関する予算というのはアメリカが最低なんですけれども、その次に低いのが日本だということで、これは少子化というのも結果的に加速をしていると考えております。

その意味で、平成二十三年度については本格的な制度設計、予算、財源については見出ししていくということを含意しておりますので、予算編成の中で十分に前向きに検討するというところであります。

○都委員 総理への質問の中でちょっと触れさせていたいただきましたけれども、実は、そもそも、児童手当の創設の議論が始まったときに、欧州をモデルとした構想の中で語られた時代もあった。その流れの中でILOの百号条約の批准というのも行われたんだと思いますけれども、しかしながら、四十年たつてもいまだその効果は、実効性は全くないわけでございます。子ども手当の創設、これを実行することを契機にして、扶養責任を社会化する。どういうふうな社会化するのかということを中心に議論をさせていただき、そして、来年度の本格実施に向けてなお御尽力いただきますようお願い申し上げます、私の質問を終えたいと思います。

ありがとうございます。

○藤村委員長 次に、橋慶一郎君。

○橋(慶)委員 自由民主党の橋でございます。

いつもは総務委員会の方へ、あるいは内閣委員会の方で質問させていただくわけですが、自治体の方の現場に昨年の夏までいたということもございいます。子ども手当のことについて、やはり市町村もかわるものが多い、そしてまた、市町村で実際、子供たち、お子さんたちのいろいろな問題

に接しておりますと、やはり現物給付的な中でいろいろな問題があるというところを感じるわけがあります。

そういったことも含めて、こういう機会をせっかく会派また同僚議員の皆様方の御許しを得ていただきましたので、きょうは、今まで思っているところ、少し気になっているところをまとめて、五十分の間で御質問させていただきたいと思っております。

質問の中では、先に、この子ども手当法案の、長妻大臣からも今まで児童手当、ガラス細工のようなどというお話もございました。法案の技術的には非常に難しい形になっているかなと思います。そういったこととあわせて、市町村にどういう形で配慮あるいは影響が出るのかということ、そして、後半では、現物給付の問題について、これは財源の問題にもかかわつてまいります。そういったことで、幾つか既に質問主意書等でも伺いました部分もございしますが、確認も含めて、ここで伺いをしてみたいと思います。

それでは早速、まず、子ども手当法案の解釈の問題から、少し技術的にはなりますが、三点、順番にお聞きをしたいと思えます。

最初に、この法案の第十九条で、基本的認識という条項がございます。これを読みますと、二十二年度のこれから支給されるお金、これまでの児童手当の支給対象要件に該当する者、いわゆる所得制限付きの児童手当ということで小学校六年生まで家庭に支給されていたわけですが、これについては児童手当の支給ということになるとすると、今までの児童手当の支給要件に該当する方には児童手当、その他の方々にはのみ子ども手当、このようにも読めるわけですが、そのように支給されるという趣旨であるかどうかの確認をさせていただきます。

○長妻国務大臣 まず大前提にございますのは、子ども手当法案の第二章に規定されているとおり、あくまで子ども手当として受給者に対して支給することになるということでございます。

今御指摘の第十九条につきましては、これは児童手当分を現行どおり国、地方、事業主が費用を負担して、それ以外の費用については全額を国庫が負担するというようなことをここであらわしているということでありまして、あくまで費用負担の一つの考え方に加えて、事務についても、先ほど来答弁申し上げておりますけれども、児童手当の支払いのスキームを活用させていただいて支払いの事務をするというようなことでございますが、あくまで第二章に規定されているとおり、この手当については子ども手当ということでござい

ます。

○橋(慶)委員 この児童手当法を引くということによつて、児童手当というものが、さまざまな意味に実は子ども手当法案の中では変わつていくということが非常に気になるわけであります。

その次の第二十条へ入つてまいりますと、今度は児童手当について、支給対象要件から所得制限を外した形で、要は、小学校六年生までのすべてのお子さん方について、児童手当という形に読み込んで市町村の負担を求めるということになつてくるわけでありまして。

子ども手当は子供の健やかな育ちを支援する目的ということであり、児童手当は家庭における生活の安定に寄与する目的であり、目的が異なるから、児童手当を子ども手当と新たに読みかえた、こういう政策意図だと思ふんですが、しかし、十九条では所得制限つき。二十条になるとまたこれが所得制限が外れて、市町村には本当は今までの児童手当と同じ額だけしか負担をさせない、最後はそうなるんですが、そう言われながら、この二十条では、今度は、児童手当は突然所得制限がなくなるわけでありまして。

この辺はどうしてこうなるのか、確認をしたいと思ひます。

○長妻国務大臣 これにつきましても、所得制限を設けないというふうにしたところでございますけれども、事務の手法として、所得制限を設けな

いとしたにもかかわらず、一たん児童手当という事務で所得制限の方々を把握して、そしてその後、所得制限のかかつていない方とあわせて支給をするということになると、実質的にはその分手間がふえるということにもなるうかと思ひますので、そういう条項を設けさせていただいて、手続あるいは事務の無用な負担をふやさない、こういうような一定の配慮をさせていただいてい

るべきであります。

○橋(慶)委員 内閣提出の法案ということでありまして。技術的にということとは理解するのですが、技術的にということによつて、児童手当というものがいろいろな形になつていく。そしてまた、児童手当と子ども手当は違うと言われながら、内閣提出の法案ですから、そういう技術的な理由の中では言つてみれば同じものになつてしまつたりするわけですが、この辺は非常に臨時的な措置だと思ふんですが、やはりそういう措置は解消されていかなければ法体系としておかしいんじゃないか、そういう認識はございませんか。

○長妻国務大臣 これについては、平成二十三年の実施の際に、これは負担の問題も大きな論点でございますし、先ほどの外国人の方の問題も論点でございますし、今御指摘の部分も論点として我々は制度設計をしていくということにしておりまして、またその際には、皆様方の御意見も賜りたいと思つております。

○橋(慶)委員 以上三点は、同僚の方々からも伺ひのあつた部分であります。要は、どうもこのあたりが、なかなか立法論としては難しいなと。児童手当の方の拡充を進められてもよかったし、あるいはもう少し段取りを踏んでやれば、もつときれいな形で立法できたんじゃないかな、ガラス細工がさらにガラス細工になつちやうなと。では、来年度に向けて非常にこの部分の解決ということが強く求められるんじゃないかな、あるいはここでもっと慎重であるべきじゃないかな、こんな思いをいたしております。

それはそれくらいにいたしまして、そこで、市町村の、いわゆる地方の負担の問題であります。

児童手当及び子ども手当特例交付金という形で措置されるわけであります。しかしながら、今お話がありましたように、所得制限を外してみたり、しかし、今までの児童手当に係る地方の負担と同じ負担にするというお話もあつたりということ、なかなかこの計算というのは簡単ではないと思います。つまり、本当に各市町村で幾ら児童手当にかかったかということがわかつていわれる国から補てんされるというわけではなくて、ある種の仮定を置いて推計をしていくことになるんだと思っております。

私の質問主意書第一六九号への答弁におきまして、政府の方から、必要な調査または推計の方法を検討しているところであり、各市町村の負担が基本的に増加しないよう十分に配慮をする、こういうお答えはいただいております。具体的には、どのような調査なり推計というのをされて、どのよう基本的増加しないようにできるのかということについてのお答えをいただきたいと思っております。

○金澤政府参考人 特例交付金の算定につきましては、それぞれの地方自治体の負担の状況を可能な限りしっかりと反映できるよう、現在、必要な調査、推計の方法を検討しているところでございます。

細部にわたりましては、厚生労働省と相談しながら現在詰めているところでございますが、基本的には、児童手当の所得制限が外れることによりまして新たに手当の対象となる子供の数等につきまして、地方自治体ごとに調査し、あるいは一部の数値につきましてはどうしても推計を入れざるを得ませんけれども、そうした作業によりまして各地方自治体への交付額を算出する方向で検討を進めております。

現行の児童手当特例交付金は、年度が始まります前の二月末時点の対象児童数を基礎として交付額を算出してあります。このような前例も参考としながら、実態に即した数値の捕捉と、他方で事務負担の軽減も考える必要がございますので、そ

うしたもののバランスを考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

○橋本委員 ありがとうございます。

要は、最初はすべて国費でされるということであつたわけですが、児童手当の分の負担を求めなければいけないとなつた、その中からそういった新たな形での問題がまた生じてくるわけでありま。かといつて、それを全数調査もしなければならぬ。市町村の負担が大きくなるということ、推計をしなければいけない。そうすると、本当はぎりぎり詰めますと、全く同額ということにはならない部分があるということかと思ひます。しかし、できるだけそこはしっかりとやっていただきたい、このように思うわけであります。

そこで、今審議官さんからの答弁にもありましたが、新しい受給者がふえてくるわけでありまして、所得制限を外すということ、中学校三年生、いわゆる十五歳までのお子さんに支給されるということ。そこで、これはいわゆる認定請求を受給者が行つて、それを認定して六月までに支給をしていく、そういうスキームになつてくるわけですが、これは市町村の立場でいいますと、新たに認定請求をされてくるお子さんといふますか、対象者さんの数はどれくらいふえるのかということについて、ここでお答えをお願いいたします。

○山井大臣政務官 お答え申し上げます。

新たに支給対象となる子供は約五百万人、そして受給者数では三百六十万人程度と見込んでおります。

○橋本委員 対象五百万人、受給者三百六十万人ということ、受給者というのはその家庭というのか、そういう意味です。はい、わかりました。

いづれにしても、それだけの方が新たに手続をとらなければいけないということであります。当然、今この法案の審議をしておるといふことで、言つてみれば年度末、年度初め、保育所の入所の申し込みがあつたり、いわゆる住民票の異動があつたり、いろいろなことで混雑をす

る中で、こういった形でそれだけの方に周知をし、認定請求をしていただき、そしてまた、児童手当と同じ考え方で認定をしていくということではありましようけれども、先ほど郡議員さんからお話があつたように、さまざまな境界事例もあるわけでありま。そういったことについて、すべて市町村でいろいろな形で対応しなければいけない、こういうことで、やはり影響というものはないとは言えないと思ひます。

そして、やはり地方としては、負担がないと言われたものを負担させられたというようないふことが、六団体としてはそういう意見であつたかと思ひます。そういった中で、ある意味で、地方に国としてお願いをしていくことになるわけですが、この自治体と窓口と与える影響をどのように国として配慮されるのか、ここでお伺いをいたします。

大臣からお願いいたします。

○長妻国務大臣 六月からの支給に向けて、制度の円滑な実施を図ることができるよう、これは本当に今まで以上に密に連絡をとるといふことで、ことしの一月十五日や一月十八日、二月二十五日、本省の方に地方から担当の部局長や課長の方に御苦労いただいて、時間をかけていろいろな御説明や御意見を直接お伺いするということ、今後ともそういう取り組みをしてまいります。

そしてもう一つは、第二次補正で御了解をいただいて、このシステム開発の経費につきましても、それを事前に確保させていただいたというようないふことで、できる限り、我々は、地方自治体がスムーズにできるような形で、情報提供やあるいはおしかりも含めた御意見も真摯に受けとめていきたいというふうな考えております。

○橋本委員 そんな意味では、いろいろ国と地方が打ち合わせをされながら、この事務を遂行していくわけですね。

その中で、これはなかなか、どうお答えいただけるかわかりませんが、この附属の話ですけれども、要は、六月、八月、十月ですか、二カ月おき

ですか、支給をしていくわけですね。ですから、必ずしも六月ということについて、これは難しいことを言ひますけれども、絶対全部頑張れという、頑張れ、頑張れと言われるとつらくなるわけですね。かといつて、頑張るなということとは言えないと思ひますが、しかし、その辺、ある程度やはり配慮いただくということについて、一応答弁をいただいております。よろしいでしょうか。意味はわかりますか。

○長妻国務大臣 これは、支払いのスキームは児童手当と同じ形を使つて、事務の軽減ということ、年々三回支給ということでございますけれども、これについて、我々も、先ほど申し上げましたようなことで、コミュニケーションをよくしていくということ、地方自治体の皆様方にも御負担をかけますけれども御努力をいただきたい、我々厚生労働省としても、最大限、いろいろな手順や、あるいはそういう措置というのをしていきたいというふうな考えております。

○橋本委員 ぜひ、一〇〇％ということのないように、よろしくお願ひをしたいと思います。最大限ということ、その外があるということでありま。

それでは、この六月末支給ということが第一回目ということになります。これはいつから用意ドーンということになつていくかわかりませんけれども、当然、市町村なんか、私の地元を見ておられます、まだ法案ということになつていませんから、これからいろいろな広報なんかをして、もちろん、マスコミ等ではかなり話題になつていふこととありますが、周知をされたり、それぞれの対象者の方に窓口へ来ていただいたり、そしてまた準備をして振り込みということになるんだと思ひますが、そういったことの市町村の事務処理のスケジュールというのを、国としてある程度想定されておりますでしょうか。それから、ソフトウエア開発とか、こういったこともありますので、その辺の大体の段取り、どのようにお考えになつていかうかということをご教へていただきたいと

思います。

○山井大臣政務官 お答え申し上げます。

まず、子ども手当の支払い時期については、現行の児童手当が六月、十月、二月となっておりまして、最初の支給は六月にしたいと考えております。

そして、市町村におきましては、法案成立後、こちらから施行通知、交付要綱を発出する予定にしておりますので、四点左右ですが、第一に、まずは新規対象者への申請の案内、申請書の送付及び広報の実施、第二に、新規対象者からの申請の受け付け、第三に、支給要件の審査、第四に、手当の支給、つまり、口座への振り込みといった流れになるものと想定しております。

この子ども手当の実施に当たっては、地方自治体の協力が不可欠でありまして、これまで全国厚生労働関係部局長会議等を活用して情報提供を行ってまいりましたが、また、平成二十一年度内に市町村においてシステム開発等が行われるよう、子ども手当に係るシステム経費として百二十三億円を平成二十一年度第二次補正予算に計上いたしました。

六月からの円滑な実施に向けて、引き続き、まさに橋先生のような市町村の首長さんの方々、元そうであった方々の声をよくお聞きしながら、情報提供などの取り組みで最大限の支援をしてまいりたいと考えております。

○橋(慶)委員 システム開発は第二次補正予算で措置されているわけですが、大体今どの程度進んでいるかというのを把握されていますか。これは通告していませんが、いかがでしょう。

○山井大臣政務官 お答え申し上げます。これについてはまだ把握しておりませんが、これから把握しながら、さらに支援をしていきたいと考えております。

○橋(慶)委員 やはり、システムをつくって、そのシステムが間違いないということが大事でありますし、また、現実、振り込みというのを、簡単に言えば、六月末支給と言われるんですが、現

実は、市町村は当然金融機関に、例えば一週間とかある程度前もって振り込み先を全部電磁的な記録のものにして渡さないとかなかなかできない。また、金融機関においても、実際、やはり金融機関の、今度は振り込みのシステムの容量というものがあるので、どこまでにということになります。

と、実際、これはかなり緻密にスケジュール的には組んでいかないと、なかなか六月末一斉にというのは問題が出てくるわけですね。それで、最初に、最大限という外側にある程度アローアンスというものも残していただかないとかなかなか大変じゃないか、こういうことを思うわけです。

要は、もし、ある程度助走期間が長い、例えば二次補正ぐらいで組まれて進めていくというようなことをされたり、臨時国会で法案の審議をされたりすれば、ある程度時間があるわけですが、これも、今の場合、非常に時間的には詰まっておるということであります。

スケジュールの妥当性ということについて、ぜひ配慮しながら頑張っていたきたいということをも、もう一度、政務官、一応頑張りますという御答弁をいただきたいと思っております。

○山井大臣政務官 お答え申し上げます。

確かに、政権交代後、私たち厚生労働省が一番頭を悩ませ、心を使いましたが、この子ども手当の支給というのは市町村がやっていたわけですから、ただでさえ市町村というのは今非常に事務が多くて、御苦労をされているわけでありまして、そういう意味では、やはり、今回のシステム経費を第二次補正で支援したことも含めてですけれども、市町村の声を聞きながら、最大限の支援をこれからもしていきたいというふうに考えております。

○橋(慶)委員 実は、第二次補正でやられますと、市町村でいいますと三月議会で、要するに補正予算として上程していくわけでありまして、そして、議会で議決されないとそれが執行できないというところになると、執行、いわゆる契約ができる

のは実は三月末になるという問題なわけですね。確かに国会では一月の終わりに通っているわけですが、それでも、それでは、実はタイムラグとしてはそれだけどうしても、議会と議会で、それぞれ議会でやっていかないとかなきゃいけないので、要は時間が過ぎていくということになります。

そういったことをお考えいただきながら、鳩山政権の一丁目一番地は地域主権でありますので、もちろん子ども手当、子供の育ちということもマニフェスト上大事ではありますが、その辺の調整ということについては厚生労働省さんと総務省さんでよく考えていただいて、余り地方に負担のないように、スマートな形でやっていただきたいと思うわけでありまして。

そこで、最初の、大臣にお伺いした趣旨に戻るわけですが、このガラス細工のような児童手当法と子ども手当の関係であります。

子ども手当法の附則第二条で、二十三年度以降の制度については、検討の上、必要な措置を講ずる、このようにされたわけでありまして、それは、二十二年度におけることと書いてありますから、当然、二十二年度しか適用されない法律だと思えます。しかし、ここで問題は、児童手当との関係を本当はどこかで整理しなきゃいけない。

ですから、これは立法論みたいな話をいたしますが、もし、確実に児童手当というものをから子ども手当に乗りかえらるという自信があれば、児童手当法の中にも、二十二年度で児童手当法をやめまじよ、そういう条文だつて書くことと思えば書けるんじゃないか。これは立法技術の問題ですが、この辺について、なぜ児童手当法の方にそういう同種の規定を置かなかつたのか、そしてまた、また確認でしつこいですが、児童手当というものはもしかしたら二十三年度で残る可能性があるのかどうかということについて、大臣の御答弁をお願いいたします。

○長妻国務大臣 これは二十三年度に向けて本格的な制度を実施するというようなことでございまして、そのときにはもちろん、児童手当法との関係

係について調整が必要になるというのは、そうなるというふうにも思うところでありまして、その詳細な制度設計の中で、児童手当法についても、どの部分をどうする、あるいはそれに完全にかわるような形にする。

ただ、事務のスキームについては、先ほど来申し上げておりますけれども、従来どこまで変更するかという大きな課題がありますけれども、あくまで平成二十三年度は子ども手当というように法律の構成を考えていくということになります。

○橋(慶)委員 ちょっと歯切れが悪かった部分もあったように聞こえたんですが、本当は、児童手当のスキームをそのまま使いつつ、目的を変えて、そして児童手当をそのまま子ども手当に乗せかえながら所得制限を外せばいいはずなんです。その辺、やはりできれば、法体系というものが連続と続いていくということからすれば、もう少しすっきりしたもの、特に内閣でありますので、すっきりしたものをおつくりになつていった方がいいと思っております。

これに関連して、今度は地方の立場で最後にどうしてもここは確認しなきゃいけないんですが、年末の四大臣合意であります。

児童手当の地方負担分の国、地方間の調整を図る必要は認められたわけでありまして。しかし、これも歯切れが悪い。やはりマニフェストどおり国が全額負担するんではないかと、でもなければ、あるいは地方六団体からそういう要望が出てくるんではないかと、どうもお答えとしてそれは、原口大臣も入った四大臣合意でありますけれども、もう一つ歯切れが悪い。何か違ったことにな

るのかな、そういう何か、いわゆる霧が晴れないという印象をどうしても持つんです。

ここはやはり地方六団体の声を聞かれて、あるいは、当初のくもろみどおりということであれば子ども手当全体の設計を変えなきゃいけないかもしれなくても、やはり国が負担をするとい

う当初の考え方を貫かれた方がいいのではないかと
思うんですが、いかがでしょうか。大臣の御答
弁をお願いいたします。

○長妻国務大臣　まず、これは昨年十二月、四大
臣合意ということで、合意書というのをごさいま
すけれども、基本的には、その財源については平
成二十三年度の予算編成の過程で検討していくと
いうことになります。

ただ、そのときに、子ども手当だけではなくて
大きな改革も組上るということでごさいまし
て、幼稚園と保育園の一体化ということも一定の
決着を図るというようなことの議論の中で、で
は、そちらの方の運営費をどういうふうにするの
かというの大きな焦点になると思いますので、
それとあわせて議論の中で、我々は、地方の御理
解もいただいた上で、財源、財政構成というのを
確定していきたいと考えております。

○橋本委員　これで前半の部分が終わるわけ
ですが、全体として申し上げたいのは、やはりこ
ういう一つの政策目的は理解できるんですが、こ
れを実現していくための手段なり立法ということが
についてはもう少し工夫があつていいんじゃない
か、あるいはもう少し慎重であつていいんじゃない
か、こういうことを私どもも会派も申し上げて
いると思いますが、そこがあるということ。

後段の方へ移らせていただく中で、今ほどおつ
しゃつた、例えばこれからいろいろ制度、シス
テムを変えていく際に、いわゆる交付税の問題、
あるいは交付金の問題、補助金の問題、いろいろ
ありますが、必ずしも、今よく言われている全部
一括交付金にすればいいとか、そういうことには
ならないということも少し指摘をさせていただき
ながら、そしてまた、現物給付に係る財源として
はかなりの財源が必要であることを指摘させてい
ただくという意味におきまして、後半二十五分
間、今度は真に求められる少子化対策というこ
とで、幾つかの論点について議論をさせていただ
きたいと思ひます。

最初は、冒頭でございますが、ここは特に、何

かを責め立てるとか、そういうことではござい
ません。大臣からは、少子化対策について、現金給
付、現物給付、ワーク・ライフ・バランス、三要
素を適切に組み合わせた形でやっていかなきゃい
けないという基本的な認識を示されているわけで
あります。

そこで、大臣、現物給付について、大臣なり
に、どういことが重点課題であるか、これは自
由答弁で結構でございます、お答えをいただき
たいと思ひます。

○長妻国務大臣　やはり現物給付といったとき
に、保育サービスということ、もう一つは、医
療のサービスも、今ほころびが見えているものを
拡充するということが大きな柱だと思つておりま
す。

その中で、御存じのように、少子化対策のビ
ジョンを五カ年計画で発表させていただき、保育
サービスについては、毎年五万人分定員をふやし
ていく。あるいは、病児・病後児保育とか延長保
育サービスとか、あとは放課後児童クラブについ
ても拡充すると同時に、小児科については、非常
に医療崩壊の象徴としても言われておりますの
で、その部分について診療報酬改定で手厚くす
る。あるいは、新生児の集中治療に、NICUで
すけれども、これも診療報酬をつけて、あるいは
後方支援のベッドについても新たに診療報酬を創
設するなど、手厚い仕組みをとつていきたく
い。

そして、もう一つは、不妊専門相談センターと
いうことで、お子さんが欲しいけれども、そうい
う医学的な理由で妊娠がままならないという方に
対する相談、対応ということも拡充をしていき
たいと考えております。

○橋本委員　ありがとうございます。

保育所の待機児童問題というのは、実は私は、
これは自分の恥ずかしい話ですが、私の地域では
なかったものですから、なかなか実感としてわか
りなかつた。東京であるところへ行つて、ようや
く、どういことがいことがよくわかつてま

いりました。何せ保育所を統合しなきゃいけない
ような地域なものですから、つくるといことが
なかなかイメージとしてわかなかつたということ
であります。

しかし、地方では、今大臣御指摘のように、小
児科医、例えば私のいた市などでは、全然新しい
開業がないんですよということを医師会の方から
言われたり、やはり非常に、お医者さんどこにい
るのというのは深刻な問題であります。

この医師不足の問題ですけれども、平成十六
年に新臨床研修制度というものが導入されて、
それで一気にこの問題が顕在化したという印象
を私なりに持つております。

自治体病院というものを任せられておりました
ので、ハードの問題よりむしろソフトの、お医者
さんがいればもつといういろいろできるんですよ
う声を院長先生からよく聞かされて私も仕事をさ
せていただいたわけですが、新臨床研修制度自体
は、いろいろな経緯で、これはよかれということ
で大改革をされたことは理解しております。しか
し、大改革の関係のための副作用として、余り認
識されていなかった副作用がここへ出てくるよう
に思つております。

この一連の流れについて、大臣の御見解とい
いますか、省としての御見解をいただきたいと思
ひます。

○足立大臣政務官　お答えいたします。

先ほど、大臣から診療報酬のことについてもお
答えがありましたけれども、私、一つつけ加える
とすれば、子供あるいは思春期の心のケアにつ
いてもかなり評価をしたということを一につけ加
えていただきたいと思います。

今の委員御指摘の点ですが、新臨床研修制度、
これ一つが原因であるとは考えておりません。い
ろいろ複合的な要素があるんだろうと。私もな
りに整理しますと、大きく五点はあつたであらう
と思ひます。

一つは、議員がおっしゃるように、この制度に
よつて大学の医師派遣機能が大幅低下してしま

た。具体的に言いますと、平成十五年度は大学に
約七二％がいたのが、二十一年度では四七％に
なつてしまつた。これが一点目。

それから、産科、小児科というお話が今ありま
したけれども、多分、それに周産期や新生児とい
うことも加えていただきたいと思います。それが、そ
らの科の先生方の過重労働の状況がある。

それから、今申し上げました科に関しては、女
性医師の比率が非常に高い。この方々が、M字
カーブと言われますけれども、結婚、妊娠、出産
を機に職場から離れられるということが大きな要
素であらう。

そして、医療に係る紛争の増加、訴訟を初めと
する紛争の増加が、これも拍車をかけている。

そして、もう一つ挙げさせていただきますと、
国立大学が独立行政法人化になつたこと。同時に
なりました。これについて、労働条件等、さまざ
まな改善が進んだことが、また大学に人がさらに
必要になつたということがそれが拍車を加えて、
地方の方、地域の方の医師が不足していった、そ
のようにとらえております。

〔委員長退席、中根委員長代理着席〕

○橋本委員　いろいろな要因とは言われるわけ
ですが、やはり、きつかけとして新臨床研修制度
導入ということが引き金であつたということは否
めないかと思ひます。

きょうは、この委員会に一つ資料を配付させて
いただきました。これは実は、私はお礼を申し上げ
なきやいけないんですが、医事課さんと随分や
りとりをして、こういうふうになつていただいた
資料であります。

これは、医師の国家試験の合格者数、いわゆる
大学周りというのは大学の学生さんと思つてくだ
さい、その人たちが、合格した方々と、その都道
府県でどこにいわゆる研修医として採用されて
いったかというものをまとめたいただいた資料で
あります。

もちろん、行き来した部分もあるかもしれませ
んが、ここで見てとれるのは、やはり大都市圏あ

では、それを二十三年度以降どういうところの考え方方で財源負担ということに關しましては、これは、事業主体である市区町村における妊婦健診の実施の状況を、我々がもう一回、どうその後基

金が使われ、運用されたのかというのを把握していった上で、今後財源のあり方を含めて検討するというところで、今のところは検討課題となっておりませんが、その十四回の妊婦健診ということの重要性というのは、これはもう地方、国、共有していると思います。

○橋(慶)委員 これを続けていくためには、やはり数百億円はかかることであるので、そういった予算圧力というものは来年末あたりということをお願いしたいなと思うわけです。

そこで、交付税の方に一応措置されているわけですが、算定に具体的にどう反映されているのか、技術的ですが、確認をさせていただきたいと思います。お願いします。

○金澤政府参考人 妊婦健診の助成に係る経費につきまして、地方単独事業として地方財政措置をされておりまして五回分に追加した九回分につきましては、国二分の一、市町村二分の一という費用負担割合でございますが、保健衛生費の単位費用に算入をしているところでございます。

具体的な金額で申し上げますと、交付税の標準団体、人口十万人規模の団体を標準団体としておりますが、その団体で六千七百万円、このうち二十一年度に拡充された分については二千五百万円という措置額になります。平成二十二年におきまして、同様の措置を行うことを予定しております。

○橋(慶)委員 十万人の自治体で、二十一年度で二千五百万円という数字をいただきました。

ただ、地方交付税の場合は、そういった積み上げとは別にまた地方財政計画で総額が決まるというところがありまして、これだけ地方交付税措置したからといって、その金額がずばり市町村にそのまま一対一対応で流れてくるわけではないということなんです。ですから、本当なら、地方の立場でいえば、やはり交付金化などして、厚生労働省さんの意思としてはつきりやっていた、だとすつきりする、ただ、そうすると、また財源としてはそこへよかしていかなきゃいけないものがある、そういう意味であります。

次に、乳幼児等医療費の公的負担の問題に移ります。

これは、子ども手当という話もあるけれども、例えば医療費の無料化とか、こういうところを一律にした方がいいんじゃないかという代替的な提案も会派によってはあるわけでありまして。

こは、一度ぜひ皆さんに御認識をいただきたいのは、きょう、資料を持ってまいりました。乳幼児等医療費に係る公費負担事業実施状況ということで、これは児童家庭局母子保健課調べの非常に細かいデータですが、これを持ってまいりました。

私がここで申し上げたいのは、ナショナルミニマムは何か、こういう問題になるわけでありまして。

都道府県におきまして、通院において、三歳未満までの措置のところから、東京都のように、済みません、裕福なと言っては失礼ですが、団体では、中学生まで、十五歳末まで全部無料だとか、このように、同じ日本の中で極めてばらついた状況にあります。これは実は、都道府県として右に書いてあるんですが、これをまた受けて市町村で独自に上乗せなどもされるものですから、この左側に、市区町村でもこのように、就学前のところ、あるいは小学校三年生まで、小学校六年生まで、あるいは中三までということで、非常にばらついておるということでもあります。

世の中、マニフェスト選挙ということがやはり自治体などにも波及するわけで、よく首長選なんか見ておられますと、この部分で、いや、今度は私がなったらこうします、ああします、こういう議論が花盛りなわけですが、私は、これがナショナルミニマムでないということが果たしていいことなのかどうなのか。基本的な今までの御答弁では、地方の自主性、地方単独事業でどうぞとおっしゃるんですが、それが本当に妥当なのか。同じ日本の中で、お医者さんにかかってお金を払う人と払わない人、それが三歳未満から十五歳まで、

そういうことにはばらついていいのかどうか。

大臣は、ナショナルミニマム研究会ということもされると伺っておりますが、このあたり、御感想も含めて、ここで答えをいただきたいと思っております。

○長妻国務大臣 まず、前提をいたしましては、御存じのように、平成二十年度からは、これは国として、全国一律で小学校入学前のお子さんの医療費については自己負担が二割ということにさせていただいております。これが国一律の、ある意味では最低限度の基準である。

やはり、地方自治体がいろいろな財源を使つて住民サービスをしていただくという中には、もちろん、それ以上乗せをしていくことが住民サービス、独自性ということでありまして、私はそれを全部否定するものではありません。上乗せにつく住民サービス、そして、それが非常にいいサービスであればほかの自治体もそれを取り入れていくということで、自治体間の視察というののも今も頻繁に行われているところでありまして、そういう意味では、最低限度を上回るいろいろなサービスは自治体ごとにされていくということについては、私はもちろんとめるものでもございませぬし、参考になるものは国が取り入れるということもあつてしかるべきだと思います。

○橋(慶)委員 基本的なお考えとしてはそれであると思いますが、物にはやはり程度問題というのがございまして、個性を出す、努力される、これはいいことかと思ひますが、これで見えていきますと、例えば多摩川を渡つて多摩川の東と西で違う、江戸川を渡つて江戸川の西と東で違う。そういうことが果たして、それは住民の人のせいでもありませんし、しかも二割とゼロということですから、これもかなり違うわけですね。

そういったものにある程度統一的な、例えばみんな全国一律で一割にしますよとか、いろいろな方法があつてもいいんじゃないか。特に、入院ということになれば大きく違つてくるわけ

すから、こういったものにある程度、全国的な基準というのを持たれてもいい、それはナショナルミニマムにされてもいいんじゃないか。それもまた、命を守る、あるいは子供の育ちを応援するという意味では大変大事なことでないか。要は、よりお困りの方により手を差し伸べていくということは、例えば入院なんということを考えたら、非常に大事なことでないかと思うわけでありまして。

これをぜひ指摘させていただくわけですが、もう一問、ここで、今度は逆の意味から申し上げます。

実は、いろいろな行政サービスあるいは医療サービスを受ける際に、ただということはずしもいいことではないんですね。やはり負担というものはある程度していただかないと、それは、ただということになれば何でも、よく言われるコンビニ受診という言葉もあります、本当は家庭配置業でも治るような病気でも、ばつとお医者さんにかかつてしまふ。それは今度、いわゆる保険制度全体を運営されている厚生労働省さんとしては余りうれしくない現象ではないかと思つております。ここには本当は、所得制限とか一部自己負担という議論は当然あり得べきことだ。

この辺についての、例えば医療費適正化という観点からはどういうふうにお考えなのか、ここで伺いをしたいと思います。

○長妻国務大臣 これは非常に難しい問題で、ある意味では永遠の課題とも言える話だと思ひます。

例えば、乳幼児の医療費を全額無料にした場合、不要不急の小児科受診が増加するのではないかと御指摘があるのも事実でありますし、その一方で、負担をできる限り軽減してほしい。では、患者さん自身が、これは大したことをなかなかに判断できないという現実もあつて、診療側から見ると、ああ、このぐらいは御自宅でお休ませば治るのにとおもつても、患者さん自身はやはり重大な

病氣だと思われておられるということもありますので、これはなかなか、軽々に決めつけるのは危険ではあるものの、やはり物には限度というのがございますので、実際にどういう状況になるのかというのも実態把握をした上で、全国最低基準を二割に二十年度からいたしましたので、その後、ほかの自治体がされておられる施策ももう一度検証しながら、その間合いというのをもとめていく必要があるというのは私も同感です。

○橋(慶)委員 何とか、紙が来る前に最後の一回、できましたか。ありがとうございます。あ、来ましたか。ちよつと早かったですね。日本脳炎の予防接種、今、中止されておりますけれども、これは再開の見通しのようであります。これについてどうするのか、そして、市町村への負担がかなり大きくなるわけですが、その手当てをどうお考えになつていらっしゃるか、最後にお聞かせください。

○足立大臣政務官 簡潔にお答えいたします。先生の質問主意書には、余り内容に触れた答弁はできませんでした。それはなぜかといふと、中間取りまとめをしているところで、三月十五日にその案に基づいて議論をするということでございますので、まだ書き記すことはなかなかできない。

今、大体何を検討しているかということだけ申し上げますと、ワクチンが、新たな細胞培養のものが認可されて、これを勧奨するのをごにするか、その年齢で、議員御存じのように、第一期のところにはやるべきだということなんです、ワクチンにはやはり量に限りがあるから、どこに勧奨して接種するか限定しなければいけない、それが定まつていない、ということ、その後の財政支援についてもまず定められないということ、そういう議論を今やっている途中であるということでございます。

○橋(慶)委員 ありがとうございます。要は、いろいろな現物給付にいろいろなお金がかかる。日本脳炎だって、今から打っていない人を打てばまたお金がかかる。ですから、今、子ども手当てということではなくて、いろいろなことにやはり財源を上手にお使いになつた方がい

して、そこから財政支援の方もいたしているところでございます。今後、未整備のところにつきましては、政府としては、しっかりと整備をするように、調査とそしてお願いもしてまいりたいというふうに思っております。

い、そしてまた、そうしないとみんなが困るということ、をぜひお考えいただきたい、ことし、あるいは来年、もう少しいろいろなことを検討いただきたいということ、をきょうは申し上げたかったわけでありました。

質問を終るに当たりまして、私、一言。この質問をつくる上では厚生労働省さんに随分いろいろなことを聞かせていただきましたが、大臣、大臣のスタッフは大変優秀でございます。そのことを最後に申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○藤村委員長 次に、高橋千鶴子君。

○高橋(千)委員 日本共産党の高橋千鶴子です。先ほどの総理質問に関連をしまして、資料を、同じものの続きを使いまして、保育問題に絞って質問を行いたいと思ひます。

先ほどは、総理に対して、十二月七日の厚労省の数字を伺いました。すなわち、認可保育所で十九件、認可外保育所で三十件という死亡事例が、平成十六年から二十一年までの五年間のデータであったということでありました。

資料の④を見ていた、だいたいと思ひます。これは昨日厚労省からいただいたものですが、ここには平成八年度からの数字がございました。十三年間で見ますと、認可保育所で三十五件、認可外が七十七件もの死亡事故があつたことがわかります。

最初に山井政務官に伺ひますが、このデータの意味を教えてください。

○山井大臣政務官 高橋委員にお答え申し上げます。この四ページ目のデータの意味でありますか。

これは、認可外保育施設の方が二倍以上死亡事例が多いということでありました。

○高橋(千)委員 そういうことではなくて、十二月七日にデータを受けた時点では、なぜ五年間ものしか出ないのか、これでは全然、経年変化と、先ほど私が指摘した規制緩和との関係ですと

か、そういうものがほとんど見えてこないのではないかと、厚労省はそういうデータがないのかという指摘がこもごもされてあつたと思うんですね。ですから、実は平成八年度からの数字はあつたのだ、では、本当はもっとあつたんだけれども、もう処分をされていたのかどうか、具体的にお伺ひします。

○山井大臣政務官 お答え申し上げます。

お子さんがお亡くなりになられた方々にも直接私も要望でお目にかかせていただひきまして、ぜひ真相を究明していただひきたい、さらなる調査をしてほしいという切なる要望を聞きまして、過去五年間にさかのぼつて調査を始めてさしていただひきまして、それを十二月七日に発表さしていただひいたところでありましたが、その際には、市町村の書類の保存年限の関係などもありまして、それより古いことになりましたと、市町村の保存年限を超えているところもありまして、十分なデータがないとか、それに、どういう書類の形式によつて報告するというのが、長妻大臣の指示でことしの一月からは統一書式を決めました、それまでは決まつておりませんでしたので、そういう体系的な調査ができないということ、過去五年にさしていただひきました。

○高橋(千)委員 それにしても、やはりある数字は出すべきではなかつたのか、このことはまず指摘をしておきたいと思ひます。

そして、先ほど紹介をしたように、⑤の赤ちゃんの急死を考える会の調査の意味をやはり本当に考えるべきだ。要するに、行政というルートがない中で、みずから新聞の報道記事や漏れ伝え聞いたことを頼りに、現地に行つたりして調査を集めたものである。ですから、もしやこの数字というのは、もっともつとその周りにあるだろうということが当然言えるわけです。しかも、死亡事故に限つておりますので、死亡には至つていないけれども、逆に、植物状態という形で後遺症と闘つて

いる、そういうお子さんもいらっしゃるわけですね。そうした実態を本当に見るべきだ。

集したときに、この耐震化率について、未整備のところについては十分に整備をするように、こういうお願いもいたしているところでございます。そして、私立の保育所につきましては、この耐震化の、例のこども安心基金というのがございま

今、いかにも認可外だけが大きいということが問題のように言われまされども、七〇年代に百七件も、三けたの事故があった、そういうことを考えれば、なぜここからものと調査がえぐられてこなかったのか。また、二〇〇〇年代に入ってから二十二件、これは全体の三割を超すまでに認可保育所の中で事件が起きている。これを本当にどう受けとめるのか、対応が問われると思うんです。そういう角度からきちんとした調査をするつもりがあるのかどうか、もう一度伺います。

○山井大臣政務官 高橋議員御指摘のように、本当に、私も当事者の方にお目にかかりましたが、やはりこういう過去の反省をもとに、どう改善していくのかということが非常に重要なことであります。子供の安心を信じて預けた保育所で、子供の命が失われたり、また、病気やけがが悪化するということがあったのは決してならないと思っております。

そういう趣旨も踏まえて、先ほども答弁しましたように、一月十九日の、今回長妻大臣の指示で出しました課長通知におきましては、ここにも書いてありますけれども、事故の報告様式というものもきっちりと定めまして、今後は、そのような事故があったときにはきっちりとこういう報告が上がってくるようにして、再発防止に努めたいというふうな思っております。

さらに、これを見てもみましても、認可外を利用している方が十分の一ぐらいであるにもかかわらず、十倍以上の方々が亡くなったという死亡事故が起きているということは、本当にけた違いに認可外の方が死亡の危険性が高かった、これはそういうふうな非常にショッキングなデータであったと思っております。

○高橋(二)委員 そこで、資料の⑥に、今紹介いただいた事故報告様式、一月十九日に厚労省が通知をしたものである。もっと早くこうしたことができればなと思いますけれども、しかし、保育の実態ですとか症状などを詳しく書く、また、そのときの発生状況などを詳しく書くようになったと

いうことは、やはり会の提言を受けてそういう調査に乗り出したんだろうということで、多々したと思います。

問題は、赤ちゃんには、自分の身に起こったこと、何が起こったかを証言することができません。顔に傷がある、唇を本当に傷がつくほどかんだ跡があり、もがき苦しんだことがわかる。我が子の変わり果てた姿を見て、親たちは、何が起こったのか、真実を知りたいと思います。しかし、経営者は、頻りに様子を見ていましたと平気でうそをつき、SIDS、突然死です、だから園にも市役所にも責任はないと言っていることが多かったのではないかと。

大臣の問題意識を伺いたいと思います。まず、事実を隠すということは何としても防ぐ、このことをまずどうやっていくのか、それから、きちんと原因も調べずに、すぐに突然死だという都合のいい理由で片づけるということはきっぱりやめべきだと思いますが、伺います。

○長妻国務大臣 この一月から詳細な調査票に書いていただくということでありまされども、今おっしゃられたように、その調査票に本当に誠実に書いていただけないことがある場合は、我々としてはどう把握するのかということにもつながると思います。

基本的には、やはりまずはその調査票、上がったものを分析して、そして不明な点があればこちらからも積極的にお問い合わせをする、そして、こちらからも実際にお話を聞く必要があると思います。

そして、もう一つは、保育所長などに、管理者に対する研修の中でそれを徹底するような研修もしていただきたいというようなこともお願いをしていく。あるいは、事故が起こった場合、親御さんにどういふような説明をすべきで、どう対処すべきなのかというようなことも、ほかの保育所の事例も含めて、研修の中で徹底させていただくというふうな取り組みをしていきたいと考えており

ます。

○高橋(二)委員 今、研修ですとか直接見てきたいというふうなことをおっしゃったと思いますが、けれども、やはり、また紙が来たとか、また調査がふえたというふうな受けとめで終わらないような、本当に政府の姿勢というものが大きく打ち出される必要があると思います。また、そのための、先ほど認可外の問題もありますけれども、監督権限の強化の問題ですとかやはり検討しなければならぬのではないかと思います。

資料の三番目に、一番新しい、ことしの一月に起こった事故ですけれども、郡山市の無認可保育園で、やはりうつ伏せ寝で一歳児が死亡したという事件、刑事告訴を両親がされたという記事を載せております。実は、ここに、この園で働いていた保育士の陳述書がございます。全部は読めないもので、一部紹介します。

この亡くなった赤ちゃんを担当していた保育士が、赤ちゃんを後ろから抱きかかえ、うつ伏せ寝にし、その上からバスタオルをかけ、さらに厚手の毛布で頭の上から足の先まですっぽり隠していたこと、とんとんと背中をたたいて泣いていた赤ちゃんが静かになると、さらに円柱形の、これは一メートルくらいあるんですが、重いまくらを背中の上に二つ並べたということも証言しています。赤ちゃんがその後ぐったりし、食事の途中だったので、離乳食が口と布団の間にへばりついて呼吸をふさいでいた、そういう様子が後でわかるんですね。

ところが、この保育士は副園長から、五分に一回は赤ちゃんの様子を確認したと言いなさい、まぐらは乗っけていない、顔は横を向いていたと言いなさいと迫られます。夜の緊急職員会議では、きょう起こったことは口には出さず、自分の心の中にだけしまっておきなさいと全職員に述べたそうです。証言では、この赤ちゃんが亡くなってしまったこと、副園長からうそをつくように指示されたことがショックで、その日の夜は涙と吐き気と偏頭痛がとまらず、一晩じゅう泣いたり吐いたり

りしてしましたと述べています。

この方の勇気は本当にすごいと思う、しかし、退職しなければ証言もできなかったわけですね。証言は、事故の状況だけではなく、この園が人手が足りなく思ったということ、食事の途中でも泣き出すと無理やり寝かせつけるとか、保育のやり方にも問題があったこと、保護者と保育者が直接会わないようにさせていたことなど、問題点を的確に指摘しています。

大臣に伺います。事故を検証するということが非常に難しいことです。また、このような証言を得られるということは非常にまれだとも思います。しかし、通報者を本当に守ることが、そういう中でこうした透明性を図るということが、どうしても向かっていかなければならないと思います。が、見解を伺います。

○長妻国務大臣 これは、事故が一〇〇%起らないようにするというのが基本でありますけれども、万が一事故が起こったときにはきちっとその状況を包み隠さず公表して、そして、再発防止に努めて二度と事故が起こらないようにするというのは、これはもう当然のことでもあります。

その前段として、これは国にも基準というのが保育所運営でもございますし、地方自治体の指導もありまして、それについて適正にしていこうということ、あとは、先ほども申し上げました、やはり意識を持っていただくということで、保育に携わる管理者の方の研修等を通じて、何しろ、安全第一、事故が起こらないようにする、そして、親御さんにも十分に保育の中身をガラス張りにしていく、いつでも親御さんが気づいた点を指摘できるような体制にするなど、透明性の確保というふうなことを研修を通じて徹底するというようなさまざまな取り組みの中で、事故が起こらない体制をつくるということが必要だというふう

に考えます。

○高橋(二)委員 例えば、認可外保育所の、今おっしゃった基準でいいにしても、六割以上が基準に合致していないというふうなデータがあるわ

けであります。この中身が、基準に合致していないといつても、さまざまあるわけですね。例えば、窓ですとか換気ですとか、そういうのが足りないということから、本当に子供の安全にかかわるもので、さまざまあるわけです。

そういう実態をきちんと検証していく、明らかにしていく、そしてその上で、もっと必要な権限を強めていくということもやらなければならぬと思います。と同時に、それでもやはり不十分なことを補わなければならないことがあるのではないかと。

公立保育所でも、もはや例外ではなくなっています。赤ちゃんの急死を考える会が〇八年六月にまとめた公立保育園や認可園の死亡事例集を見ても、例えば、鳥取県の町立保育所で、一歳四カ月の男児が押し入れの中にあつたいすに挟まって窒息死をしている。このいすというの牛乳パックでつくつたいすで、そのいすの角と押し入れの天井に頭を挟めて窒息死をしたということが認められた事件であります。また、同じ牛乳パックのいすから転落して死亡したという事故は、土佐市の市立保育園でも一歳男児でございます。溺死など、さまざまあります。

こうしたものを見ていきますと、この中には、保育士がちよつと目を離れたときに事故が起こっている場面も非常に多いと言えるのではないかと。あるいは、経験もない若い保育士が、引き継ぎも満足にされない、そういう立場の中で、ゼロ歳児、一歳児に食事を与え、目の前でリングゴのスティックを詰まらせて子供が死んでしまう、そういう事件も起こっております。

もつと人手があれば防げたのではないかと、ゆとりがあつて互いに連携し合えるという環境にあれば防げたのではないかと、そういう事故もあるのではないかと思います。人員確保の点について伺います。

○山井大臣政務官 お答え申し上げます。介護においても、医療においても、教育においても、保育においても、まさに現場のサービスの

質を決めるのは人です。人の数と専門性だと思っております。

そういう意味では、今回の子ども・子育てビジョンの中でも専門性の拡充というものをうたっておりますし、また、何よりも、今回の地域主権改革推進整備法案、高橋委員が一番気にされておられるのはこの点ではないかと思ひますが、この中でも、厚生労働省としては、この人員配置、数の部分に関しては、遵守すべき基準として最低基準を守つていきたいというふうに考えております。

○高橋千子委員 今、先取りして政務官がお話をされましたけれども、地方分権改革推進委員会の第三次勧告で、施設等基準について、原則すべて条例委任と。そういう中で、今おっしゃつたように、居室面積、面積といつてもいろいろ種類がありますが、居室面積の基準と人員配置基準などは義務として残したのだと。でも、全体で見ると、九割はまず取つたわねたということが問題なわけですね。しかも、範囲内だ、人員は守られていると言ひますけれども、その最低基準は、昭和二十三年に作成されて以来、何ら改善もされておられません。

実際のところ、例えば、乳児の基準でいうと、はいはいする前は、一・六五平方メートル。はいはいし始めると三・三平方メートル、畳二畳。ですから、足して二で割つて一・五畳あればいいんだと。いわゆる丸めでカウントしているというのが実態なわけですね。これは横浜市でもあつた。あるいは、北九州市でも一つの布団に、さつきベビーベッドに二人の話をしましたけれども、一つの布団に三人の子供を寝かせて、大人用のタオルケットを一枚かけている。でも、最低基準はちゃんと守つてあるんですよ、丸めだから。こういう告発が現場からあるんですよ。

これまでも、こうした丸めで基準オーケーを認めてきたのではありませんか。

○山井大臣政務官 高橋委員にお答え申し上げます。この人員配置基準というのは一番重要なところ

でありますので、ここに関してはこれからもちつち現場に守つていただくようにしていきたいと思ひますし、あくまでも基準は最低基準でありますので、それより上を目指していただくよう現場に努力を求めていきたいと思ひます。

さらに、今後行ひます次世代育成の検討会の中でも、今の人員配置基準で十分なのか、不十分なのか、そしてこの保育の質を上げるためにはどうすればいいかということ議論していきたいというふうに考えております。

○高橋千子委員 今政務官から、最低基準である、それより上を目指すのだという答弁がございました。

それを大臣にもきちんとお答えいただひて、総務省に對して、厚労省は最低基準は撤廃しないのだと言つてもらわなければなりません。要件を緩和したり、定数の上限を取り払つて子供を詰め込んで、そういうことをやつて、それに見合う人員配置ができるでしょうか。そもそも、最低基準がなくなりますと、運営費交付金の根拠がなくなつちやうなわけですね。

総務省がこの間言つてゐるのは、先日この委員会でも答弁がございました、民間保育所の一般財源化を、子ども手当の財源としてやつていくんだと。要するに、国が出す分を地方に移して、地方負担とバスターやる、こういうことを言つてゐるわけですね。これを絶対にやるべきではない、また、最低基準は絶対に取つ払うつもりはない、ということ、大臣、お答えください。

○長妻國務大臣 国の役割というのはどういうものなのかということでありまふけれども、憲法二十五条には最低限の生活があるし、ナショナルミニマムという考え方もあるということで、すべて、最低基準も含めて地方に自由にやつていただくということだと国の役割が果たせなくなるということ、私は、私も考えております。

ただ、その最低基準が、先ほども指摘をいたいただきましたように、昭和二十年から検証がされて

いるのかいないのか、なかなか不明確な点があるというの御指摘を受けておりますので、私としては、今ナショナルミニマム研究会をつくつて、そういう最低基準を見直す、あるいは新たな指標をつくつていくという取り組みもきちつとした上で、やはり最低限度、これは全国どこに住んでも保障されるというような基準があつて、そしてその上にプラスのオプションとして、プラスのサービスとして、いろいろ地方自治体ごとに展開をしていただくということが基本だというふうに考えております。

○高橋千子委員 最低限度は拡充こそすれ、それを取り払うものではないということ、これを上乗せしていくものではないか確認がとれたかと思ひます。その立場で絶対にぶれることなく頑張つていただきたいと思ひます。

ありがとうございます。

○藤村委員長 内閣総理大臣が到着するまで、しばらくお待ちください。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○藤村委員長 速記を起こしてください。

引き続き内閣総理大臣出席のもと質疑を行います。田村憲久君。

○田村(憲)委員 田村憲久でございます。総理、お忙しいところ、質疑のお時間をいただきました。ありがとうございます。今、参議院の本会議が終わつたばかりということで、息を切らしてこちらの方にお越しをいただきました。

きょうは、二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案、この審議でございますけれども、名前のとおり、二十二年度ですから、言うなれば来年度一年間の法律である。恒久法ではなくて、時限を区切つた法律である。それはなぜかといへば、いろいろな理由があるんだと思ひますけれども、一万三千万、満額支給ではございませんで、それに向けての第一歩という法律なんだらうというふうに思ひます。

これは、鳩山内閣の金看板といいますが、一丁目一番地だというふうにお聞きもいたしております。もちろん、一丁目一番地が非常に多くて、どれが二番地だ三番地なのかよくわからないんですけれども、我々は、一丁目一番地であろうなというふうに認識をさせていただいております。

当然、これは二十二年程度ですから、その後、満額支給の二十三年程度からスタートの法律を来年度通さなきゃいけないという話になると思います。すると、鳩山内閣の金看板ですから、鳩山内閣の継続性というものが問われる。

そこで、まず初めに、直接子ども手当とは関係ないんですが、この鳩山内閣が継続するかどうかというところで、非常に大きな問題、普天間の基地の移設問題で、総理が記者からの質問に対して、五月末までに普天間基地の移設先が決まらなければ退陣するの、かという問いに、一つ一つの政策の実現に向けて覚悟を持って臨む、当たり前の話だと言われた。この覚悟とは何かというので、ここ数日間いろいろな議論がありますが、これは、当然、退陣を含めてというふうな認識をさせていただいていいのでありましようか。

○鳩山内閣総理大臣 田村委員にお答えをいたします。

政治家はすべて政策の実現に向けて、特に、政権与党であれば覚悟を持って臨まなければならぬことは言うまでもない話だと思います。

野党の先生方はしばしば、できないとすぐに、それは退陣か、やめるのかという話でございいます。私は、そのような申し方をしているわけではありませぬ。

しかし、政策というものは、やはり実現をされなければならぬ。特に、普天間の移設問題に関しては、私が五月の末までに必ず結論を見出すと。特に、沖縄の県民の皆様方の御負担の軽減、さらには安全保障の立場からのアメリカの理解、こういったものを求めて、政府として案を決めて、その理解を求めるということを申し上げているわけでありまして、そのことは必ず実現を

しなければならぬ、そのような強い意識を持って臨んでまいらうということにございまして、決意のほどだと御理解をお願いいたし存じます。

○田村憲委員 私の質問に対してはノーだというお答えというふうに受けとめさせていたいただきました。退陣をするとは言っていない、こういうことであつたらうと思ひます。

今まで、皆さんが野党のときに、我々が与党であつたときに、同じような案件で、やはり、退陣するの、かしないのか、その覚悟はどうなんだという質問はよくいただきました。今、それをそのまま私はお返しをしただけであります。

これは、やはりそれぐらいの覚悟を持っていたかないと、実は子ども手当も、言われているようなマニフェストを本当に実現していただけのか、こういうふうな疑問を持つ国民の皆様方がたくさんおられると思うんです。

なぜこんな話をお聞きするかといいますと、やはり満額支給となると、言うなれば五兆四千億円という巨額の財源が必要になってくる。今年度は、地方それから事業主の負担、これは児童手当の枠組みの中で残して、そして他のマニフェスト、幾つかありました、全部やらずに、中にはやらなかったものもあります、そんな中で財源を何とか捻出して、それでも四十四兆円強の公債発行をするわけですね。税収は三十七兆円強ですから、昭和二十一年ぶり、終戦当時の大変厳しい予算になっておる。かなり御苦労されてこれをつくられたんだらうと私は思っているんです。

そして、では、二十三年程度から本当に満額になるのかという中で、総理がリアル鳩カフエなる総理の懇談会みたいなところで、私は皆さんにリアルサギカフエなんて失礼なことを申しましたけれども、このリアル鳩カフエの中で聞かれた中で、財源に応じて子ども手当の金額を考えるなどというようなことを言われたという報道が流れました。後で否定もされておられたというふうにも記憶をいたしておりますが、満額、仮に財源が、恒久財源が見つからなくてもやられるというふう

に認識してもよろしいのでありましようか。いかがですか。

○鳩山内閣総理大臣 リアル鳩カフエの話は、ある意味で、政治家同士の議論ではありません。お父さんをお持ちのお母さん方、お父さんも含めてありますが、その座談会の中で、むしろ、私の方から丁寧に説明をしたわけにございいます。

すなわち、今回、二十二年程度の財源の部分も含めて申し上げたつもりでございいます。今回、本来ならば二兆六千円というのが満額である。しかし、政権をとつて間がないということもあり、一生懸命財源の工面をいたしました。三兆三千億円という額を、歳出削減の中で基本的には見出ししてきた。その中で、最優先でこれは子ども手当に使わせていただくという判断になったわけであり

ますが、それでも全額ということにはならなかつた。財源というものに見合うような形でしっかりと子ども手当を支給していきたいということをお願いしました。

そこで、その先の話を、田村委員としては御関心をお持ちだと思います。

二十三年以降に関しては、当然、恒久的な財源が必要だということも言うまでもない話でございいます。私どもとしては、これは、行政刷新の担当の枝野大臣も登場する中で、徹底的に歳出の削減、今回は独立行政法人なども含めて行つてまいりたいと思つておりまして、そのような中で、予算の全面的な組み替えなども含めて、これから財源を見出してまいりたい。

国債を発行して、結果として、国債というのは子供たちの将来に負担になるわけでありまして、子供たちに対する手当を子供たちの将来の負担で賄うみたいな話というのは私どもは極力避けたいと思つております。そのような中で、しかし、できる限りそういう思いのもとで満額確保できるように努力をしてまいりたい、そのように思つておるところでございいます。

○田村(憲)委員 来年度は税収がかなり減るといふ見込みの中で、言うなれば四十四兆円、我々が

政権を担つていたときは当初予算で三十三兆円の公債発行費だったんですが、それを四十四兆円、十一兆円伸ばされました。

いろいろな理屈はつけられるんだと思うんですが、それならば、四十四兆円を二十三年度は公債発行でこれ以上ふやさない、もしふえるのなら子ども手当は満額支給をしないという話なのか、それとも、いや、四十四兆円からはふやすよ、それは子ども手当を満額支給しなきゃいけないからなんだという話なのか。

要は、今、安定的な財源をいろいろな事業仕分けで見出されると言われましたけれども、見出せなかつた場合には子ども手当は満額給付はしないというふうな御答弁と認識をさせていただいていいのでありましようか。

○鳩山内閣総理大臣 二十三年以降の話に関しては、私たちはまだ結論を出しているわけではありませぬ。

満額、すなわち二兆六千円を支給できるように最大限の努力をしたいということも、私どもとしては、これはマニフェストにうたつておりますものから、お約束を果たしていきたい、その決意でございいます。そして、それに対して、やはり我々としては、安易な国債の発行というものによらないで結論を見出してまいりたい、そのためには歳出削減というものをさらに徹底する必要があるということにございいます。

まだ結論が出ておらないところでありますので、私の方から先走つたことを申し上げるべきではないと思つておりますので、この程度で御勘弁をいただきたいと思います。私どもとしては、まずは二兆六千円満額支給できるようにしたい、そして、それも国債発行などの安易な形によらないで結論を見出してまいりたいということにございまして、どうぞ御理解をお願いいたします。

○田村(憲)委員 中期財政フレームを六月にはつくられるという話ですから、当然、これとかかわつてくる話なんです。三年後の日本の財政状況がどうかということは、当然、この子ども手当

ぐらいの大きさがあれば、入れるか入れないかによつてかなり結果が変わってくる。でありますから、六月までには当然結論を出さなきゃならぬ、そういうことでよろしゅうございますね。

○鳩山内閣総理大臣 私どもは、中期財政フレームを本年前半、でき得ればというか、まず、六月までにはつくり上げたいと思つております。当然、そのころに、いわゆるマニフェストの実現に向けた道筋というものも議論をする必要があるかと思つておりますので、歳出の部分とあわせて中期財政フレームになると思つておりまして、そのころまでにはめどをつけてまいりたいと考えます。

○田村(憲)委員 六月までには、この中期財政フレームの中に入れるためにめどをつける、決定をするというふうに受けとめさせていただきま

した。ただ、この資料を見ていただきますと、もうこれ、総理は言わずもがなだと思いますが、建設国債。コンクリートから人へというお話を、菅財務大臣、得意で、よくやられます。コンクリ、公共事業が日本の国の借金をふやしてきた、これが一番悪いんだと言われるんですけれども、建設国債と赤字国債を見ていただきますと、建設国債は平成十年あたりからほぼフラットなんです。赤字国債がずっとふえ続けてきておる。十年前、平成十二年と比べますと、建設国債は三十六兆円しか累積額ふえておりません。赤字国債は二百三十四兆円ふえているんです。

このふえている要因の主なもの、やはり社会保障費の伸びであります。そう考えれば、子ども手当は当然その社会保障費の範疇に入つてまいるのでありまして、ここですらに財政圧力がかかるべしというところ、公共事業を減らすといつた状況でありますから、事業の組みかえ等々でこれだけのお金を捻出するというのは難しい。となれば、社会保障の中でやりくりせざるを得なくなつてくるんですよ。医療にもお金がかかる、年金に

もお金がかかる、介護にもお金がかかる、もちろん障害者福祉にも、いろいろなものにかかる中で、果たして社会保障費の中を組みかえてこのような巨額な予算が出てくるかは、私は非常に疑問であります。

そういうことを指摘させていただき、次の質問に移らせていただきます。

総理は以前、子ども手当を配るに当たつて、今、給食費なんかの未納の問題がある、こういうものに関しては、天引きといひますか差つ引くというやり方はやらなきゃいけないよねというように、そんな御発言をされたと思ひます。

この子ども手当、来年度、二十二年度に關してはとりあえずそういう法律にはなつておりませんが、二十三年以降はここの給食費、さらに言えばほかに、民主党の皆さんとやりました例の国民健康保険の未納問題、お子さん方に対して特別立法をつくりました。今度、高校生までなんという

ことを政府は言われておられるようであります。が、本来、子供のことを考えれば、こういうような国民健康保険の保険料も差つ引いてもいいはずなんです。子供のことを考えるんですから、だから、そういうものも含めて、いろいろなものを天引きされるというふうな制度設計をお考えであるのでありましようか。いかがですか。

○鳩山内閣総理大臣 これは、これから長妻大臣ともよく相談をしなければならぬと思つておりますが、御案内のとおり、この平成二十二年度に關しては、子ども手当の受給者の方々に、次世代を担つてくださる子供一人一人の育ちを応援するという子ども手当の趣旨の一として使用していただくという趣旨をまず周知徹底していただくという趣旨を、例えば給食費の問題も含めて市町村方から伺つたときに、厚生労働大臣に検討の指示をいたしたところでございます。そして今、この問題に關しては、そのような周知徹底を図つていただいているところでございます。

平成二十三年以降、今、田村委員からお話がありましたように天引きをするかどうかというよ

うなことは、まだ決定をしているわけではありませんが、これはよく言われていますように、子ども手当でお父さん、お母さんがパチンコをしていてはならないことは本来あつてはならない。子ども手当ですから、子供さんのために使われるべきであることは言うまでもありません。

したがいまして、平成二十三年以降ということになれば、本格的な実施ということでありまして、そのような、いわゆるおかしな面に使われることがあつてはならないと思つておりますので、制度面あるいは運用面を含めた対応ができないか、この検討をするように厚生労働大臣に対して指示したところでございまして、今後検討をされるに認識しております。

○田村(憲)委員 この点は、総理の思ひはあとのきの発言であられたんだと思うので、その思ひをちゃんと実現してください。

手続上のいろいろな問題はあります。法制度上のいろいろな問題もあると思う。しかし、やはり私は、子供たちのためにこの子ども手当、配るのならば、ちよつと二万六千円は多過ぎるんじゃないのかなという気もしますが、ぜひとも子供たちのために使われるような、そんな仕組みを入れていただきたい。これは総理の思ひであらうと私は思つていますから、それを実現しなかつたら、何のための内閣か意味がわかりません。お願いしたいと思ひます。

ただ、今も申し上げた二万六千円という満額支給になると、総額で五・四兆円ぐらいの規模になる。これだけの金額を現金で給付するというやり方がいいのか悪いのか。

もちろん、日本の国はGDP比に占める家族支援策というのは、世界に比べると、先進国に比べると低いというお話はきのうの参考人の皆様方からのお話にもありました。○八いぐらいたと思ひます。うまく少子化対策、成功した国は大体三%ぐらいまで行つていてという話でありますので、それを引き上げるといふ意味では、今回、こ

の五兆円という、財源さえ見つければですけれども、それなりのインパクトはあるんだと思うんですよ。

ただ、今も総理みづから言われたように、幾ら周知徹底をしようとしても、そうじゃない親もあります。当然、二万六千円渡つて、全部子供に行くかどうかは疑問な点もたくさんあります。現物サービスをやつすのであるならば、これはすべて子供たちに行くんですね。

この資料の二枚目を見ていただくと、世界のといひますが、幾つか例を挙げております。ドイツ、フランス、スウェーデン、日本。現物給付と現金給付の比率を見ています。

スウェーデン、フランス、子供の数がふえている国というのは、フランスが非常にいい。どちらかという現物給付の方が多いという状況です。日本も今はそうなんです。でもともGDP比で家族支援策、金額が低いですが子育て対策はまだうまいといひませんが、もし子ども手当だけ、この二万六千円満額出しますと、何と七三・五対二六・五というふうな状況になります。横にありますがドイツは、これよりは低いですが現金給付の方が多かった、なかなか少子化対策のうまいいかなかつた国であります。フランスよくやるのが一番重要だ。

そして、きのうも参考人の方々からいろいろとお話をお聞きしますと、子ども手当、反対じゃないけれども、やはり全部これを現金で渡すとなると、このオーダーだと、ううんと言われる方がほとんどであります。これだけお金があるのなら、ほかに、じかに子供たちに使えようという現物のサービス、それをぜひとも充実してほしいな、それがほとんどの参考人の皆様方の意見でありました。

我々自民党は、こどもHAPPYプロジェクト特別委員会というのをつくりまして、いろいろと、子供の医療費の無料化でありますとか、育児休暇の取得でありますとか、多子傾斜分を強めた児童手当の拡充、幼児教育の無償化、また保育士

の待遇の向上でありますとか、さらには大学の給付型の奨学金、こういうものも含めてメニューを組んでおります。

そして、何よりも、こういうメニューをできれば交付金で地方に渡したい。地方によつて違いますよね、ニーズが。待機児童がいっぱいいるところもあれば、そうじゃないところもある。できれば延長保育をふやしたいところもある。そういうところに交付金として渡して、使い勝手のいい、最低の保育というものは国でやらなきゃいけないと我々は思っています。しかし、保育ママでありますとかそういうものは地方に渡そうというような、こんなことを実は今考えておるんです。

総理、これを見て、もうほとんど世の中の識者は、子ども手当、こんなに配るのはやはり問題あるねというふうに言われているんですよ。総理、どうか、一万三千円はもうほぼ強行採決で金曜日につちやうんだと思うんですけども我々は反対しますよ、二万六千円満額に関しては考え直していただきたいんですよ。考え直していただきたい。そして、もっと現物サービス、このニーズは多いですから、これの拡充の方にお金を回していただきたい。

今、いろいろと厚生労働省でプランを考えていただいています。が、財源の裏づけがないんです。これを回していただければ、ほとんどすべてできちゃいますよ。総額でも一兆数千億ですよ、最大限やつたって。今度のプラン、そうですよ。ですから、そちらの方に回していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○長妻国務大臣 まず、この表でございませうけれども、こういう傾向があると思いますが、そもそも現物支給の絶対レベルが低いということで、初めに現金支給が始まったことこういう形になるのではないかと思います。

これは、現金支給、現物支給ともども、アメリカを除くと先進国で最も低いということで、現物支給についても、五カ年計画の中でこの整備の数値目標を出させていただいていますので、これに

ついても、この比率が現物の方も上がるような、そういう政策に今後取り組むということであります。

○田村(憲)委員 だから、先ほど来言っていますとおり、赤字国債をふやしてきたのは社会保障なんです。それが悪いとは言いませんよ。消費税を上げなかった、いろいろな財源も確保できなかったから、そういうことになっているんです。

その中で、子ども手当は配る、今の現物サービスもまた新しいプランでやる。財源の裏づけはどうなるんだ。中期財政フレームの中にこれも入れてもらわなければ、財源の裏づけがない。本当に配るんですかという話なんです。だから、こんな夢のような話、本当に国民の皆様方が信じるのかなと、私は今甚だ疑問に感じているんです。

そして、二万六千円の根拠なるものが一体何であるのか、これも非常にわからない。二万六千円、これは一体何だったのか。

これは産経新聞の記事ですけれども、ここに、全国遊説で、女性の子供や孫の話をすると目の色が変わるんだ、やっぱり子ども手当を参議院選のマニフェストの目玉にしよう、これは小沢さんが言われたという話でございします。まあ、これはちよつと以前の話なんですけれどもね。当時、小沢さんが代表だったときの話らしいんですけれども。

ここで、では幾らにするんだというので、もと一兆六千円と言っていたあなの方のプランが、六兆円規模の子ども手当を創設しよう、割り返したら大体二兆六千円になったというふうな、これはあくまでも記事ですから、事の真相はわかりませんよ。しかし、産経新聞もここまで書いてあるんですから、それなりの裏づけがあるんだと思います。文句があるのなら新聞社に言っていたきたいと思ひますけれども、選挙目当てじゃないんですかという話になるんですよ。

私はお聞きしたいのは、これだけの巨額な財源を使うんです、財政のこともしつかりやっていた

だかなきゃいけない。しかし同時に、これの効果というものをどう検証するんだ。

この間も長妻大臣に質問をしました。大臣は何か、国民の皆さんから貴重な税金を預かって、それを使うときにはしつかりと予備的な調査をやつて、効果をしっかりとそこねらいをつけて、それができたかどうかということを今度は検証して、そしてそれを改善していく、これを必ずやらなきゃならないと言ってきたのはあなたですよ。あなたですよ。

なのに、今回は五兆四千億というような巨額のお金を使おうとしていて、今、何の目標もないという話なんです。子供がどれくらいふえていくのか、子供の貧困をどうなくしていくのか、そして子供の教育は、育ちは、そういうことの何の目標もない。これをまず出してください。出していただかなければ、我々は、こんな巨額な税金を使う、その第一的は二十二年の子ども手当法案、これに関してはやはり賛成はできないし、さらなる皆様方との議論をしなきゃならないというふうにしてあります。

総理、今の私の意見に対して、必ずこの効果というものの、予想というものはどういうものがあるのか、計画を出していただけますか。いや、総理ですよ、総理。これは総理。

○鳩山内閣総理大臣 今、田村委員からお尋ねがありました、この効果というものをしっかりと検証する必要がある。私はそのとおりだと思ひます。

まず、児童手当の効果というものを検証する必要があるかと思ひますが、それをさらに拡充してさまたち制度を変えていくわけでありまして、まず初年度、半額ではありますけれども、一万三千円支給させていただくというこの効果はしっかりと検証する必要がある。そして、それに基づいて、さらに我々とすれば満額というものを考えていくと、そのときの効果がどのようになるかということも、ある程度の予測はこれからかなり正確にできるのではないかと、私はそのように

考えております。

せっかく国民の皆様方の税金を使わせていただくわけですから、それを、ある意味で、必ずしも効果はなかったんじゃないかと言われたくはありません。したがって、この二十二年、皆様方が予算を上げていただいた後、この子ども手当というものを支給させていただく効果というものは、やはりそれなりにしっかりと私もとすれば検証する義務がある、そのように考えております。

○田村(憲)委員 計画としつかりとした検証をやつていただくということありますから、よろしく願ひします。

まあ、鳩山総理もいつまでも総理大臣が続くわけじゃありません。未来永劫ではありません。やがて任期も来ますし、それまでに退陣ということもあるかも知れません。どうか、これだけの税金を使う、後に負担を残す、飛ぶハトが跡を濁さないようにしっかりと願ひしたいと思ひます。

○藤村委員長 次に、古屋範子君。

○古屋(範)委員 公明党の古屋範子でございます。本日は、子ども手当法案につきまして、鳩山総理に基本的な論点について伺ひをしてまいります。よろしく願ひいたします。

まず初めに、私たち公明党が拡充をしてまいりました児童手当の改正における民主党の対応と本法案の関係性について伺ひをいたします。

現行の児童手当制度、議論が始まりましてから十年以上の年月を経まして法案提出に至つて、施行に当たつては、三年間、段階的に支給対象を広げてきた、そういう経緯がございします。

また、その後も、御存じのとおり、公明党は平成十一年十月以降、連立政権に参画する中で、一貫してこの児童手当拡充に取り組み、五回にわたつて改正をしてまいりました。

平成十二年には、支給対象が義務教育就学前までに拡大。翌年の十三年には、支給率を支給対象

年齢の児童の七二・五%から八五%に引き上げる、この所得制限も緩和をし、十六年には支給対象を小学三年修了前まで、さらに十八年には、小学校修了前までに拡大するとともに、支給率を九〇%に引き上げる、こうした所得制限の緩和。そして十九年には、三歳児未満への支給額を一万円に引き上げる、このような改正を行ってまいりました。

この児童手当の拡充をばらまきと批判し、法改正に伴う四回のこの拡充案すべてに民主党は反対をしてこられました。このパネルにあるとおりでございます。

総理、限られた財源の中でだれもが納得できる形で児童手当を拡充する、こうしたやり方が、現実の財源を考えれば責任ある現実的な政策の進め方ではないか、このように思います。

そして、問題点は、本法案の内容が、公明党が拡充し、民主党がことごとく反対をしてきた現行の児童手当制度の上に成り立っているということとあります。ここで私が指摘したいのは、本法案の内容が、公明党が拡充をして、そして民主党がこれほど、四回も反対をした児童手当、その上にそのまま乗っかっている形になっているこの子ども手当の制度設計そのものであります。

質問のたびに何度も申し上げている点でございますが、児童手当法の規定に基づく給付に上乗せして支給されているこの子ども手当法案、これは、手当の名称は違いますが、実態としては児童手当の拡充にほかならない、こう言わざるを得ないわけでありまして、公明党が主導してきた児童手当制度の拡充がなければ、現政権でこの二十二年、ただでもさらに大きな財源が必要となっていたはずであります。

現行の児童手当の枠組みを活用する本法案を提出されたわけでありまして、これまでの児童手当に反対をしてきた民主党の対応、これが誤りであった、このことを率直にお認めいただきたいと思っております。いかがでございますでしょうか。

○鳩山内閣総理大臣 古屋委員にお答えを申し上げます。

げたいと思います。

私ども、野党という立場の中で、公明党さんが児童手当、それを時代的に徐々に拡充をされてきた、そのたびに、まだこれでは不十分だということとで反対をしてまいりました。今、そのことに關しては、反対をしてきたということの御指摘、そのとおりでございます、そのことを否定する何物も持ち合わせておりません。

むしろ私は、具体的に、平成十二年から十九年の改正において、支給対象者の範囲の拡大とか、あるいは手当額の拡充、所得制限の緩和といった拡充が図られてきたということは、いわゆる子供の健全育成の面から見れば、それなりに大きな役割を児童手当は果たしてきた、そのように理解をすべきだと思っております。

その児童手当の上に、平成二十二年の私どもの法案はある意味でそれをさらに大幅に、所得制限を外す、額をふやす、中学まで含むという形で拡充をさせていただいたということでございます、ある意味での健全育成の、子供の発育の意味においては思いを同じくする立場だ、そのことはやはり申し上げるべきだと思っております。

公明党さんが努力されてこられたこういった児童手当制度の拡充の歴史というものを基礎にしながら、私どもとしては新たな子ども手当という制度を構築したと思っております。ただ、平成二十三年以降の制度設計ということになると、まだそのことに對してはこれからの議論に任す必要があるということでございますが、平成二十二年の私の子ども手当に關しては、今申し上げたとおりでございます。

○古屋(範)委員 総理御自身、児童手当の拡充があったからこそ今回の子ども手当法案の提出がある、こう御回答になったというふうな受けとめております。言い直せば、今回の子ども手当制度はやはり児童手当の拡充にほかならない、このことを再度指摘しておきたいと思っております。そこで、この二十三年以降の子ども手当についてお伺いをしてまいります。

本法案の附則第二条には、「子ども手当の平成二十三年以降の制度の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とあります。

要するに、これは、二十三年以降の子ども手当については、今総理もおっしゃいましたように、支給額や費用負担のあり方等について全く方向性が示されていないということではないか、この私は本会議で質問いたしました。長妻大臣からは、昨年の十二月の四大臣合意を踏まえつつ、平成二十三年度予算編成過程において、財源のあり方も含めて改めて検討することとなっている、また、政府全体で本格的な制度設計に向けて検討し、改めて法律案を提出したいとの御見解を示されました。

しかし、民主党のマニフェストでは、二十三年以降は満額の一人二万六千円を支給する、これが国民との約束でありました。これにつきましては、ことしに入って、政府内でも財務副大臣の否定的な発言が飛び出す、総理御自身の発言にもぶれが見られます。

満額支給するためには、五・三兆とも五兆五千億とも言われる巨額の財源が必要であります。これをどのように手当てされるんでしょうか。

鳩山総理は、二月八日の衆議院予算委員会におきまして、事業仕分け等による無駄の排除による歳出削減努力を徹底する、このように答弁をされております。果たして、この無駄の排除によってのみ、子ども手当に係る巨額の財源を賄うことができるのか。子ども手当制度を恒久的な制度として継続していくとするなら、確かな安定財源を示す必要があるとあります。二十三年以降に於いて子ども手当制度を恒久的な制度とするのであれば、子ども手当の趣旨、目的に相応した制度設計を早急に示すべき、このように考えます。

そこで、鳩山総理に改めて、この子ども手当、二十三年以降、満額の二万六千円支給できるのか。地方負担、また事業主負担、このあり方も含めた制度設計、そして財源についてお伺いをいたします。

します。

○鳩山内閣総理大臣 古屋委員から、二十三年度以降の子ども手当に關してのお尋ねがございました。

私ども、平成二十三年以降、当然これは恒久的な財源を見出す必要があるということで、満額、すなわち二万六千円、国民の皆さんにお約束をした満額を支給したい、そのような思いを今持つておりまして、すなわち、マニフェストどおりに実施することを考えているところでございます。

言うまでもありません、そのためには財源をどのように確保しなきゃならないかということでございます。

先ほど、中期財政フレームの話もあったわけでございますが、この財源の確保に關しては、行政刷新の担当大臣の努力のもとで、独立行政法人あるいは公益法人などに対して抜本的な見直しを図っていくながら、歳出というものの削減を徹底していくというのがまず一点でございます。それとあわせて、予算の見直しも徹底して行わなければなりません。

制度設計に關して、今こですべてが、結論が出ているというわけではありません。むしろ、平成二十三年度の予算編成過程の中で、財源のあり方を含めて、関係方面の皆様方の御意見などもしっかりと承りながら結論を得たいと考えているところでございます。

○古屋(範)委員 満額を支給したい、そういう御希望、そして、そのために歳出削減の努力を行い、あるいは制度設計についても今後の検討である、そのような御答弁でありました。

経済的に非常に厳しい子育て家庭におきまして、では、二十三年以降、我が家の生活設計は一体どうなっていくのか、こうした将来予測が立たない、このようなことがあつてはならないと思っております。

こうしたこと、子供の生活環境、養育環境に直接影響が及ぶわけでありまして、早急に二十三年度

以降の財源、制度設計を明らかにしていただきたい。これは国民のために明らかにしていただきたい、このことを再度申し上げておきたいと思っております。

次に、児童養護施設等に入所している子供についてお伺いをしたいと思います。

本法案では、子ども手当は子供を監護する親に支給される。最も援助を必要としている子供に手当が支給されない、このようなケースが問題となっており。例えば、両親がいなくて児童養護施設等に入所している子供、また虐待により措置入所をしている子供、あるいは里親のもとで育てられている子供、このような子供たちであります。

その一方で、今大変問題になっております虐待、また育児放棄、このような問題を抱えた親は、給付を受け取つたにもかかわらず、それを子供のために使わない、このようなケースが予測されるわけであり。さらに、配偶者からの暴力を受けている被害者が子供を連れて別居している場合、こうしたときにも手当が子供のために使われるためには、確実にその被害者側に支給をしていく必要があります。

次代の社会を担う子供の健全な育ちを支援する本法案において、最も援助を必要としている子供に対して手当が支給されない、このようなことがあつてはならないと思ひます。

厚生労働大臣は、法案提出後、各委員会、安心子ども基金を活用して子ども手当を支給するという意向を示されております。この場合、安心子ども基金による措置がどのようなものか、またDV被害者へ支給する仕組みをどのようにお考えか、二十三年以降における手当についてどのような制度を盛り込むのか、改めて総理から御答弁をいただきたいと思ひます。

○鳩山内閣総理大臣 これは長妻大臣が先般話されたとおりだと理解しておりますが、いわゆる児童養護施設などに入所しているお子さん方こそ、本来子ども手当が支給されるべきである方々

だと思ひます。そういった、苦しい、あるいは困つた、かわいそうな立場の子供たちに対する配慮というものが必要であることは、論をまたないことだと思つております。

こういった、いわゆる施設内の親がいらないお子さん方については、子ども手当、この平成二十二年以降においては支給されないということになりましたけれども、安心子ども基金の中の地域子育て創生事業というものを活用して、実質、施設に対してではありますけれども補助をすることによって、子ども手当相当分が支給されることにしたいということでございます。

そのようなことを二十二年以降は行わせていただきますが、平成二十三年以降の制度設計の中でも、こういったことはしっかりと考えていかなきゃならないと思つております。まずは、二十二年以降はこのようなやり方にするつもりになりましたが、時間がありますので、その間に、平成二十三年以降のあり方に対して、子ども手当をどのようにしてそういった方々に支給できるのか、真剣に考えて答えを出す必要があるのではないかと、私はこのように考えております。

○古屋（範）委員 ただいまの御答弁、今回、私が先ほど申し上げたことを法律案に盛り込むべき、このように思ひますが、この点はいかがでしようか。今回の法律案に盛り込むべきと思ひますが、いかがでしようか。

○鳩山内閣総理大臣 恐縮ですが、今回の法律案には盛り込まずに、今申し上げたような形でしっかりと手当をするようにしたいと考えております。

○古屋（範）委員 最後に、二十三年以降の総合的な子育て支援策についてお伺いをしたいと思います。公明党では、四年前にこうした少子社会トータルプラン、坂口元大臣を本部長といたしまして、約二百ページにわたる総合的な子育て支援を提示いたしております。そして、今回、政府では、子ども・子育てビ

ジョンというようなものを発表されました。これに關しましては一定の評価をするところでありますが、問題は、やはりその財源であります。

二十三年以降、子ども手当の満額支給だけでも、五・三兆あるいは五・五兆とも言われる財源が必要であります。この財源そのものが見通しが立たない中で、その他のこうした子ども・子育てビジョンについてどれだけの財源を充てることができるのか、この点、非常にこれは不明確であるというふうに思ひます。子育て支援のバランスを欠いているとの指摘を受けても仕方がない、このように思ひます。

フランスにおきましても、V字形に出生率が回復している、それは、現金給付だけではなく、一九九〇年代から現物支給というものにシフトしてきた、その効果が上がっているわけであり。現金給付だけではなく、しっかりとこうした総合的な子育て支援が必要だというふうに思ひます。が、これについていかにお考えでしようか。

○鳩山内閣総理大臣 今、古屋委員がおっしゃいましたように、総合的な子育てのビジョン、子供ビジョンというものが必要だということは、私も同意でございます。その思いのもとでビジョンをつくらせていただいている、そのようにも理解していた、だいたいと思つております。

私どもは、数値目標という言い方がいかどうかわかりませんが、子育て支援に關しても、いわゆる待機児童の解消のために、毎年五万人ずつというような形で保育サービスを強化できるようにしたい。そのためには、しかし財源が要るぞというお話もございました。

財源の手当も含めて、私ども、やはり少子高齢化、高齢化対策も充実しなければなりません。が、やはりこれからの日本というものを考えていく上で、子供に対するビジョンをしっかりと総合的につくり上げるということは大変重要であります。そのための財源というものは手当てでも生み出していきながらビジョンを示してまいつてきていとも思つておりますが、さらに総合的なものに

仕立て上げるための工夫もこれから考えてまいりたいと思つております。ぜひ公明党さんのさまざまな御協力も願えればと思ひます。

○古屋（範）委員 総合的な子育て支援策、これを強く求めまして、質問を終わりにいたします。

○藤村委員長 次に、柿澤未途君。

○柿澤委員 みんなの党の柿澤未途でございます。五分間しかありませんので、駆け足で伺います。

子ども手当と定額給付金との違いについて伺います。

麻生内閣の定額給付金は、給付対象者一人につき一万二千元、六十五歳以上また十八歳以下については二万円支給されました。

現金給付として行われること、しかも十八歳以下に二万円と手厚くしていること、コンセプトは今回の子ども手当と似通っているものがあるように思ひます。しかも、支給されたら貯蓄するとい

う人が多いのも、今の時点では意向としては似ているようにも思われます。現金給付ということ、お金に色はついていませんので、本当に子供たちのために使われるのか、いささかの疑問も残るわけであり。

この定額給付金について、鳩山総理は、野党時代の去年一月二十九日、衆議院本会議で、究極の大愚策、悪質な選挙買収、税金の無駄遣いというふうに強烈に批判をしていました。

私たちも定額給付金には反対です、渡辺喜美代表はそれがきっかけで離党したぐらいであります。しかし、現金給付を、何にでも使えるお金を六月支給に向けて地方自治体に相当な無理をかけながら強行する、七月の参議院選挙前の支給を何何でもという、これは悪質な選挙買収という言葉がそのまま返つてしまふのではないかと

いうふうに思ひます。

効果という点でも非常に似通っている定額給付金と子ども手当、一体どう違うのか、お伺いをし

として活用する」、それから、飛びますが、「また、児童手当の地方負担分についても、国、地方の負担調整を図る必要がある。」

ここに書いてある意味を私なりに解釈しますと、いわゆる住民税の分、所得税の分はちよつとあれでしょうが、住民税の扶養控除の廃止や特定控除の廃止に伴ってプラスになる地方増収分、そして、現在の児童手当の手当てにおける地方の負担分は、これはいずれにしても地方にお渡しするわけではなくて、いわば国の管理下で子ども手当の財源にするか、「最終的」とここに書いてありますから、見た目は全額国庫負担でも、その分は今国が負担している分を同額減らして、そしてその国の負担分をこちに回してと。いずれにしても、そういう形で処理をしますというふうに書かれているように思われるんですが、その真意を御説明いたしたいと思います。

○長妻国務大臣 詳細については、二十三年度予算編成の中、幼保一体化の中で議論するというところでありますけれども、今も御紹介いたしましたが、この増収分については、現物サービスに使われるところもありましよう、そういうようなものもあるの考え方の後、その財源があるかないかも含めて議論していく、そういうような意味で書いているものと理解をしております。

○加藤(勝)委員 理解していると、大臣、署名されているんですから、大臣自体が解釈権者であるんですね。だから、これは他人が書いたら理解できないですけども、大臣は解釈権者でしょう。だから、ちよつとその説明の仕方は適切ではないというふうに思いますし、もう少し限定的に言えば、「最終的には子ども手当の財源として活用する」と明確に書いてありますから、少なくともその分は地方に負担をお願いしますよ、こういう趣旨ですか。

○長妻国務大臣 これも先ほど御提示いただいたこの総務省のホームページからの資料で、平成二十三年度というのは、子育て政策、地方と、ある

意味では現物支給が地方という趣旨が書いてございます。

その意味では、この増収分について仮にどういうような配分になるかというのは、これは検討事項でありますけれども、そこである程度のボリュームを見るということになると、その増収分のボリュームがそこに使われるということになれば、この子ども手当の財源としては活用できなくなるわけでありましよう、そういうようなことも含めて予算編成の中で議論をしていくということを、昨年十二月に四大臣の合意ということで行ったわけでありましよう。

○加藤(勝)委員 いやいや、これは方針を書かれているわけですね。これについては検討するというわけではなくて、こういう考え方でやっていくという方針でありますから、それは今ちよつと大臣おっしゃっている、非常にあいまいに「ごまかしたような御説明をされた」と思いますけれども、むしろここははっきり言われた方がいいんじゃないんですか。すなわち、児童手当の地方負担分、あるいは地方税分がふえた分は、これは引き続き地方に子ども手当、あるいは玉突き形で使っていくという考え方、ただ、それを越える分、これについては地方の負担を求めませんというのが全額国庫負担の趣旨だ、こういうふうな明確に言われた方が、私は、地方に対して混乱を与えない。

すなわち、今回の当初の話から、全額国庫負担が地方負担になった。それは、地方から見れば、児童手当分だけだから基本的にそんなに変わらないだろう、こういう印象も、私も最初持ちました。しかし、地方は、この負担がなくなること、これを前提に、それなら保育所をつくらうとか、いろいろな議論をし始めていた。それでまた話が戻ってしまった。

こういうことから、やはり地方に対しては正確な、少なくとも政権としてのイメージをはっきりお伝えしておかないと、何か全額国庫負担で、今地方が持っている児童手当の地方負担分も、これも地方の自由にお戻しますよというか

のような印象を地方に与えることは、私は正確ではない、政権の皆さん方の思っている趣旨にはない、こういうふうな思っんですけれども、確認をしたいと思ひます。

○長妻国務大臣 これは、大きく言うと、地方が負担をしていただいているものについては、現在、児童手当のような現金支給と、あるいは保育サービス、現物支給、二つあるわけでありまして、今回は、平成二十三年度予算編成の中で現金支給だけの比率配分を考えるとということではなくて、先ほど来申し上げておりますような幼保一体化も含めた現物支給の地方と国のあり方、現金支給の地方と国のあり方、全体の中で議論をしていくということでありましよう、そういう中で、この地方財政の増収分については、そういう両方の議論の中で適切に判断をしていく、そういうような趣旨であります。

○加藤(勝)委員 いや、何かちよつと違うと私は思います。

いずれにしても、地方からして、やはり途中で話が変わるということは非常に混乱するわけですね。予算というのは、国でいえば、春から始めて年末にかけてつくり上げ、そしてそれをそれぞれの会議で審議をしていく、そういう長いプロセスの話でありますから、例えば、もう二十三年度の話がこれから始まるわけですね。これは国が始まるのと同時に地方でも始まるわけですから、やはりそのメッセー、地方公共団体に、誤解と私は申し上げておきますけれども、そういうことがないようにはっきりしたメッセーをお出しになる。

今のは、割合をどうするかという問題をおっしゃいましたけれども、それでは、結果的に地方にもちよつと負担を求めることがあるのかないのか、やはりそういう問題が当然出てくるわけでありましよう、その辺は、はっきりとしたメッセー、ごまかしのないメッセーを出していただけかなければならないというふうに思ひます。

続いて、「子ども手当の支給と扶養控除廃止の

家計への影響」というのを三枚目に用意させていただきました。予算委員会でも若干申し上げて、その後、これは厚生労働省、財務省、総務省が予算委員会に提出をされたそうした資料をベースに、私の方でつくらせていただいたものであります。

まず、一点確認しておきたいんですが、これは「前提」に書いてありますが、片働きで子供一人という場合で、支給増加額は、子ども手当の支給額を一万三千円のままという前提であります。負担の増加額は、所得税、住民税のこでは扶養控除の廃止分しか書いてございません。もちろん、対象になるのが、特定扶養控除の対象の人たちはここに入つてきませんから、当然それは除いております。

それについて、まず、三歳未満のところを見ていただきたいと思いますけれども、結果的に、今回の子ども手当一万三千円のままであるとすればですけれども、要するに八百六十万、今児童手当をもらっている皆さん方は、三歳未満の子供さんについては基本的には負担がふえているということがこの図から見てとれると思ひます。さらに、小学生の段階でも、七百万。

そして、仮にこれからこの制度がずっと恒常的につながるとして、来年生まれた、二十三年からですか、二十二年からですか、生まれた子供さんがずっと中学生まで行く間、現在の所得控除、扶養控除と児童手当という制度と、新しい今回の子ども手当と扶養控除を廃止した、その場合、一体どれだけ違うんだらうか、こやうやって計算したのが中学生までの累計になりますけれども、これでもわかるのは二点あります。

例えば、ここでは、七百万円の方は残念ながら、一万三千円であれば結果的に負担がふえるということになります。これは七百万だけをとりゃんじやなくて、多分六百五十万から八百六十万円くらいですかね、二百万ぐらいの年収の人たちは負担がふえるということがここから見てとれるというのが一点あります。

それからさらに、九百万、一千二百万の方と五百万、三百万の方を比べても、年収の多い方の方が結果的に増加額は多い、こういうこともここから見てとれるわけでありませうけれども、この実態を見て、大臣のコメントをいただきたいと思ひます。

○長妻国務大臣 まず、若年者扶養控除、年少者扶養控除ともいいますけれども、それが廃止になるのは、所得税は来年の一月からでございます。そして、地方税については平成二十四年度からであります。

そして、今お示しいただいた表は、これは予算委員会でも申し上げたかもしれませんが、現在児童手当を支給している者との差額を取り出してここにお示しをさせていただいておりまして、差額についてはこういうことが言えるのではないかと思います。

ただ、我々は、控除から手当へということで、全体の根つこの部分から見えていただきますと、控除というのは年収の高い方に有利になる、絶対金額はその部分が優遇されるわけでありまして、所得税の累進度合いに比例をして、控除から手当になりますと、実質の根つこの手取りについては年収が高いほど減っていくということで、控除から手当への考え方というのは本当に手当が必要などころに手厚く措置できる、こういうような考え方というふう到我々は申し上げておるところです。

○加藤(勝)委員 今、実施時期が違ふというお話がありました。実施時期が違ふと。二十二年年度だけでいえば、この間の予算委員会でも申し上げた、もつとその差、いわゆる負担の増加額というのはきいてきませんから、もつともと年収が高い方が有利になるということはおもに既に明らかになっているわけでありませうから、それをおっしゃるともつとその傾向は強くなるし、少なくとも、今おっしゃいましたけれども、確かに、白紙でゼロから入れればというような、いろいろな議論があると思ひますが、制度というのは、やはり制度

を変える前と後との違いが大事ですから、ということ、少なくとも、今の一万三千円であれば、七百万を中心とした世帯は負担増になるんだ、このことは大臣はお認めいただきたいいいですね。

○長妻国務大臣 先ほど、地方税について、年少者扶養控除の廃止は平成二十四年度からということでございますけれども、これも繰り返しになりますけれども、差額だけを見て言えさういうことも言える。つまり、今まで児童手当を全くもらっていない方については、その差額だけでいえば今御指摘のようなことが言えると思ひますけれども、我々が申し上げておりますのは、全体の金額、この全体の額が、これは税金でお支払いしているわけでありまして、それについて、年収が高い方ほど、控除の廃止とセットになっておりますので実質的な手取りが減るというようなことでもあります。差額だけであれば、御指摘のとおりだと思います。

○加藤(勝)委員 少なくとも、今大臣のお話があったように、七百万を中心とした、一万三千円のままであれば、我々はどうか考えても二万六千円というのは大変難しいと思ひますけれども、であれば、逆に、子育て世帯の支援ではなくて、子育て世帯の負担ということが今回の一連の税制改正を含めて行われているということがここからしっかり読み取ることができるといふことを、まず御指摘したいと思ひます。

それから、前回、所得制限、この所得制限とも絡む議論になりますけれども、昨年の十一月に、今財務大臣をされている菅大臣が、納税者番号制度が導入されて所得把握ができるようになれば所得制限についても議論があり得る、そのような趣旨の御発言をされておりますけれども、例えば、大臣として、今確かに所得把握というのはなかなか難しいというのが実態であります。そのことと、それから具体的に入れたときの技術的問題もいろいろあると思ひます。そういうのがなければむしろ所得制限ということも議論の中に入れてもいい、こういうふうにお考えですか。

特に、先ほど来から子供世帯の貧困ということがあります。では、貧困を、例えば相対的貧困率を使うのがお好きなようですけれども、それを使えば、全世帯にばらまきよりは、下の、所得の低い方により支給を厚くした方が貧困率は改善される、これはだれが考えても当然であります。そういう意味からも考えて、所得制限というのは、限られた財源の中で、仮に経済的支援という観点から考えれば、私はより合理的な判断ではないか、こういうふうにお思ひますけれども、その辺の大臣のお考えをお示しいただきたいと思ひます。

○長妻国務大臣 マニフェストの中でも申し上げていることなんですけれども、控除から手当へというふうな流れを我々は考えていくというのが大前提です。

仮に、おっしゃられた質問の観点で申し上げますと、もし控除の廃止を一切しないで、例えば、手当だけを所得制限なしで配るといふことがあるとすれば、それはいろいろな議論が、私も申し上げたと思ひますけれども、これは本当に、控除を廃止するとセットで所得制限をかけない、こういうような考え方に基づいているところでありまして、私は、この手当の考え方というのは所得制限をかける必要がない。

そして、これは諸外国の例を別に日本がまねする必要はないんですけれども、諸外国においても、調べてみると、こういう子ども手当的なものをしているところは所得制限がかかっている、こういうようなこともありますので、あくまでもセットとして議論をいただければありがたいというふうにお考えであります。

○加藤(勝)委員 こういう話になるとセット、さっきの話は実施時期が違ふ、こういうことでありますけれども、私は、今答弁がございましたけれども、諸外国でも、これはまた後で二万六千円のところでもやりたいと思ふんですけれども、例えば税額控除については、税額控除という制度をとっている国では、すべてが同じ金額の定額ではなくて、所得が高い人ほどその金額は減らしてい

くとか、いろいろな仕組みを実は入れているんです。だから、理念としてはあるかもしれないけれども、しかし、現実の厳しい財政事情の中の答えとして、私は、そういう意味では所得制限というのは十分とり得る制度ではないか、また、とるべき制度ではないかというふうにお思ひしております。

それで、その関係で、条文の二十三条に例の寄附の規定があります。所得制限の議論をしている中で、高所得者の人は寄附の規定がある、こういう話にたしかつながっていたというふうな記憶をしているんですけれども、これは、何でわざわざ寄附の規定を入れたんですか。

いわゆる通常でも市町村に対して寄附ができません。そして、市町村ではそれぞれ、こういう寄附であればこういうふうに使いますといういろいろな手続をとられております。そして、児童手当と違ふのは、児童手当は子供を養育している家族、いわば保護者に注目している、これは、子ども手当は子供に注目している、たしかこういうふうな答弁が、総理大臣が長妻大臣がちょっと忘れましたが、されておりました。

では、子供に着目された、まさに子供に対して本来なら直接渡してもいいものをいわば親に渡している、その子ども手当を、どうしてこういう形で、親の判断で勝手に寄附をするという、よりしやすい仕組みをつくるのか。もともと寄附はできるんですよ。できないんじゃない、できるものを何でそんなことをするんですか。おかしいじゃないですか。御説明してください。

○長妻国務大臣 これは、この法案の二十三条にあるわけでございますけれども、寄附であります。が、「市町村は、この「受けた寄附を、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために使用しなければならぬ」ということで、市町村は何に使つてもいいというわけではございませんで、これはいろいろ、親御さんのお考えで、いや、自分の家では子ども手当は、人様の、社会全体のお子さんの健やかな育ちを支援するために使

用してほしいと思われた方がおられれば、寄附をできる仕組みが必要なのではないか。

つまり、一般の寄附であります、一たん市町村もお金をお支払いして、現金を受け取って、そして寄附をするということで、事務もあるいは寄附される方の手間もかかるというようなことで、これは申請をしていただければ、その方に現金が渡る前に市町村がお金をそちらの方に寄附できる、こういうような寄附が促進されるような仕組みも埋め込んでいくことであります。

○加藤(勝)委員 寄附をするために子ども手当をまくわけではないので、これは明らかに矛盾しているんですよ。

だから、本当は所得制限を入れるという方が正しくて、寄附ができるような人にまで何で支給しなきゃいけないのか。やはりそこに根本的な問題がありますし、これはちよつと私の観念的なことを申し上げましたけれども、まさに、子ども手当としてもらって自分の給与と一緒に使ってしまう、その後、寄附した分が子ども手当分なのか自分が稼いだ分なのか、これはなかなか判別できません。しかし、この場合は、明らかに子ども手当でもらったものがそのまま寄附されますね。そうすると、寄附金控除というのがあらずね。もしこの金額について、寄附金控除、当然適用されます。しかし、もともと税金がかかっていないお金です。

そういうような、非常におかしなことがいつばい起きていますよ。これは絶対に趣旨と、もともと所得制限をつけるかどうかという議論の中から、多分、思いつきでこういうことになったと思いますけれども、これは本質的に矛盾している。このことを一つ指摘をしておきたいと思っています。

次に、これからの二万六千円の議論が先ほどありました。総理からは、次の中期財政の見直し、六月まででこの二万六千円問題は決着する、このような趣旨の答弁が先ほどあったというふうに認識しておりますが、そもそも、何で二万六千円

なのか。

大臣は、子ども手当の額については、第一に、子供の育ちに必要な基礎的費用の相当部分をカバーする、第二に、諸外国の手当制度と比較して遜色ない水準とするといった点を総合的に勘案し、民主党において総合的な判断のもとマニフェストに盛り込まれ、国民にお約束した額云々、こういう答弁を本会議でされておりました。

まず、第一に、子供の育ちに必要な基礎的費用の相当部分ということでありますけれども、その関係で出していた資料が四枚目の資料であります。これは、財団法人の子ども未来財団の子育て家庭の経済状況に関する調査研究等を使って算出をされたということで出てきておりまして、まあ、うまいことに、最後、平均月額二万五千四百三十三円。新聞によると、いろいろデーターを駆使してその数字に当てはめたなどという党関係者の発言があるというのが毎日新聞に載っております。

この資料の中で、さらには、もう一枚めくっていただきたいと思うんですけども、これは、実は、子ども財団の費用の一部を出してきた費用なんです。各学年ごとに若干支出項目が違いますが、小学校の低学年のところを取り出してみまして。

この中で、めくっていただいて最初の資料と比較をしてみますと、「食費」の二十四万八千二百円というのが、左に丸がありますが、下から二番目の数字がそのまま適用されています。それから、被服費等は、その下にあります「被服及び履物」の十萬一千八百八十八円。そして、基礎的学費というのが、「学校教育費」と「学校給食費」、これがちょうど二十六万八千三百三十一円、この合計額というふうな形で各年齢を区切って計算をされているわけですが、私がそこで不思議に思ったのは、何で家庭教育費というのを入れられないのか。

そして、別途厚労省から出ている資料というのがありまして、その中で、これはお手元につけてありませんが、年収別に見ると、食費、被服、教

育等々で見ると、一番差があるのは、実は、教育にかけるコストなんです。これが教育格差を生み、そして、それぞれの子供さんの将来に大きな差異を生じさせかねない。何でこの議論のときに家庭教育費というものをに入れて議論をしないんですか。

○長妻国務大臣 これはまずは、いろいろ今試算を出して、民主党の試算も出していただいておりますけれども、これで何かセレクトして決めたというものではないです。ずつと答弁をしておりますように、基本的な経費の相当部分をカバーできるような形と同時に、諸外国の子育て支援にかける予算、そういう規模も勘案して判断をしてこの数字を出した。当然、マニフェストを作成するときには、財源の制約というのがありますから、それも見た上でこの数字をお出し申し上げているということでありまして、何か一つ一つを積み上げて、それで決めたということではありません。

○加藤(勝)委員 それでは、基礎的な費用というのを示してください。

○長妻国務大臣 この基礎的な費用というのは、項目で言うと、食費や被服費、基礎的学費などを基礎的な経費だということに理解しておりますけれども、当然、この積み上げで二万六千円という数字を決めたということではありません。先ほど申し上げているような、さまざまな海外との比較や財政的な制約なども見て決めているところでありまして、いろいろな経費を入れれば、それは一個ずつ積み上げていくと二万六千円よりも大きな金額になるということもあると思いますけれども、我々は、そういうような考え方での数字を提示しているということでもあります。

○加藤(勝)委員 いやいや、これはちよつと申しわけないけれども、その答弁では先に進めません。だって、大臣は基礎的な費用の相当部分とおっしゃっているんだから、どこが基礎的で、そして相当がどのぐらいかというのを示す責任は大臣にあります。示してください。

○長妻国務大臣 ですから、申し上げましたように、食費や被服費、あるいは基礎的な学費ということでもあります。

○加藤(勝)委員 それだったら全額じゃないですか。相当部分じゃないじゃないですか、違いますか。

○長妻国務大臣 いや、そういう基本的な経費ということで、今の子ども財団の試算でも、二万六千円からはそう遠くない経費になっていると思えますけれども、この試算だけで決めたということではありません。これは、先ほど来申し上げておるように、他国のGDP比も含めた考え方、そして財政の制約等で決定をさせていただいて、皆さんに御提示をしているということであります。

○加藤(勝)委員 いや、外国の話は次にやります。大臣の判断が大事なんです。どこが必要なのか、そして相当だ。だって、二万六千円というのは一番大きいポイントじゃないですか。だから、この子ども財団の資料だけじゃないと言ふのなら、ほかの資料も出してください。そして、その上で大臣が、どのぐらいの部分が、それは物によって違うと思えますよ、でも、これとこれとこれとを見通したところで、大体このぐらいの金額で、それでこうなんだ、そういう判断をされていると私は思いますよ。そうじゃなかったら、二万六千円、二万六千円、二万六千円なんて言えるはずもない。それを出してください。

○長妻国務大臣 これは、まさに加藤委員もお示しをいただいています、五ページにありますこの資料も、これも当然一つの参考として、我々、マニフェストをつくるときにも拝見をした資料でありまして、これだけではなくて、財源の問題、あるいは海外との比較の問題で決定をさせていただいたということで、先ほど来申し上げておりますけれども、一つ一つの積み上げでそれを決めたということではありません。

○加藤(勝)委員 いや、今一つ一つの答弁、全部ずれていきますよ。変わっていきますよ。これではで

きません、質問が。きちんと答弁してください。さっきおっしゃったのは、この基礎的な相当部分については、これも一つだ、こうおっしゃったんですから、ほかにあるはずですから、出してください。

○長妻国務大臣 いや、ですから、その基礎的な費用の相当部分をカバーするというようなことで二万六千円ということを示しておきまして、それは、今示していただいたような項目の中で、我々が言っているのは、食費とか被服費とか基礎的な学費などということを上上げて、これを決定させていただいておるところです。

○加藤(勝)委員 いやいや、だから、さっきから同じことを何回も繰り返しているのであれですけども、大臣の答弁は、基礎的な費用というまじり概念があつて、その相当部分という価値が入っているわけですね。だから、ここを出しているのは全額じゃないですか、これは。だから二万六千円だ、こういうお話でしょう。

そうじゃないんだと最初は御答弁をされたんですから、だから、これ以外にもいろいろ資料があつて、そして大体このぐらいだろうな、だから、その何割、五割かもしれない、三割かもしれない、こういうお考えを示されておられるんですから、そこをきつと、資料を出してください。

○長妻国務大臣 ですから、お示ししていただいている四ページの資料、この資料であります、ほぼ二万六千円というような経費になりますけれども、そして、五ページ目にございますけれども、では、その基礎的な学習の教育費というのをどこまで含めるのか、これは人によって違うでしょう。この資料では、基礎的な学費をかなり限定的に絞つてここに提示していると思ひますけれども、それ以外のものが基礎的と考える方もいるかもしれません。

そういうようなことも含めて、我々は、海外の事例も見てこの水準を決めさせていただいたということでありま。

字がまず出てくるわけですから。そうすると、今お話があつた、では、これで決めたんですか、お出しになった数字で決めたんですか。そこをはつきりしていただきたいと思います。

それから、やはり必要な基礎的な費用、ほかにもいろいろあるかもしれないと。だから、皆さん、いろいろな話を聞いて、大体このぐらいが子供にかかる費用だね、だから、そのうちの何割かは負担しようね、こういう考え方が、私は余り賛成しませんが、あり得ると思ひますけれども、まさに、今私どももいただいているのはこれしかないんですよ。だから、これで二万六千円を決めたんですか、私どもはそうしか思ひない。

○長妻国務大臣 先ほど来申し上げているように、これだけで決めたわけではないというのは、先ほど来申し上げておきまして、例えば、この資料だけで言うと、四ページには基礎的な学費と書いてありますけれども、この五ページの示していただいたこの資料については、当然、この中に基礎的な学費という文言はないわけでありま。

では、基礎的な教育費を、もつと、例えば、最低限の書籍代とか、あるいは塾に行く最低限のお金も基礎的な教育費だと思はれる方も、これはいらつしやる。だから、我々は、相当部分をカバーするというような表現で、この積み上げだけでなく、海外の事情、あるいは財源、こういうものも含めて決定をさせていただいているということなんです。

は、これはだめですよ。皆さんが決めたからやるんですって、そういうわけにはいかないんですよ。

やはり、どういう基準でもって出してきたか。だから、少なくとも、だれだれが考えているじゃないんです、政府として、大臣として、子供の育ちに必要な基礎的な費用はどのぐらいか出して、ください。

○長妻国務大臣 これは、委員の求めがあつて、四ページの資料も出させていただいているというふうな考えておきまして、先ほど来申し上げていまずけれども、この四ページの資料ですべて決定したというわけではありせんけれども、もちろん参考にはなつてはいるわけでありまして、これで十分、我々は御理解を何とかいたしたいというふうな考えておきま。

繰返しになりますけれども、一つ一つの金額を積み上げて、それで決定したというわけではありせん。

○山井大臣政務官 今御質問されておりますが、例えば、加藤委員、御理解いただきたいんですが、れども、児童手当も五千円から一万円に上がつていったわけで、なぜ五千円だったのか、なぜ一万円だったのかということに関しまして、やはりそれは、子育てにとつて必要なお金が五千円である、一万円であるということと同時に、財政的な政策や諸外国との比較や、総合的な判断で決めたのかれたと思つております。

ですから、私たちは、今回、児童手当から子ども手当にいくという段階で、子ども未来財団のこの資料の中でも、トータル五万六千円かつているわけでありま。

れを差し引いた部分を基礎的な学費というふうに私たちは考えているわけでありま。

そのようなことを考えていただいたら、ぜひとも御理解はいただけると思つております。(発言する者あり)

○藤村委員長 速記をとめてください。

(速記中止)

○藤村委員長 速記を起こしてください。

加藤委員の質問の趣旨について理解する部分で、基礎的な費用等ということでごさ。

加藤君。

○加藤(勝)委員 それから、今山井議員の答弁を聞いていたら、では財政見通しも出して、という話になります。そうしたらもう審議できなかりま。

余り時間がなくなつてしまつたので、二点だけ申し上げておきたいと思ひます。

長浜副大臣、家族手当、企業においても、要するに子供に対する手当が払われております。長浜副大臣、これは多分税制調査会が何かにお出しになられた資料だと思ひますが、これを見ると、七割、八割の企業、これはいろいろ統計がありますが、この数字、何割ぐらいの企業が幾らぐらの費用を出しているかというのは、これは毎年そういう資料はとれますか。

○長浜副大臣 今税調の関係で御指名をいただきましたので、答弁をお許しただきたいと思つております。

十一月十七日に私が税調で説明をした部分だというふうな思つておりますが、家族手当を支給する企業の割合は八〇・九%ということで、これは人事院が毎年調査をしておりますので、毎年拾うことは可能でござ。

○加藤(勝)委員 金額の方はどうですか。

○長浜副大臣 平均支給額は一万八千五百十五円となっております。

○加藤勝委員 いやいや、そうじゃなくて、その統計は毎年とれますか。

○長浜副大臣 人事院が行っているところはとれるんですが、今の平均支給額等の調査頻度は不定期でありまして、毎年とれるかということのダイレクトなお答えについては、毎年とれないということです。

○加藤勝委員 私、何で聞いたかということ、要するに、子ども手当が出るでしょう、では家族手当は減らしているのか、間々、こういう制度を入れたときには、経済活動はそういうふうに入ってくるか、

したがって、これは大臣にお願いをしたいんですが、大臣は調査するのが好きなようなんですけれども、ぜひこれはいすれにしても定期的にフォローしていただきたい。お約束していただけますか。

○長妻国務大臣 今回の委員の問題意識というのは、子ども手当を実施すると企業の家族手当というのが縮減されるおそれはないのかあるのかという点だと思えますけれども、先ほど長浜副大臣も、人事院がこれは年に一回調査をしているということでもありますが、あとは、これは企業のある意味では自由度に任せる、国がやめるのはけしからぬとかいろいろ言う権限がどの程度あるのか、基本的には企業の自由であるということでありまして、これについて、人事院の定期的な調査の中で、必要があればそれをさらに深掘りする調査をしてみたいと考えております。

○加藤勝委員 いや、不思議なのは、まさにそれで政策効果が出るか出ないかなんです。それは数があっても一万円なのが五千円になってしまった、そうしたら子ども手当を五千円ふやしたって消えちゃうじゃないですか。やはりそういうのをきちんとフォローして初めて政策効果が生まれるということなんですよ。一番大事なこと

ろを言っているの、ぜひやっていただきたいと思えます。

それから、一点、児童養護施設の話があります。児童養護施設に入っている子供さんは、全員が子ども手当がもらえないんですか。

○長妻国務大臣 施設に入っている御両親がおられないお子様については、今回の子ども手当の法案の中での手当の支給というのではありません。

そのため、私どもとしては、平成二十二年度的においては、子ども安心基金というものを活用して、そこから子ども手当と同額を施設にお支払いするというところであります。

ただ、施設に入っておられるお子さん方でも、親が監護する、監護する親がいらない方について、その親御さんに子ども手当が支給されるということでもあります。

○加藤勝委員 そうすると、今、安心子ども基金を使います、使いますと言われてもう一月月たちますから、具体的にどういうふうに使われるのか、御説明をお願いします。

○長妻国務大臣 当然、基金でありますから、その使用目的というのがルールで決まっております。その使用目的のところに、今回、施設という先ほど私が申し上げた趣旨を書き加えて、それ措置をしていただく、こういうことになろうかと思えます。

○加藤勝委員 いや、具体的にお聞きをしているので、今でも児童養護施設を対象にいろいろな安心子ども基金の事業は使えます。したがって、具体的にどういう事業をやってくれということになるのか、具体的に説明していただけますか。

○長妻国務大臣 具体的に説明するのは、先ほど説明しましたけれども、その施設の中におられるお子さん、そして御両親がおられない、こういう方について、その施設に基金から子ども手当と同額のお金をお支払いする、そして、お子さんのためにお使いください、こういうような趣旨、子ども手当の本法で規定されている目的もきちっとお伝えをして、その範囲内でお使いをいただきたい

ということでもあります。

○加藤勝委員 今の、非常に問題があると思うのは、そうすると、施設に入っている子供さんで、これは安心子ども基金でサービスを、何の事業かわかりませんが、する方とそうでない方がおられる。では、そうでない方の子ども手当というのはいくらと親がその施設に持っているかという児童手当のときの差を聞いても、ほとんど持っていないから、同じ施設の中でありながら取り扱いにおいて区別がある、違いがある、こんなことは絶対養護施設はできませんと、私が行ったところも言っております。

大臣、こんなことをおやりになるんですか。

○長妻国務大臣 児童手当のときは、その施設に入っておられるお子さんで親御さんのいらつしやらないお子さんには払われていなかったというふうで、それを踏襲して、差が出るということ

で、逆に、親御さんのおられない方、施設に入っている方は、それに見合うようなお金を出さないうこと、今度の法律の中には盛り込むということではしませんでしたけれども、基金を使つてそういうお子さん方にも施設にお金を出すということ

を我々は申し上げているところであります。

○藤村委員長 加藤君、時間が過ぎていきますので、取りまとめてください。

○加藤勝委員 時間が来ておりますけれども、ちよつと申し上げておきますが、児童手当のときの問題点、確かに、それは我々も十分対応できていなかった部分があると思えます。

ただ、大臣、この安心子ども基金でおつしやるようなやり方をしたら、これは絶対やめていたいただきたい。児童養護施設の中はむちゃくちゃになりますよ。だって、恩恵に当たっている子と与えられない子がいるなんて、そんなやり方はとれません。そうすると、どうしなきゃいけないかというと、もしそれを厳密にやろうとすれば、恩恵のない子供さん方に、ただでさえ厳しい財政事情の中

からお金を捻出して対処をするしかなくなるんですよ。ますますますます養護施設の運営や対応する人は厳しくなっていく。こういう実態をぜひ聞いていただいて、これは、やはり最大の問題は、施設に入っている子供さんの分は全部抜くとか、そういう形にしないと、どつちからやってもうまくいかない私は思いますので、そのことはしっかりと指摘をさせていただきたいと思えます。

それから、最後に一言申し上げておきたいと思うんです。

子供さんが生まれて、月末に生まれたら、これは申請の時期、その後から支給されるんですね。三月三十一日だとすれば、三月三十一日までに申請しないと四月一日からもらえない、こういう仕組みになっています。今、何か十五日間のことがあるので、十五日間はおくれてもいいようになっているんですが、これをもう少し長くしていただきたい。

というのは、今回、一時的な措置があつて、三月三十一日段階で新たに対応になる方は、九月までに申請すれば四月分からももらえるようにこれはなっているんですね。したがって、では、三月に生まれた子供さんは、申請が九月であつても翌月の四月からももらえる、しかし、四月に生まれた子供さんは、四月中に申請しないと五月からももらえない。

子供さんが生まれたときに、いろいろな出産があります。中には、なかなかそこまで頭が回らないこともあると思います。ぜひこは、これは運用でもできる話だと思えますから、これは児童手当でも一緒なんです。そんな厳しいことを言わずに、一カ月、二カ月、このぐらいのアローアンスの中で申請を募り、そして受給をしていただく、こういう対応をお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○藤村委員長 次に、棚橋泰文君。

○棚橋委員 自由民主党の棚橋泰文です。長妻さん、今お話がありました、養護施設に

入っているお子さんたちは、この六月から必ず一万三千円の子ども手当をもらえるのでしょうか。簡潔にお答えください。

○長妻国務大臣 施設に入っているお子さんについて、親御さんが監護をしている方についてはその親御さんに出ますし、あるいは、お子さんの中で親御さんがいらっしゃる方には施設にお支払いをするということがあります。

○棚橋委員 私が質問したのは、必ずもらえますかと聞いているんです。施設に入っている方について親御さんがいらっしゃる方、一番この国で応援しなければいけない子供たちは必ず全員もらえるんですか。お答えください。

○長妻国務大臣 今、お子さんの手元にその現金がもらえるのか、そういう趣旨でありましょうか。

○棚橋委員 もらえるか、もらえないかということ。手元であろうと別の形であろうと結構です。どちらでも結構ですが、もらえるか、もらえないか。すべての、親御さんが不幸にしていらつしやなくて養護施設に入っている子供には、この子ども手当が六月から支給されるのか、この点を簡潔に明確にお答えください。

○長妻国務大臣 実質的にもらえるということですね。

○棚橋委員 国立の養護施設に入っているお子さんにはどのようにしてお渡しするんですか。実質的にもらえるということですから、教えてください。

○長妻国務大臣 突然のお尋ねでございませうけれども、それについても、子ども手当そのものではございませうが、同じ金額が基金から施設に支給をされるというふうに考えております。

○棚橋委員 まず、突然のお尋ねではございませう。事前に通告しております。

それから、国立の養護施設でも、こども安心基金から一万三千円もらえるんですね。今、そうおっしゃいましたね、間違ひございませうね。その点をお答えください。長妻大臣、お願いいたし

ます。

○長妻国務大臣 ちよつと今確認をいたしますと、国立のそのような施設はないというようなことであります。

○棚橋委員 国立の養護施設はないということですが、よろしいですか。私は、先日、厚生労働省の方からレクを受けたときに二方所あると聞きました。そうすると、私が受けたレクが間違ひしておるんですね。

○長妻国務大臣 国立の児童自立支援施設というのはあるということになります。

○棚橋委員 つまり、親御さんを亡くされて、この国が一番応援をしなければいけない十五歳未満、中学生以下のお年の子供たちが入っている養護施設あるいはそれに類似するものは、国立ではないということですか。

私が聞きたいのは、こども安心基金からお金を出すということですが、それは、すべてそうやって親御さんを亡くされて苦勞されている子供たちに行くのか行かないのかということ。もう一度、その点をお答えください。

○長妻国務大臣 これについては、児童自立支援施設におかれましては、親御さんがおられないお子さんがいらつしやるということであります。この方々に対しては内部の予算でそれに見合うお金を支給する、こういうことにさせていただきますと考えております。

○棚橋委員 内部の予算というのはどういう予算ですか。こども安心基金は地方自治体に基本的に出すものですよね。内部の予算というのは、どういう予算措置を今参議院で審議中の予算でされているか、教えてください。

○長妻国務大臣 これは、今確認をいたしますと、国の施設にある予算で措置をするということですね。

○棚橋委員 私が先日厚生労働省の担当者からレクを受けた限り、国立の養護施設ないしそれに類似する施設に入っている方に関して、子ども手当はもらえないと聞きましたが、そうする

と、私は厚生労働省の担当者からたまされたわけですか。

○長妻国務大臣 私がお願いしたのは、事前に前提を教えたいただければ、詳細にスムーズにお答えできるわけでありませうけれども、先ほど申し上げたとおり、内部の予算で見合うお金を支給するということにしております。

○棚橋委員 まず、この点については、何度も申し上げておりますように、厚生労働省の担当者の方に来ていただいて、詳細に質問させていただいております。それが大臣のお耳に届いていないかどうかは、私の問題ではなくて、あなたと厚生労働官僚の問題ではありませんか。

今の点、もう一度、そうすると、私が受けたレクは間違ひしていたのか。要は、野党の議員はだまされていたのか。この点、調査していただきますことを、委員長、大臣に促してください。

○長妻国務大臣 私も、棚橋委員にどういう説明を役所がしたのか、確認をさせていただきたいと思ひますけれども、我々の見解といたしましては、そういうお子さん方には内部の予算でそれと同額のお金を施設に支給する、こういうような形で取り組むということになります。

○棚橋委員 次回の委員会までに、今の件について御報告をください。

委員長から厳しく言っていただきたいんですが、委員長、いかがでしょうか。

○藤村委員長 理事会で協議いたしました。

○棚橋委員 それでは、先般質問をさせていただきまして給食費の問題について、質問をさせていただきます。

子ども手当、この法案が成立して六月から一万三千円出るときに、給食費を支払うべきであるにもかかわらず支払わない御家庭は、子ども手当から天引きさせないでしようか。そのおつもりはございませうか。それとも、一万三千円もらうだけもらって、給食費も払わないでいいということになっているのか。大臣、お答えください。

○長妻国務大臣 これについては、先日来、棚橋

委員からも御指摘をいただきまして、学校現場では給食費の回収というのに大変先生方も御苦勞されておられる、こういう現状も承知をしております。

平成二十二年度におきましては、この支給するお金はお子さんのために使つてほしいということ。きちつと自治体の窓口などで広報、周知するということに取り組んでいって、払えるのに給食費を払わないということでは、これはあつてはならないというふうに考えております。

そして、平成二十三年度の本格実施の制度設計の中で、現行の法案というのか考え方でありませうと、こういうものについては、差し押さえ禁止債権として、給食費と相殺することができないというような法的構成もあると聞いておりますので、そういう問題も、どう克服できるのかできないのかも含めて、平成二十三年度の本格実施に向けた検討の中で一つの論点であるという認識をしております。

○棚橋委員 残念なことに、お答えが全くなし。

給食費を支払うべきなのに、支払う人が支払うのは当たり前で、そう促したから支払われるものなら、このような事態は起きていないんです。

この六月、子ども手当、給食費を払えるのに払わない御家庭から天引きするようにこの法案を修正するべきだと思ひますが、大臣はそう思われるか思われなかつたか。短くお願いいたします。

○長妻国務大臣 先ほどお答え申し上げましたけれども、いろいろ検討する課題があるというふうに考えております。

それは、棚橋委員のお気持ちもよくわかるわけでありませう。やはり、お金を持って、払えるのに給食費を払わない、そして先生方もその資金の回収に大変な御苦勞をされておられるというふうなことでもありますので、平成二十二年度は、実態把握もして、広報をきちつとして、そして二十三年度以降、差し押さえ禁止債権の問題も含めてこれは検討課題であるということで、二十三年度の制

度設計の中で検討、議論をしていくということである。

○棚橋委員 つまり、やる気はないんですね、この法案、六月の子ども手当の支給に関しては、残念です。

もう少し、この法案の問題点について掘り下げていきたいと思っております。

日本に住む方が、その方が日本人であろうと外国籍の方であろうと、短期の在留を除いてですが国内、海外に外国籍の子供がいる場合も子ども手当は支給されますか。大臣、お願いします。

○長妻国務大臣 これも午前中にもお答えを申し上げたところでありましても、外国籍の御両親、親御さんが国内におられる、そして外国籍のお子さんが海外の母国に住んでおられる、そしてその外国籍の親御さんはお子さんと生計を一にして、かつ法律で言う監護ということをしている、こういうことがあればお支払いをするということは、これは児童手当と同じでございますけれども、これについても平成二十三年度の制度設計の中の一つの論点であるというふうに理解しております。

○棚橋委員 ということは、外国籍の方でもお払いになるということですね。

では、もう少しお話を伺いますが、これは事前に質問通告してありますので、調べてあるはずですので教えてください。

子ども手当の対象、子ども手当がもらえる外国籍のお子さんは、国籍別にそれぞれだけいらっしゃるって、幾らのお金ももらえるんですか。また、その方々は、国内にどれだけ住んでいらっしゃるって、幾らもええ、海外にどれだけ住んでいて、幾らもええのですか。事前に通告してありますので、大臣、お答えください。国民の税金がどのように使われるか、知りとうございいます。

○長妻国務大臣 これは通告をいただいておりますが、午前中にもお答えを申し上げたのでございしますが、国籍別、あるいは外国籍の方に何人、現行の児童手当で支給されているのかというのは、

地方からそういう情報を上げる仕組みがないということ、その実数というのは把握をしていないということ、

○棚橋委員 ちよつと待ってくださいよ。日本国民の税金を使うんですよ。今、もう予算が参議院に行っているんですよ。子ども手当を幾ら出すかというのは、五兆四千億円の中でどれだけ外国の方に出すかというのは当然試算しているはずじゃないですか。

だったら、せめて、外国に住む外国籍のお子さんには幾ら出すのか、それだけでもお答えをください。それがわからないのに、この法案の審議なんかできるわけじゃないですか。お願いいたします。

○長妻国務大臣 これについても午前中もお話し申し上げましたが、例えばお伺いした東京の荒川区では、荒川区の人口は十九万人でございまして、外国人登録が約一・六万人、外国人登録が多い地域だと聞いておりますけれども、海外に居住する児童を監護する外国人の受給者は百余人というようなことを聞いております。

これは、平成二十三年度の制度設計の中でも、外国籍の今のお話については一つの論点として我々も議論をしていくことにしているところであります。

○棚橋委員 済みませんが、委員会をとめてください。これでは審議できません。

外国籍のお子さんたちが海外にいるのに、どれだけ金額の税金を子ども手当に使うのか、これすら答えがなくて、荒川区の話だけで、全体の話が全然把握されていない。そんないかげんな制度設計なんですか。その金額すらわからずに、この法案の審議ができますか。

委員長、ちよつと注意をしてください。一度、まず速記をとめてください。大臣に聞いておりますから、山井さんには聞いておりません。

○山井大臣政務官 御存じのように、今の児童手

当がそのような分類をして報告するという形にはなっておりません。

ただ、午前中、もうこの件に関しては鳩山総理が大村委員の質問に対して答弁をいたしました。再来年度の本格実施のときに向かってさまざまな現状把握をするということはおっしゃっておられます。

○棚橋委員 まず、委員長にお願いいたします。私は大臣をお願いしているのに、山井さんにするのはやめてください。

それから、今、山井さんが、鳩山さんがそうおっしゃったと言いますが、あなただつてわかるでしょう、鳩山さんの言うことなんて信用できないことは。今まで、過去の発言とどれだけ変わっているんですか。給食費の天引きだつて、やるようなことを言いながらやらなかったじゃないですか。これはだめですよ。

委員長、もう一度お願いいたします。

総額として、外国籍のお子さん、特に海外にいる外国籍のお子さんに国民の税金から子ども手当は幾ら出るのか、これがわかるまで審議はできません。

理事の方、ぜひ、ちよつとここは理事で協議してください。

○長妻国務大臣 児童手当とその支払いスキームについてはそれを踏襲させていただいております。その児童手当においても、地方からそれを報告を受けるという仕組みにはなっております。

その中で、平成二十三年度の制度設計に向けた議論の中でこういう問題も一つの論点になるということとは再三再四申し上げているところでありま

○棚橋委員 私は、児童手当の話を開いているわけではありません。それが悪かつたというなら、子ども手当のときで直せばいいじゃないですか。そのスキームを子ども手当法案がそのまま踏襲しているということは、逆に、それがいいと言っているということじゃないですか。

まず、委員長にお願いします。これがわからない

ければ、審議できないですよ。日本人の税金で、海外にいる外国籍のお子さんにどれだけ税金を

つぎ込むのか、この点、数字を必ず出して下さい。委員長、お返事をお願いいたします。

委員長、速記をとめてもらえますか。委員長、速記をとめてください。

○藤村委員長 速記をとめてください。

○藤村委員長 速記を起こしてください。

○棚橋委員 予算に必ずこれは積算されているはずですから、子ども手当は、国内、日本人のお子さんにお幾ら、外国籍のお子さんにお幾ら、こういう形でどのような積算になっているか、お話しください。大臣、お願いいたします。

○長妻国務大臣 予算の積算については、これは、児童手当で現行払っている、この人数はちろんわかるわけでありまして、その中で予算の選定、予算の査定というのはなされているというふうに考えております。ただ、先ほど来申し上げておりますけれども、総人数は予算の段階でも把握しているということでありましても、それを外国籍と仕分けする仕組みになっていないということでもあります。

○棚橋委員 済みませんが、日本人のお子さんに幾ら子ども手当が出て、外国籍のお子さんに幾ら子ども手当が出て、それがわからないでどうやって積算できるんですか。私にはできないんですが、その天才的な方法を教えてください。

○長妻国務大臣 今、予算の積算のお話をされましたのでそういうふうに申し上げたんですけれども、つまり、予算の積算ということに関しては、実際として支払っておられる総数にその金額を掛けて予算の積算というのはされるものと承知をしております。そういう計算の中で予算を策定しているところでありまして、その中で外国籍と日本国とを分けているというわけではあり

○棚橋委員 全くいかげんなんですね、本

に。
では、もうちょっと質問の角度を変えましよう。

もし、日本人が生計監護要件を満たす形で海外に居留する外国人の子供たちを二十人養子にした場合、生計監護要件さえ満たせば、民法上の養子にすれば子ども手当は出ますか、出ませんか。

○長妻国務大臣 今のお話は、日本国民の方が海外で養子をとる人もつくって海外に住まわされているという話だと思えます。

まず、御存じのように、養子にすることについて、これは厳格に、日本国においては家庭裁判所の認定が必要となる手続があります。その上で、仮に、その養子の方が海外に住んでいるということがあった場合、それにしても、日本国民の方が、本当に生計を一にして、本当に法律で言う監護ということをしちつとしている、こういうような要件が満たされれば、それは支給されるということになりますけれども、その間にはいろいろ、養子にするしないも含めたチェック体制があるということでもあります。

○棚橋委員 家庭裁判所でも、養子にするという両者の意思が基本的に明確になれば、なるんですよ。

だから、なぜここを聞いているかというと、それだったら、日本国籍を持つ方、あるいは、短期を除いて、日本に合法的に居留する外国人が養子を二十人、三十人として生計監護要件さえ満たしたら、全部日本人の税金でこれは出るんですよ、子ども手当が海外の子供たちに、それはいいんですね。それが友愛なんですね。お答えください。

○山井大臣政務官 これは生計監護要件のことなので、私からちよつと説明させていただきます。

ここに規定されておりますように、生計を一にするとはどういうことかといいますと、児童と養育者との間に生活の一体性があるということであり、必ずしも同居を必要とするものではないこととし、したがって、勤務、修学、療養等の事情に

より別居し、日常の起居をともにしていないが、別居の事由が消滅したときには再び起居をともにすると認められ、かつ、児童と養育者との間で生活費、学資金、療養費等の送金が継続的に行われている場合は、生計を同じくするに該当するものであると。

つまり、原則は同居です。しかし、必ずしも同居でなくてもいいけれども、同居できない理由がなくなつたときには同居をするということでありまして、こういうことを偽つてやつたときには、今回の法案の三十三条の中で罰金あるいは懲役ということになっております。

○棚橋委員 だから、生計監護要件を満たせば出るんじゃないですか。

要は、例えば、合法的にフィリピンから出稼ぎに来ていて、七人子供がいたり、あるいは七人養子にして、ちゃんと一部は仕送りをする、あるいは連絡をとつて子供の養育状態を確認する、そうすれば出るんですよ。七人だったら、二万六千円の、民主党のマニフェストどおり満額であれば二百十八万四千円ですよ。そのお金が日本国民の税金から出るわけですよ。今まさにあなたが言つたとおり、そういうことになっているわけじゃないですか。

しかも、一人当たりのGNPが全然違うんですよ。例えばフィリピンですと、一人当たり大体、二〇〇八年の外務省のホームページからドル換算すると、十七万ですよ。そこにも、日本国民の税金というよりも、今いる日本人の子供の将来背負う借金をふやしながら、海外の子供たちを養育するのが鳩山政権の友愛なんですね。大臣、お願いいたします。

○長妻国務大臣 先ほどお答弁申し上げておりますけれども、まず、海外のお話でありましてけれども、児童が海外に住んでいる場合、居住する海外の国における官公庁またはこれに準ずるものが発行した証明書、あるいはその証明書等がとれない場合は、当該児童の居住国等において一般的に通用している親子関係を示すような証明書が必要と

なります。当然、不正を働いて受給した場合は罰則規定があるわけでございます。

そして、実際の運用を今地方自治体に聞いてみましたところ、自治体によって若干異なるわけでありましてけれども、例えばある自治体では、海外にいる子供の在学証明書や親子関係がわかる書類、出生証明書等、海外の民生委員のようなものによる居住証明書、パスポートの出入国記録、児童と同居している者の申し立て書、そして、ちゃんと生計を一にしているということを証明するために、その海外の子供に金銭や物を送つた際の領収書等々を、その翻訳についてもその方の責任で日本語に訳していただいて、それを添付して出していただく、こういうような形をとっていると聞いております。

これもるる答弁しているところでありますが、この法律が成立した後速やかに、さらに地方自治体に、きちつとそういう事実関係を確認して、要件確認というのを再度徹底させるような通知も出していきたいというふうに考えております。

○棚橋委員 海外の一部において、居住証明書等の証明が残念なことに不適切、不正にしばしばなされていることは、これぐらいの常識は大臣は持っていたきたい。

まして、今度は、その翻訳は本人の責任でやるというふうに今御答弁がありました、こんなもの、本人が好き勝手にやっちゃうじゃないですか。まず、そういう意味で、不正の温床になりま

すよ、これは。
その上で、さらに、仮に不正でなくても、今申し上げたように、民法上養子にすれば二十人でもお金が海外に居住する外国籍の子供に出るような政策が、この国にお金があり余っているならともかく、正しいんですかと聞いているんですよ。それが友愛なんですか。長妻大臣、お答えください。

○長妻国務大臣 二十人の養子という御指摘がありましたけれども、理屈、理論上は、今申し上げたようなすべての手続、すべての要件をクリアするというところでありますけれども、通知もきちつ

と出して、本当に実態があつて、例えばお金目当て、それが先にありきの話で実態が伴っていない話なのかどうか、これは先ほど来申し上げておりますけれども、当然、不正で受給すると罰則規定があり、これはもう犯罪でございまして、そういう点も厳しくチェックをする体制を、地方に一方的に任せるのではなくて、我々も、地方ともよく意見交換をしながら、さらに有効な対策をとる必要があれば通知の中でそれを盛り込んでいきたいと考えております。

○棚橋委員 まず、不正の話は大変問題な話だと思ひます。今の長妻大臣のお話では、罰則があるから不正が起きないみたいな言い方ですが、世の中そうならないからこそ、警察や検察がいるんですよ。いろいろな総理大臣もいますけれども。

その上で、私が聞いた質問は、政策的に見て、これだけ借金があるこの国で、海外に居住する外国籍の子供にまで子ども手当を出して、その借金のツケを今いる日本人の子供たちが将来負うような政策は正しいと思つていいのか思つていないのか、この部分は撤回されないかというふうに聞いています。短くお答えください。

○長妻国務大臣 平成二十三年の本格実施の中で検討する一つの論点であるというふうに考えております。

○棚橋委員 違います。今の法案について聞いています。

この六月から出る一万三千万円に関しては、海外に居住する外国籍のお子さんには出さないとしようふうに変えるおつもりはありませんか、それともお出しになるんですか。イエス、ノーでお答えください。

○長妻国務大臣 この二十二年度においては、先ほど申し上げましたように、そういう要件をきちつと見ていただくというようなことを徹底した上でスタートさせていただきたい。そして、平成二十三年度においては、それについて、海外の事例も、ほかの国の事例も見ながら検討していくと

いうことであります。

○棚橋委員 つまり、出すんですね。

では、もう少し具体的な例を挙げてお聞きします。

脱北者の方が、北朝鮮に子供や孫がいる。生計監護要件さえ満たせば、その方にも子ども手当は出ますか。大臣、お答えください。

○長妻国務大臣 これは、先ほど申し上げている外国籍というのは、別にどの国ということ限定して言っているわけではございませんで、基本的にはすべての国にこれは適用される話だということに考えております。

○棚橋委員 北朝鮮からの脱北者の方が、生計監護要件を満たすために、子ども手当をもらって北朝鮮の子供や孫に仕送りをするということは、当然これはいいんですね。大臣、お願いいたします。

○長妻国務大臣 先ほど来申し上げておりますように、ただ御自身が子供がいるからということだけでもちろん支給されるわけではございませんで、先ほど来申し上げているようなさまざまな書類をその国からも含めていただくということになっているところであります。

そして、そういう書類についてどこまで確認するのかというお話でありますけれども、そういうものも含めて地方と国と協議をして、それで国として協力すべきところがあれば、それも通知の中にも盛り込むと同時に、地方とも協議をして実効性のあるような体制をつくっていくということでもあります。

○棚橋委員 では、大臣の今の御答弁では、北朝鮮からの書類は信用するんですね。それとも、どうやってこれは確認するんですか。

○長妻国務大臣 特定の国ということではなくて、一般論として申し上げますと、それは、その国の書類だと言われて、本当にその国が国の証明として出した書類なのか、あるいはその方がある意味では私的につくった書類なのかというのは、もちろんそれは確認しなければならぬということ

でありまして、それはきちっとした実態をあらわす書類なのかどうかというのは確認をした上で認定をする、認定要件となるということであります。

○棚橋委員 一般論として聞いているのではなくて、北朝鮮からの書類だったら、確認するのにどうやって信用するんですかと聞いているんです。

だって、脱北者のお子さんやお孫さんだって子ども手当は出るんでしょう。全部これは出るわけでしょう、外国籍で外国居住でありながら。それも、日本人の子供たちが将来、借金を背負ったこの国の債務を税金で払うことを前提に。

もう一度、北朝鮮を前提にお答えください。大臣でお願いします。

なお、委員長、大臣にお願いしていますので、大臣でお願いいたします。

○長妻国務大臣 これは、二十二年度においては今の児童手当と同じ支払いのスキームでありますけれども、これも一般論として申し上げますと、それは、本当に実態をあらわした書類が、きちっとその機関が実態をあらわした形でその国が発行をしたということとをきちっと認定をする、こういうことが前提になるというふうに考えております。

○棚橋委員 この法案の問題点、具体的な事例を挙げながらこうやって明確にしておりますが、それでは、脱北者の方が子ども手当をもらって、それを北朝鮮の子供や孫に送金したときに、そのお金が日本に向けられる核やミサイルに使われないという保証はどうやって担保するんですか。大臣、お答えください。

大臣でこれまたお願いいたします、委員長。

○長妻国務大臣 いろいろな仮定を置いてお話がありましたけれども、これは、先ほど来申し上げますように、平成二十三年度の本格実施に向けて論点の一つである。いろいろな御指摘をいただいたものも我々も参考にしながら、あるいはほかの委員会でも御指摘をいただいているところもありますので、そういうものも参考に、平成二十三年度の本格実施の制度設計の中で議論を

していくというところであります。

○棚橋委員 つまり、この六月からは出すということじゃないですか、この法案を通すのならね。

もう少し、では、別の角度でさらにお伺いします。

例えば、海外にいる女性と日本人の男性が海外で内縁関係になったときに、その女性のもとに、外国人の前夫、配偶者との間に七人の子供がいたら、そして、生計監護要件を満たした場合、この場合は子ども手当の支給対象となるのならないのか。通知してありますので、お願いいたします。

○山井大臣政務官 一番重要なことは、二十二年度の子ども手当法案においては、今までの児童手当よりも緩くするということはあり得ない、より厳しくするというところであります。

ですから、先ほどおっしゃっていた、脱北者の話であれ、今の何か内縁のお子さんの話であれ、もし二十二年度、認められるのであれば、今も認められているんです。今回、そういう問題が児童手当で起こっているのかというのを私たちも聞いておりますが、それほど大きな問題が起こっているというところは、今はそれほど聞いておりません。

ただ、私は、棚橋委員が御指摘される、二万六千円までだったら大事な財源が海外にもっとたくさん流出するんじゃないかという問題意識は、その意味では共有しております。

だからこそ、二十二年度においてはこのまま児童手当で、今それほど問題が顕在化していないからやっていきますが、ただ、一万三千円、二万六千円となつていったら、棚橋議員御指摘のようなことが、さらに、それを目当てに日本に來られる方が確かにあるかもしれないし、今までは不正で摘発された例はありません、聞いておりませんが、これからは出てくる可能性も確かにあります。今回の国会審議を聞いて、逆に、ああそうか、日本に行こうかと思われる方がもし出てきて、それは困るわけですから、そういう意味では、

再来年度の論点として、鳩山総理が答弁されたように、しっかりとこれは本格実施に向けて議論していきたいと思っております。

○棚橋委員 まさに今認めたじゃないですか。そういう人もいるじゃないかと認めたじゃないですか。それなのに、実験的に一年間やるんですか。年度分で、一万三千円であつても二兆七千億円の財源ですよ。消費税一%以上ですよ。現にそうなりますよ。

大臣、もう一回お答えください。今のケースで、もらえるケースもあるんですか。

○長妻国務大臣 これは、一九八一年までは、児童手当においては国籍条項があつたというふうに聞いております、今のような外国人の方には支払いがないということだつたということでもあります。

ただ、一九八一年に難民の国際条約を結ぶ過程で、いろいろな国際情勢を勘案して、国籍条項を一九八一年に撤廃して今のようになつたということを知っておりますので、そのときの状況や世界の条約の関係性、あるいは世界との関係も含めて、平成二十三年度の本格実施の中で一つの論点として議論をするということでもあります。

現時点では、今御指摘いただいておりますけれども、日本国内に外国籍の方が住んでいる、あるいは、当然、日本人が日本国内におられて、そのお子さんが海外に行つても、それはもちろん支払われるわけでありまして、それはもちろん、日本国内におられて、そして海外にお子さんがおられて、生計を一にする、そして監護ということがあるということが、単なる口で言うのではなくて証明書等で証明される、そういう要件のもとと支払われるというのは今の現状だということに考えております。

○棚橋委員 おかしくありませんか、この法案。それは、人気取りで七月の参議院選挙前に、六月に一万三千円ばらまきたいというあなたの方の思惑は見え見えですけども、一万三千円、年ベースで二兆七千億円、二万六千円、五兆四千億円、こ

のお金は、最後、日本人の子供たちが国の借金として増税で返していくわけです。それを、友愛の精神かどうか知りませんが、外国籍の、海外に住む外国人のお子さんたちにまでばらまきをする。この政策の整合性あるいは思想のなさというよりも、何にも考えずにつくったということが明確だと私は思います。

この法律自体を取り下げることを強く要望して、私の質疑を終わらせていただきます。

○藤村委員長 次に、古屋範子君。

○古屋(範)委員 公明党の古屋範子でございます。

午前中に引き続き、子ども手当法案について質問をさせていただきます。

まず初めに、この法律案の名称そのものについてお伺いをいたします。

これまでの委員会質疑の中で、本法案の内容が、公明党が拡充してまいりました現行の児童手当制度の上に成り立っている、このことは指摘をしております。児童手当法の規定に基づく給付に上乗せして支給をされる本法案は、手当の名称は違いますが、実態としてはやはり児童手当制度の拡充にすぎないと言えらると思えます。これは、もうだれもが認めることでございします。

私は、本法案の内容に沿った名称であるとすれば、平成二十二年度における児童手当制度の拡充による子ども手当の支給に関する法律案、名称をこう変えるべきだと思えますけれども、いかがでしょうか。

○長妻国務大臣 公明党の御尽力もあり、この児童手当制度というのが一歩一歩拡充をしてきたというところは、我々もよく理解をしております。

そして、今回、児童手当の事務的な支払いのスキーム、年に三回、あるいは児童手当の現行部分についての負担の割合、これについて踏襲をさせていた、だいたいということございまして、全体の考え方は、これは子ども手当ということで、まずは初年度半額で二十三年度は全額、こういうような形の中での法案であるというふうに考えて

おります。

当然、児童手当のこれまでの積み重ねというのがあって、この子ども手当というの発想が出て、法律もでき上がったと考えておりますけれども、あくまでも子ども手当であるというふうに考えております。

○古屋(範)委員 児童手当の歴史についてお認めにはなっているわけですが、法律の名称というものはやはり内容を象徴するものでなければならぬ、このように考えます。であるとすれば、この子ども手当法案、この名称そのものを更すべきだ、私は強くそのことを主張しておきたいと思えます。

次に、本法案に基づく子ども手当でありますけれども、児童手当法の規定に基づく給付に上乗せをして支給される形になっている、これが第十九条に色濃くあらわれております。その十九条には、第二十一条に規定する児童手当等受給資格者に対する子ども手当に關しては、児童手当法の規定により支給する児童手当その他給付であるという基本的認識のもとに規定をされているわけでありす。すなわち、児童手当等受給資格者に対する子ども手当に關しては、児童手当の給付であるという基本的認識のもとに給付をされるとしているのが十九条であります。この規定は、児童手当法による給付なのか、あるいは本法案によるものなのか、明確ではないというふうに思えます。

そして、これは第二十一条の平成二十二年四月から平成二十三年三月までの月分の児童手当等の支給に係る特例に矛盾した規定というふうに思われます。すなわち、第二十一条では、平成二十二年四月から平成二十三年三月までの月分の児童手当等については、「当該児童手当等受給資格者は、児童手当又は特例給付等の支給要件に該当しないものとみなす。」と規定をされております。

十九条では、児童手当分は児童手当法による支給という認識なのに、片や、第二十一条では、児童手当の支給要件に該当しないものとみなすというのは明らかに矛盾していると思われます。本法案

による子ども手当は児童手当とどのように異なるのか、これらの規定について矛盾はないのか、御説明をいただきたいと思えます。

(委員長退席、中根委員長代理着席)

○長妻国務大臣 まさに今おっしゃっていただいたところが児童手当と子ども手当の違うところでありまして、今の規定というのは、一つは、子ども手当は所得制限が入っていないところから起因する要件もあるわけでありす。つまり、児童手当の支払いの事務のスキームを活用させていただいて地方自治体の御負担を軽くするというものでありますけれども、所得制限をかけないにもかかわらず、児童手当のスキームを利用すると所得制限がかかってしまつて、そしてかかっていない方にもまた払う、こういう二重の話にもなりかねないということで、そうではなくて、児童手当のスキームでありますけれども所得制限をかけないというところから、こういうような条文の書きぶりにさせていただいているということでございます。

○古屋(範)委員 やはり不明確、そういう印象はぬぐえない、そのように思えます。やはりぎりぎりの法律案と言わざるを得ないというふうに思います。

さらに、第一条の趣旨についてお伺いをしてまいります。

本法案の趣旨、第一条の「次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援する」という一節に集約をされておりますけれども、これが具体的に何を意味しているのか、特段の説明はなされておられません。非常に短く記されております。この漠然とした表現では、何をどうするのかということが理解できかねます。

さらに、児童手当法の「児童の健全な育成」とどう違うのか。事業主拠出で賄う児童育成事業は児童手当法の規定とおりであることから、「資質の向上」という目的は残すべきではないかと考えますが、大臣、いかがでしょうか。

○長妻国務大臣 今、児童手当の第一条の目的の

ところ、趣旨を見ただいて御質問をいただきましたけれども、やはり、社会全体で子供の育ち、子育てを応援する、支援するということが前提であります。

児童手当の文言ともかぶる部分もあるとは思いますが、一つは、所得制限が入る生活の安定というところについては、趣旨として所得制限を入れておりませんので、それは第一条には書いていないということでありまして、全体として、先ほどの議論で、基礎的な経費の相当部分を社会全体で担うということで子育て、子育てを応援していく、こういうような趣旨であります。

○古屋(範)委員 児童手当を残しているということは事業主の拠出が入っているわけでありまして、それでありながらも、資質の向上、これを除いてしまふということでありす。これは残すべきではないか、私はこのように考えております。再度指摘をしておきたいというふうに思います。

次に、支給方法の改善についてお伺いをしたいと思います。

これは、今までもさまざま多くの方から声をいただいた点でございます。現行では、二月、六月、十月に、それぞれの前月までの分、四力月分を支給するというようになっております。それが、今回、手当額が月額一万三千円ということで大大幅にふえることとなりました。四力月分では五万二千円という非常に大きな額になります。これまでも、受け取っていらつしやる親御さんから、なぜ毎月支給されないのかというお声もいただいておりますし、四力月でなくせて二力月おきにしてもええないか、このような要望がございました。

確かに、市町村の支給事務が煩雑になってしまふ、それに対する配慮というものは必要だと思えますが、その他の手当もあわせて子ども手当の支給を二力月ごとにするなど、支給方法の改善を図るべきではないか、このように考えますが、いかがでしょうか。

○山井大臣政務官 古屋委員にお答え申し上げます

す。

確かに、額もふえることですから、もう少し小まめに支給してほしいという声、私も聞いております。ただ、申しわけございませんが、来年度におきましては、支払い月、支払い回数を変更することについては、市町村において、第一に、システム改修が必要なこと、また第二に、支払い回数が増加することによる事務負担が増加することから、現時点においては困難であると考えております。

しかしながら、本格実施に向けて、この支払い回数の問題や支払い方法の問題、これは現場の市町村とも議論しながら、また検討していきたいと考えております。

○古屋範委員 確かに市町村の事務負担というのは配慮をしなければいけないんですが、ぜひ、二カ月ごとの支給というものを検討していただきたい、このように要望しておきます。

次に、午前中にも質問した観点なんですが、児童養護施設等に入所している子供への対応でございます。

長妻大臣は、こうした子供たちに対して、安心ことも基金を活用して手当を支給する、こういう意向を表明されております。その支給の仕組み等については、検討はこれからだということであり、また、二十三年以降に降における子ども手当における制度設計についても、いまだ明確にはなっておりません。

さらに、配偶者から暴力を受けているDV被害者が子供を連れて別居をしている場合、手当が子供のために使われるためにも、確実に被害者側に支給をしていく必要がございます。

このような取り扱いについて、本法案提出後に明らかにされたものでありますので、また、先週の五日、本委員会において、長妻大臣は、二十三年の本格実施では、これらの考え方が法案の中に盛り込まれることができるかでないかも含めて検討課題したいと答弁をされております。この点、午前中にも総理にお伺いいたしました。

けれども、安心ことも基金による措置がどのようになるのか、受給者はだれなのか。あるいは、支給の仕組みや考え方を今後明確にするために、子ども手当の支給対象とならない子供に対する支援について、私は、この二十二年の、今回の子ども手当法案に盛り込むべきだということに考えておりますけれども、改めてこれを大臣にお伺いしたいと思っております。

（中根委員長代理退席、委員長着席）

○長妻国務大臣 これについては、今御説明をいただきましたけれども、平成二十二年において、この基金を活用して実質的には同じ金額を施設にお支払いをする、こういうような形を着実に実施して、そしてその中で、これはいろいろな御意見があります。厚生労働省にもそういう施設の関係者の方も来られて、さまざまな御意見がございますので、その御意見も聞きながら、平成二十三年度において、そういう制度が中心に位置づけられるような考え方というのはどういう考え方がとれるのかというようなことも議論をするということ、これも一つの論点として、制度設計の中で検討課題であるというふうに考えております。

○古屋範委員 今、関係者の意見を聞きながら検討されているようでありますけれども、ぜひこの二十二年から、こうした児童養護施設、あるいは里親のもとにいる子供たちへも確実に届くように、地方自治体が行うべきことを必要だと考えております。そのことを再度申し上げておきたいというふうに思います。

また、昨日参考人質疑がございまして、それぞれの参考人から大変貴重な御意見をいただきました。その中で、現政権はワーク・ライフ・バランスに余り熱心ではないのではないかという趣旨の御意見がございました。私自身はこれまで、仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスに一貫して取り組んでまいりまして、このワーク・ライフ・バランスについて大臣に何点かお伺いしてまいりたいと思っております。

御承知のように、我が国の平成十七年の合計特殊出生率は一・二六と、過去最低を更新するとともに、人口も平成十六年をピークとして減少に転じまして、人口減少社会、これが現実のものとなりました。平成二十年の合計特殊出生率は、前年を〇・〇三ポイント上回る一・三七と、三年連続で上昇したというものの、実質的には横ばいということでありまして。

また、平成十八年末に発表されました国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来推計人口によりますと、現在の傾向が続けば、五十年後に我が国の人口が九千万人を割り込むということであり、一年間に生まれる子供の数が現在の半分以上、五十万人を割り、高齢化率が四〇％を超えるという厳しい見通しが示されております。急速に進む日本の少子高齢社会への対応策、これは待たないであるというわけでありまして。

先ほどご紹介をいたしましたけれども、公明党が平成十七年、少子社会総合対策本部を発足させまして、数十回にわたり、労働界、経済界あるいはマスコミ、医学界等々、意見聴取をし、また、少子社会タウンミーティングなども開催をして、少子社会トータルプラン、十八年四月に発表をいたしました。これは二つの柱がありまして、一つには、生活を犠牲にしない働き方への転換、働き方改革、もう一つが、子育ての負担を過重にしないという考え方、総合的な子育て支援、この二つが柱となっております。

また、少子社会総合対策本部のもとで、仕事と生活の調和推進基本法検討ワーキングチームというのをつくりまして、これまでのみずからの働き方を見直し、安心、納得できる環境整備をしていくと、これも識者から多くの意見を聴取いたしました。また、先進的な企業の多くの現場を回り、取り組んでまいりました。

内閣府が平成二十一年十月に発表いたしました男女共同参画社会に関する世論調査を見ますと、仕事、それから家庭生活、地域・個人生活のかかわり方の希望優先度、いずれの年齢層においても、仕事と家庭生活をともにとする割合が比較的高いことがうかがえます。また、男性全般では、やはり仕事とする割合が非常に高いことは高いんですが、男性の中でも二十歳から五十九歳の間では、仕事や家庭生活というよりも、仕事と家庭生活をともにと希望している割合が高いわけであり、こうした調査からも、仕事と生活の調和が今求められているというふうに見てとれます。

政府も、平成十九年十二月に、子どもと家族を応援する日本重点戦略会議におきまして、働き方の改革による仕事と生活の調和の実現を大きく打ち出されました。そして、仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランス憲章、また、仕事と生活の調和推進のための行動指針が策定をされたわけでありまして、今、官民一体となって取り組んでいる真つ最中ということが言えるかと思っております。

本年一月に、新政権におきましては、子ども・子育てビジョン、この中に、「男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ」という項目がございまして、ワーク・ライフ・バランスの実現が掲げられております。大臣も、さきの本会議の際に、子育てに係る環境整備について、子育てには、子ども手当のような現金支給、そして保育サービスの充実のような現物支給、そしてもう一つ、ワーク・ライフ・バランス、仕事と生活の調和、この三つが適切に整備されなければならないと答弁をされております。少子化が進む我が国において、だれもが仕事と生活の調和がとれた働き方ができる社会、これを実現することが重要な課題であろうと思っております。

非正規から正規雇用への転換支援、あるいは女性の再就職支援、また、フリーターや派遣労働者などの安定的な雇用への転換、長時間労働の是正など、非常に課題は多いというふうに思います。決して、現金給付あるいは現物給付、これだけではなくて、ワーク・ライフ・バランス、こちらの方も非常に重要なわけでありまして、この重要課題であります少子化対策、子育て支援、働き方の見

直し等、ワーク・ライフ・バランスの重要性について、大臣のお考えをお伺いいたします。

○長妻国務大臣 今、るる御紹介いただきましたけれども、二〇五五年の推計というのは、本当に私にとってもショッキングなんです。今のまま推移していくと、六十五歳以上の一人を現役一・二人が支えるということで、今は三人が一人のお年を召した方を支えていますから、劇的に社会環境が変わりつつある。そのスピードは先進国で最も速いということで、やはり少子化の流れを変えたいというの、一つ大きな日本のポイントだと思います。

その中で、ワーク・ライフ・バランスというの、も欠かせない一つの柱であって、今や、一九九〇年代中盤から、全世帯を見ますと、専業主婦の世帯よりも共働きの世帯の方が多いというような状況になりました。共働きの世帯が普通というような実態になります。その中で子育ての時間を確保するというのは、これは非常に重要なことであります。

統計を見て、私もこれもショックを受けたわけでありましたが、六歳未満の子供がいる夫の家事の時間ということで、日本国は一日平均一時間、これは土日を入れてですけれども、ところが、アメリカは三時間、イギリス、フランス、ノルウェーも三時間前後ということなんです。男性が家事を手伝う。労働時間が影響しているのかなと思つて、アメリカの米労働統計局の調査も見ましたし、日本の勤労統計調査も見ましたが、アメリカと日本を比べると、統計上は、働く時間はそれほど変わらないわけでありまして、やはり、一つは意識の問題もあるのかどうか。若い方は意識が変わって、家事とか育児を積極的にするという価値観が高まっているようにも思います。

そして、ことしの六月末からは、男性の育児をとりやすくする制度も始めさせていた。だいたい、あるいは、三歳未満のお子さんを持つ親御さんが働いている企業については、ことしの六月末から短時間勤務制度を就業規則の中にルールとして入

れなきやいけない、こういう義務を課するというところが始まります。

いずれにいたしましても、このワーク・ライフ・バランスというのは、意識の面のみならず、やはり社会全体の働き方を変えていくということ。私もよく言っているのは、イクメンというのは、育児をする男性は非常に格好いいんだという。育児をする男性は共有できればいいと思いますが、当然、そういう気持ちの持ち方だけではなくて、社会全体の労働環境も大きく変えなければならぬというふうに考えております。

○古屋(範)委員 大臣の問題意識はよくわかりました。確かに今まで、女性には家庭で育児を、家事をという時代がございましたが、共働きがふえまして、今度は、女性には育児も家事も仕事もしなければいけない。非常にそちらの側に大きな荷重がかかってくる。非常に子供を持つこと、これも考えてしまう。ある調査によりますと、現金給付があったとしても、我が家は子供は持たない、あるいは持てない、こういう層が一定程度あります。それは、仕事が忙し過ぎて、子供を持つという、育児をしようというゆとりが全くない、そういう理由からだそうであります。

私も、今大臣がおっしゃった育児法の改正に關しましては非常に力を入れて取り組んでまいりまして、国会でも、当委員会でも八回質問させていただいて、それで前政権において改正が成立したわけであります。これにつきましても、ぜひ実効性を伴う運用というものを、これからも男性の育児休業取得率、この推移もしっかりと見ていた。いて、現実の上でワーク・ライフ・バランスが進んでいくようにお願いしたいというふうに思っております。

そのワーク・ライフ・バランスの実現をしていく上で、私が非常に力を入れておりますのがテレワークの普及という点でございます。多様な働き方としても、テレワークという就労形態は非常に有効であると考えております。

このテレワークは、在宅勤務など、情報技術、

ITを活用して、場所、また時間にとらわれない柔軟な働き方です。テレワークのような働き方の推進といえます。個人個人の置かれた状況に応じた多様な働き方ができる。例えば、育児中の女性でありますとか、あるいは高齢者になつて、九時―五時は無理だけれども、生活に合わせた働き方。

あるいは、これは障害者の方々でもITを使つたさまざまな仕事がありまして、例えば、熊本にあるNTT関連の特例子会社なんです。そこでは航空写真を地図におろすというのをテレワークでやっております。あるいは、漫画を携帯で見られるように、これも、デザインをかくていくのはテレワークでやっていらつしやいます。これは、母子家庭の母親ですとか、あるいは障害者を持つ方々、こういう方々も、リハビリに行く時間があつて、それ以外の時間でテレワークができる。収入も、きつと自立できるくらいのもので得ていらつしやいます。そういう例もございいます。

通勤時間を子供と過ごすといった意味合いから、通勤時間がないわけですので、テレワークという働き方は、育児中の親あるいは障害者の雇用、または母子家庭の母親の雇用、さまざまな観点からも非常にこれは期待をされているというふうに思っております。

私は、以前内閣で総務大臣政務官を務めておりましたときにも、このテレワークを推進しようとして取り組んでまいりました。平成十八年五月にテレワーク推進会議というのを総務省に設置いたしました。少子高齢社会対策の一環として、また仕事と生活の両立を可能にするテレワークの導入ということを積極的に進めてまいりました。

既に政府では、平成十八年一月のIT戦略会議で、テレワーカーは二〇一〇年までに就業人口の二割とすることを目標としております。翌年の五月にテレワーク人口倍増アクションプランというものも策定し、取り組んでおりました。新政権においても、子ども・子育てビジョンの中にテレワークと書いていらつしやいます。

長妻大臣、このテレワークという新しい働き方についてどう思われるか。ワーク・ライフ・バランスの実現へ、テレワークという働き方は非常に重要だと思ふんですが、この一層の普及を図っていただきたいというふうに思ふんですが、いかがでしょうか。

○長妻国務大臣 これは、今回質問をいただくというところで、厚生労働省の中でこのテレワークという働き方をしている人はいらるのかを聞きまして、政府全体の計画があつて、非常に少ないんですが、二人が厚生労働省の人事課でそのテレワークという働き方を試行的にしている。一定の時間は自宅で、セキュリティが保てるような回線を通じて厚生労働省と結んで、パソコン等で仕事をするとしようということでもあります。

こういう働き方は、これは前から再三再四言われておりますけれども、なかなか広まっていけないというところでありまして、一つは、やはり目の前にその職員がいなくて、労働管理をどうするか、あるいは就業規則等々であります。今でもこれはみなし労働時間制というものもありますし、あるいは、今、政府としても在宅勤務ガイドラインというのをつくつてこれを周知していたり、あるいはテレワーク相談センターを設置したり、テレワークセミナーというのを開催したりしております。

そして、これは国土交通省のテレワーク人口実態調査でありますけれども、平成二十年度において、自宅でテレワークを少しでも行っている人が三百三十万人おられるということで、私も、この数字はこんなに本当におられるのかなと思うような数字であります。

私どもとしても、具体的にちよつと実態を見て、どういふところがネックになっているのか。これから共働き世帯がさらにふえるということ、これは育児との関係も含めて非常に重要なポイントだと思ふわけでありまして。通勤時間がその分要らなくなるわけでありまして。こういう働き方の普及というのにも、今申し上げた施策以上

のものが打てないかどうか検討していきたいと思ひます。

○古屋(範)委員 今、大臣から厚生労働省で二人がテレワークをしていらっしゃるというお答えがございました。私も、当委員会では何度かこのテレワークの普及を求めてまいりましたが、厚生労働省の姿勢は非常に後ろ向きでありまして、労働をつかさどる省であるわけなんです、テレワークについては踏み出すのが非常に遅かったというのが現状であります。

平成二十年の通信利用動向調査によりますと、平成二十年末でテレワークを導入している企業は前年から四・九ポイント増加をして一五・七％となっております。また、具体的導入予定がある企業も前年と比べますと一・七ポイントの増加で五・二％となっております。

テレワーク人口につきましては、先ほど触れられました国土交通省のテレワーク人口実態調査、この調査結果によりますと、就業者に占めるテレワーカーの比率は平成二十年で一五・二％となっております。平成二十年に一五・二％です、十七年の一〇・四％から四・八ポイント増加をしていると見ることが出来ます。

このように、最新の調査結果でもテレワークは増加傾向にあるが、既に普通の働き方となりつつある、そういうことが当たり前となっております。欧米先進諸国と比べますと、まだまだであると思ひます。さらに取り組みを進めていく必要がある、このように思っております。

また、中には、本人がテレワークを行っているという認識がない人もあるのではないかとこのように思ひます。本人の自覚があれば、居住地などに関する志向にも少し変化が起きてもいいはずであります。特に首都圏においては、通勤時間が非常に長いわけでありまして。

政府は、個人に対しても企業に対しても、それぞれにおけるテレワークのメリットを強調した啓蒙普及を推し進めていただきたい、このように思ひます。また、テレワークの本来の意図でありま

すワーク・ライフ・バランスの実現に向けても、今後ぜひ産学官が協力をして研究し、連携しながら推進していただきたいというふうに思っております。

そこで、テレワークの所管省庁である総務省、ここが中央省庁では一番最初に導入をして、今、かなりの数の方がテレワークを行っております。厚生労働省は今二人ということなんです、ぜひ率先してこのテレワークの導入の推進をしていただきたい、このように思ひます。重ねて、もう一度大臣の御決意を伺いたいと思ひます。

○長妻国務大臣 まさに、労働を所管する厚生労働省でありますので、二人と言わず、もう少しふやしていきたいと思ひます。

その中で、なぜそれがふやせないのかというようないふ理由もあると思ひますので、それも一つ一つ実体験に基づいて、国民の皆様にもホームページなどでも御意見を伺いながら、そういう働き方も拡大していきたいというふうに思ひます。

ただ、注意しなきゃいけないのは、テレワークと称して、ただ家に仕事を持ち帰ってお給料が出ない、こういうようなものであつてはいけないわけで、きちつと労働として位置づけられて、ちゃんと自宅で仕事をして、それがお給料の換算になる、こういう自宅での勤務ということでありまして、その点も注意しながら、省内でもさらに拡大をしていきたいと考えております。

○古屋(範)委員 ITを使った新しい働き方でもありますので、さまざまな課題があるのかとは思ひます。逆に、働き過ぎになつてしまふという懸念もありますので、こうしたテレワークという新しい働き方に対する全体的な制度設計、こういうふうなものも省内での推進をもとにつくっていったいただきたい、このように思ひます。よろしく願ひいたします。

最後の質問になります。今、テレワークの普及に関して質問いたしましたけれども、仕事と生活のバランスをどうとっていくのか、これは非常に重い課題であるというふ

うに思ひます。単に女性の社会進出を進めるためであるとか、あるいは子育て支援、少子化対策のためというだけではない、もっと大きなものを含んでいふと思ひます。

しかし、仕事と生活の調和を目指すという重要性はわかつていても、働き方の改革が企業の生産性を低下させ、競争力をそがかねない、こういう企業の中にはあるわけでありまして。しかし、優秀な人材を引きつけ、生産性を向上させるためには、仕事と生活のバランスがとれる勤務形態が必要、こう発想を転換する企業も出てきております。企業にとつてのメリットも、昨日、渥美参考人からも御意見がございました。そうした企業では、柔軟で多様な勤務形態が導入をされて、社員が生き生きと働いているという実態もござい

ます。そうした意味で、ワーク・ライフ・バランスは、人材を確保、定着させ、やる気を高める、効果的な能力発揮を可能にして生産性を向上させ、企業業績を上げる人的資源管理の重要な手段であります。雇用主と働く人双方にとつて利益がある政策であると考えてます。

ワーク・ライフ・バランスを進めるためには、憲章、行動指針は既に前政権で策定をされておりますけれども、今ある個別のさまざまな法律や制度、施策を充実させるために、これをバックアップする基本法が必要だというふうに考えております。

そこで、公明党として、仕事と生活の調和推進基本法、この制定を目指しまして、現在、その法案づくりに取り組み、温めております。国を挙げて働き方改革を推進して、仕事と生活、子育て等が両立できる環境整備を進めていくことが重要であると考えてます。大臣、この仕事と生活の調和推進基本法を制定すべきと思ひますけれども、これに関して御所見があればお伺ひしたいと思ひます。

○長妻国務大臣 今、前段で言われた視点は重要だと思ひます。ワーク・ライフ・バランスという

と、勤務時間が短くなる、企業にとつては損だという視点ではなくて、一定の仕事と生活の調和をとることで実は仕事の生産性も単位時間当たりかなり上がつていく、あるいは人材の獲得にも優位に働く、こういう考え方もあるわけでありまして、まずは労使、特に使の方も、その御理解をきちつといたいただくことが大前提であります。

そして、基本法については、今、古屋委員初め取り組んでおられるということは聞いておりまして、これは国会でよく御議論をいただければと考えております。少子化の流れをやはりとめない、今後本当に日本は大変な状況になつてしまふという危機感を私は持つております。現金支給、現物支給、そして三本柱の三本目であるワーク・ライフ・バランスということでありまして、この重要性は私も共有しているところであります。

○古屋(範)委員 時間が参りましたので、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○藤村委員長 次に、柿澤末途君。

○柿澤委員 みんなの党の柿澤末途でございます。

午前中の本委員会、鳩山総理に対する私の質問でパウチャーのことを聞かせていただきました。真に子供の育ちに役に立つ、そうした使い方を實現していく上では、パウチャーという形で子ども手当の財源を活用して親御さんに支給をする、こうした選択肢も考えられるのではないかと。こうした御提言をいたしましたところ、鳩山総理から、平成二十三年度に向けた議論の中でそれを含めて検討したいという注目すべき御答弁がございました。

パウチャーについては、平成二十三年度の本格的な制度設計の中で御検討くださる、こういう趣旨だというふうに思ひますけれども、この点、もしできたら、長妻大臣にも御確認を申し上げたいと思ひます。

○長妻国務大臣 私も柿澤委員に対する総理の答弁を聞いておりましたので、そういうことも検討

の対象になるのではないかとこのように考えてお
りまして、パウチャー給付ということについて
は、具体的に検討するとすると、やはりその範囲
をどうするかということや、あるいは事務負担、
こういうことも留意をして検討していくというこ
とであります。

○柿澤委員 御検討をこれから進められるとい
うことになりましたが、きのうの渥美参考人の参考人
質疑でも、まだ日本は、教育パウチャー等々も含
めて、パウチャーという方式でこのような支給を
行うということを試したことがない。そういう意
味で、ひとつ、先ほど鳩山総理もおっしゃられた
ように、まさに子供の育ちを支援する、こういう
目的に支給をしたものが使われるような形で、な
おかつ経済効果も高い、こういう試算を渥美さん
はされているようでありますので、こうした面も
含めて多角的な検討を行っていただきたいとい
うふうに思っております。

続いて、子ども・子育てビジョンの数値目標と
その達成にかかわる追加費用について伺いをい
たします。

先日、病児保育の取り上げました。現
状三十一万人を平成二十六年二百万人とい
うことで数値目標を立て、延長、休日保育等を含
めて総額二百億円の追加費用で達成をする。しか
し、私がひもといた駒崎さんのペーパーによれ
ば、これでは百万人以上も足りない、これは先日
の質問でやりました。

これに対して、山井政務官の御答弁によれば、
試算の前提が違ふんだと。この二百万人という数
値目標の中には駒崎さんのやっているフロレン
スのような非施設型の訪問サービスも入ってい
る、稼働率も、あのペーパーは平成十八年度の三
六％ということで試算をされていたんですけれ
ども、最近では五〇％に稼働率は上がっています
よ、こういうお話でありました。

それならということで、厚生労働省に試算の
ものになるデータを出してもらいました。そうす
ると、これは病児保育の公費負担が一人当たり六千

円だということで試算をされているようであり
ます。平成二十六年の数値目標二百万人とい
うことで、六千円掛ける二百万人で百二十億
円、これが全体の費用で、今の現状の公費負担額が七十億
円ほどになっている、百二十億円のマイナ
ス七十億円で五十億円の追加費用、このように計算にな
っております。つまり、プラス五十億円でこの病児保
育二百万人が達成できるという計算になっている
という説明でありました。

病児保育、施設定員を大体四名として、稼働率
五〇％、山井政務官の御答弁で計算すると、一
日当たり二名を預かる、こういう想定になりま
す。年間の稼働日数を二百六十日とすると、ま
これはちよつと高い想定ですけども、二百六十
掛ける二百五十人、年間一施設当たり預か
る。五百二十人分ですから、一人当たり公費負担
を六千円とすると、その施設に入る補助金は、五
百二十掛ける六千円で三百二十万ということに
なります。

さらに今、基礎補助ということ、施設ごとの
補助が百五十万円入っていますので、三百十二
プラス百五十で四百六十二万円。これは、来年度か
ら基礎補助は二百四十万円にアップするとい
うことで、三百十二プラス二百四十で五百五十二
万円。ペーパーをつくれればよかったと思うん
ですけども、厚生労働省の先ほどの試算の前提に
沿って計算をすると、一施設が年間に受け取れる
補助金は、二百四十万円に基礎補助をアップし
ても、五百五十二万円ということになるわけ
です。平成二十年度予算での施設の年間補助金は、病
児対応型で八百四十八万円。五百五十二万円とい
うことで、これはやはり全然足りないんです
ね。しかも、この平成二十年度の八百四十八万円
という補助でも赤字施設が続出して、基礎補助
を二百四十万円にアップする。さまざまな施策を
これから、二〇一〇年度、予算を積み増して病児
保育に補助をしていく、こうしたことが示され
ばかりです。この八百四十万すら大幅に下回るよ
うな五百五十二万円、こんなでは施設はやつ

いけないというふうに思うんです。

逆に、八百四十八万のラインを少なくとも死守
するとすれば、予算規模は一・五倍ぐらいにしな
ければいけないということになります。そうなる
と、平成二十六年までに病児保育二百万人を、
延長、休日合わせて二百億円で達成するという試
算そのものがやはり極めて怪しいということに
なってしまうのではないかと思います、いかが
ですか。

○山井大臣政務官 柿澤委員にお答えをいたしま
す。

先週に引き続き、病児保育の問題を、一番大事
なことを御指摘いただき、ありがとうございます。
今御指摘いただきましたように、まだまだ安
いのではないかと御指摘は、先月初鹿委員が御
指摘いただいたように、本当に今年度も病児保
育が非常に経営が難航しております、私たちも問
題点は共有しております。

ですから、今柿澤委員がおっしゃいましたよう
に、まだまだ現場が立ち行かないということにな
れば、この子育て関係にしましては、来年度も
子ども・子育ての新システムの検討会を開きま
すので、その中でこの五年間の子ども・子育てビ
ジョンの財源ということについて、また進捗状況
を踏まえながら検討していきたいというふうに
思っております。

○柿澤委員 このことについて、くだくだ数字の
ことを言っているふうにも思われるかもしれま
せんけれども、これにこだわっているのは、先日
も申し上げたように、この子ども・子育てビジ
ョン、大変いいことがたくさん書いてありますけ
れども、子ども手当の二・三兆円とか五・四兆円と
かいふ現金給付に偏って、現物給付に予算が回ら
なくなるんじゃないか、それでは困る、こういう
批判にこたえて公表したという経過があるのでは
ないかというふうに思われます。

制度改善を伴う場合でなければ、この全体の数
値目標を、平成二十六年、〇・九兆円の追加費

用で達成できるということになっていきます。しか
し、現金給付、現物給付、車の両輪だ、両方やつ
ていくんだというお話を何度も何度も聞かせてい
ただいていきますけれども、この病児保育一つを
とつても、今の予算二百億円でいうことで達成で
きるかどうか非常に怪しい。となると、ビジョ
ン全体の追加費用、〇・九兆円とどまるのかどう
かということも非常に怪しくなってくる。この子
ども・子育てビジョン全体の計画としての信用性
にかかわる問題になってしまっているのではないかと
いうふうに思います。

先日の質問に続いてはつきり再度申し上げれ
ば、この子ども・子育てビジョン達成のための追
加費用〇・九兆円というのは、子ども手当のこの
膨大な財政支出と両立が、現物給付もあたかも可
能であるかのように意図的に額を低く見積もって
きたようにも感じられます。今申し上げたよう
な、既にこういうある種の穴が見つかったとい
う。もう一度、ビジョン全体の追加費用の所要額を
精査してみた方がいいのではないかとこのように
思います、いかがでしょうか。

○長妻国務大臣 これについては、平成二十六年
度の目標値というので、今の御指摘の点以外で
も、NICUとか里親委託の率を上げるとか、い
ろいろな数字がございまして、それについて一定
の試算の前提を置いて予算を算出しているとい
うようなことであります。

いづれにしても、それぞれ予算編成の中で
正確に予算を見積もって、毎年毎年その目標を達
成するような予算を策定していくということであ
りますので、基本はその予算の策定、毎年の中で
厳格に査定をして、そして積み上げていくという
ことがまずは基本だと思えます。

○柿澤委員 今申し上げたように、これは、現金
給付と現物給付が車の両輪だと、両輪の一つなわ
けで、これをこの財源というか財政支出によって
達成するというのは極めて大事な目標だというふ
うに思います。これを財政的な事情で達成できな
い、あるいは逆に、達成をするために必要な財政

負担はこんなになってしまう、こういうことが後から明らかになったのでは、あのとき、やはり子ども手当を通すために両立可能だという数字をメークアップして出してきたんだというそりを免れ得なくなってしまうというふうに懸念をいたしております。

その点で、私はむしろ、ある意味ではエールのつもりで、この所要額は精査をした方がいい、そして、それを出した上で、子育て支援には子ども手当と合わせてこれだけかかるんだということを、真つ正面から物を問うていった方がいいというのを前にも申し上げたつもりです。

もう一度、この件に関して御答弁をいただいて終わらせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○長妻国務大臣 これについては、一定の前提を置いて、五年間ということでありますので、試算をして出させていたということでごさいます。今、この段階でその試算を要するということもありません。ただ、やはり子供にかかる予算が今まで後回しになってきたというようなことを鳩山内閣全体で考えていく、こういう一つの流れの中で出させていたという目標でありますので、その目標を達成して、現物、現金、これがバランスよく整備をされるということに努めていきたいと考えております。

○柿澤委員 計画をこれだけで出したけれども、やってみたらこんなにかかりました、こんなにかかりますということでは、皆さんが批判をしていた旧政権下の公共事業の予算の膨らみと同じようなことになってしまわないですか。計画の段階で正しい予算の見積もりを行って、それをもちてやはり真つ正面から子育て支援の必要性を問うということではなければならないということを最後に申し上げさせていただいて、終わりとさせていただきます。

ありがとうございます。

○藤村委員長 次に、黒田雄君。

○黒田委員 民主党の黒田雄でございます。

初めて質問をさせていただきました。少々緊張しておりますが、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

子ども手当についてであります。

長妻厚生労働大臣は、次代を担う子供の健やかな育ちを社会全体で支援することを目的とし、その結果として、少子化の流れを変え、子供の貧困率の削減などにつなげたいと所信を明らかにしておられます。

子供の数は質は、その子供が属する社会のあり方を反映したものであります。いかなる子供も、家族や地域など社会からの影響を受けて生まれ、誕生とともに社会に影響を与える、そんな存在であります。その意味で、子ども手当法案の政策バックボーンとして問題提起された、社会全体で子供を育てる、この考え方は正しい方向を示しているものと確信をしております。

それは、これまでも数々の少子化対策あるいは子育て支援を講じてまいりましたが、なかなか結果として、有効な政策としてその成果を得ることができなかったというところを受けとめなければいけないのではないのでしょうか。だからこそ、この子ども手当の現金支給と、そして保育サービスなどの現物支給、まさに車の両輪としてしっかりと取り組むことによって、社会の流れを変えていくという大きな意義があるのだと思います。

しかし、一部の声ではありますけれども、この法案審議の中でも、選挙目当てのばらまきではないかというような極めて残念な指摘があるところでもあります。この点について、私どもは、全くそういう視点とは違う。そしてまた、この子ども手当は従来からの児童手当制度に上乗せをした拡大版ではないか、このような指摘もあります。私どもは、考え方を全く異にしているというところ。

このような点について、この子ども手当の意義がどこにあり、大きな違いが何なのか、そして、この社会を子ども手当によってどのように変えていくというところをおられるのか、御所見をお伺いいたします。

○長妻国務大臣 黒田委員におかれましては、早くにお父様を亡くされ、経済的にも大変な時期があり、その後、グループホームや子供の福祉に取り組まれたというふうな聞いておられて、今後とも御指導を賜りたいと思います。

今お話がございましたけれども、午前中の郡委員でございましたか、貧困率の、所得の再配分の後と前の数字で、日本の場合は再配分をした後に格差が広がってしまうというように図も示していただきました。私は、これはきちっと分析するように今省内にも言っております。どういこうとで起こっているのか、人生前半の社会保障が不足しているのではないのかというように一つの問題意識の観点から、大変興味深く拝見させていただきます。

今申し上げましたように、人生前半の社会保障という意味で、子供に対する予算というものが、これまで残念ながら国会でもいろいろな議論の中で後回しにされてきて、結果として少子化が先進国で最も速いスピードで進んでしまった。そして、GDPの比率でも子供に対する予算が非常に少ないというふうな点について、やはりその流れを変えていこう。

子供を産みたいという方がその御希望どおりの人数を産んでいただく、こういうような形に変えられないかということを考え、現物支給、現金給付、ワーク・ライフ・バランスの三つの施策を適切にということでありまして、今御議論いただいている法律は、その中の現金給付ということで、これはばらまきではございませんで、控除から手当へという流れの中で、適切に手当が必要な方に重点的に配分する手法の中で、子供の育ちを社会全体で応援していこう。

お子さんは、将来、社会保障の担い手にもなっているわけでありまして、お子さんのおられない方も、その方がお年を召したときには、そういう現役の方の社会保険料等で支えられるという側面もございますので、そういう方の御理解も得て、非常に重要な政策であるということを私も

いろいろな場面で強調していきたいというふうな考えております。

○黒田委員 ありがとうございます。

まさに、この子ども手当の大きな意義は今御説明をいただいたとおりでありますけれども、この手当が支給され、本主に子供たちのために使われるのかというように指摘がきょうの議論の中にも出ておりました。午前中、鳩山総理の答弁でも、この手当の使われ方について工夫をするように指示もしている、こうお話をいただいたところであります。

まさに、何のための政策なのか、そのことを考えたときに、国民の皆さん、そして子を持つ親御さんに対して、この子ども手当のそもそのねらいについてしっかりと周知徹底を図っていく、また働きかけていくことが大切だというふうに思いますが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○山井大臣政務官 黒田委員にお答えを申し上げます。

黒田委員は、本主に児童福祉に今までから取り組んでこられました。子供は投票権を持たないわけですから、やはり子供の声は大人が代弁するしかない。おまけに、その子供たちの中でも、ある意味で最も家庭環境に恵まれない子供たちを今までからずっと応援してこられた黒田議員には、本主にこの子ども手当を通じて、社会的な養護を必要とする人たちが、子供たちが暮らしやすい社会をともにつくっていききたいと思っております。

そして、子ども手当がちゃんと子供のために使われるかということですが、これは、法律的には二条におきまして、子ども手当の受給者である親等は、子ども手当の支給の趣旨に従って子ども手当を使用しなければならぬという責務規定を規定しておりますが、それ以外にも、さまざまな媒体を通じて積極的な広報を実施していくとともに、地方自治体に対しても、例えば申請書類等においても、子ども手当の趣旨や受給者の責務を盛り込むなど、広報していきたいというふうに

思っております。

ただ、こういう児童手当、子ども手当というのは諸外国においても当然同じ問題があるわけですから、子供のために本当に使われるかと。そこで、こういう手当に関しては、私は、基本的には、保護者性善説ということも言われておりますけれども、やはり親は自分のことを後にしても子供のためにお金を使うんだ、そういう社会にしようじゃないかということとを皆さんとともに訴えていきたいと思っております。

○黒田委員 ありがとうございます。

まさに、みんなでそのような社会に変えていかねばいけないというふうに思っております。この子ども手当に込められた思いについては私も賛同するところでありますが、来年度、そして二十三年度からは本格的に実施をしていく、その実施に向けて、財源の問題等も不安視をされているところであろうと思います。

この現金給付、そして、子ども・子育てビジョンで示された待機児童の解消や放課後児童クラブの拡充など現物給付を同時に進めながら、完全実施に向けて万全の体制でしっかり取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。先ほど来の話にも、児童養護施設で生活をする子供たち、安心こども基金によるとりあえずの措置が来年度は行われるということでありますけれども、すべての子供がひとしく子ども手当の恩恵を受けられるような万全の体制が早期に確立することを望むものであります。

そこで、お伺いしますけれども、その体制整備が急がれる、そしてまた財源がどうなのかというところが問われておりますが、この鳩山政権をかけた一丁目一番地の取り組みということをし、しっかり危機感を持ちながら、決意を持ってお取り組みいただきたいと思いますところでありますけれども、お答えをお聞かせください。

○山井大臣政務官 お答え申し上げます。

確かに、現金給付と現物給付、つまり、子ども手当と、そして保育所、放課後児童クラブのよう

な現物サービスというのは、車の両輪であります。先ほど答弁しましたように、今回の子ども手当の法案とセットで、一月二十九日には子ども・子育てビジョンを発表したところであります。

そして、この子ども・子育てビジョンに関しては、幼保一体化を含む新たな次世代育成の支援のためのシステムの構築について、ことしの前半までに基本的な方向性をまとめ、来年の通常国会に法案を提出することとされておりますし、また、平成二十三年度以降の子ども手当を含む政策に関しては、昨年十二月の四大臣合意を踏まえ、平成二十三年度の予算編成過程において、財源のあり方も含め、改めて検討することとなっております。

財源なくして政策はあり得ませんので、しっかりと財源の確保に取り組んでまいりたいと思っております。

○黒田委員 ありがとうございます。

この子ども手当法案に込められた思いというものが、そして、これから子供の育ち行く環境をしつかり変えていきたいというところでありますけれども、今同時に、子供を取り巻く問題の中で、児童虐待の問題も大きな課題になっております。

鳩山総理は、今国会の冒頭、施政方針演説の中で、命を守りたい、生まれ来る命、そして、育ち行く命を守りたいと国民に訴えられました。また、平成二十二年予算を「いのちを守る予算」と名づけ、日本の新しいあり方への第一歩と位置づけられておられます。しかし、現実の社会はどう待てる。小さな命が奪われています。

奈良県桜井市の五歳の男の子は、親から十分に食事を与えられず、衰弱死しました。体重六・二キログラム、五歳児の標準体重の三分の一しかありませんでした。埼玉県蕨市でも、二年前に四歳の男の子が親からの虐待で亡くなっていたことが発覚しました。同じように、十分な食事が与えられなかったり、入浴させられなかったり、衰弱してい

るにもかかわらず医師の診察を受けることもなかったという事件であります。この一月には、江戸川区で、小学校一年生の男の子が両親から暴行を受けた後、死亡しました。江戸川区は、直ちにこの事件を独自に検証し、報告書を発表したところであります。このように、育ち行くはずであったという幼い命が悲惨にも失われている現実を受けとめなければなりません。

そこで、お伺いをいたしますが、虐待情報もたらされた際に、まず子供の安全確認を、児童相談所等の担当者が自分の目で確認すること、そして追跡をすることが絶対に必要だと考えております。しかし、現実には、虐待情報を受けた児童相談所や市町村担当職員が、現場で両親などに断られ、子供の安全確認すらできないという実態があります。また、その後の追跡、状況把握も困難なケースが多いのではないかと心配をしております。そこで、子供の安全確認の徹底や、状況把握の体制、取り組みについて、どのように把握をしておられるか、御答弁をお願い申し上げます。

○山井大臣政務官 黒田委員にお答え申し上げます。

虐待の通報を受けた場合には、児童相談所の指針におきまして、まずは子供を直接目視する、目で見て安全確認をするということが基本のその一、そしてもう一つは、通告を受けてから四十八時間以内に安全確認を行うのが望ましいということとを周知を図っております。

さらに、その後も、福祉、医療、学校、警察、保健などの関係機関の連携が必要でありますので、子どもを守る地域ネットワーク、要保護児童対策地域協議会の設置を進めておりまして、現在は九二・五％の市町村で設置をしております。さらに、虐待が疑われるにもかかわらず、どの機関も安否確認が子供のためにできないという場合には、まず、立入調査等の権限を持つ児童相談所に適切に通知するとともに、さらに、児童相談所においては、平成二十年度に導入された、裁判

官の許可状を得て、かぎをあげて部屋に入っていくことを可能とする臨検、搜索も視野に入れた対応が行われるよう、全国の市町村、児童相談所に求めてまいりたいと思っております。

○黒田委員 ありがとうございます。

先ほど申し上げましたさまざまな事件化したケースも、その意味では安全確認ができていなかった。これが、もし担当の方が子供の安否を確認できていれば、もう少し違った結果が得られたような気もいたします。

そしてまた、子供の虐待相談件数は年々増加しております。平成二十年度の全国の児童相談所で対応した件数は四万二千六百六十二件と、過去最悪でありました。このように、児童虐待の現状は深刻さを増しており、その子供たちの最後のセーフティネットになっている社会養護体制についても、これが若干問題があるような気がいたしております。

現在、社会養護のもとにある子供は四万七千人を超えております。また、潜在的に課題を抱えた子供たちがふえ続けているのも現状であり、緊急的に社会的養護を必要とする子供たちの養育と自立をはぐくむ体制の拡充が必要になっております。

その社会的養護の受け皿になっている児童養護施設についてであります。

児童養護施設は、御案内のように、昭和二十二年、児童福祉法を制定し、二十三年の施行とともに、孤児院から養護施設という名称に改められました。当時、戦災児童を受け入れ、最低限生活に必要な衣食住を提供し、養育をするといった体制のもとに、職員の配置基準や施設設備基準が定められておるのは御案内のとおりであります。そして、当時の子供たちの取り巻かれています環境と、今社会的養護を必要としている子供たちの取り巻かれています環境は、実は大きく違っていると言わざるを得ません。現に、児童養護施設へ入所している子供たちの虐待を受けた経験を見ても、約六割が虐待経験がある子供たちです。

そしてまた、二割を超える子供たちの中には、発達障害や知的障害、さまざまな情緒障害、問題を抱えている子供たちがそれだけ児童養護施設で生活しています。つまり、虐待や障害によって、子供の心理面や精神面でのケアがより重要になっているということがあるのであります。

しかし、現在は、施設の七割以上が大舎制という大きな生活単位の中で養育をされています。職員によるきめ細かな対応がなかなか困難な中での養育をされている現実を受けとめなければいけないんだらうというふうに思います。

今、子供たちに必要なのは、家庭的雰囲気の中、きめ細かな対応を図るための施設の小規模化や、あるいは職員の配置基準をここで大胆に改善していくという取り組みがどうしても必要なのではないかというふうに思っております。

問題を抱えている子供たちの生活のあり方について、どのようにお考えになつておられるか、御答弁をお願い申し上げます。

○山井大臣政務官 答弁申し上げます。

黒田委員のおっしゃるとおりだと思います。虐待を受けた子供たちは、普通の家庭のお子さん以上に、大人からの愛情、周りからの愛情が必要であります。にもかかわらず、大きな施設、そして大きな部屋であると、なかなかそういう愛情を十分に受けることができない。そういう意味で、黒田委員がおっしゃるように、やはり小規模化、グループケアというのは非常に重要だと思っております。先日、黒田委員と一緒に子供たちのグループホームに行つてまいりまして、やはり非常に快適にお子さんたちが暮らしておられました。

具体的に言いますと、二十六年度までに、小規模グループケアは平成二十年度の四百四十六カ所から八百カ所にふやしていきたい。そしてまた、地域小規模児童養護施設の目標値は、今の平成二十年の百七十一カ所から三百カ所にふやしていきたい。

こういうふうには、社会的養護というものを大幅に数値目標を入れて拡充した、これが今回の子ども

も、子育てビジョンの大きなポイントでありまして、同時に、幾ら箱をつくっても、やはり人をふやして専門性の高い職員をふやすことが必要であります。こういうことについてもさまざまな方法で何とかできないか、努力をしてみたいと思っております。

○黒田委員 どうもありがとうございます。

まさに今施設で生活する子供たちにとつて、いかにその心に寄り添つて対応してやるかというところが問われておりますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

次に、貧困の問題についてお話をさせていたきたと思います。

長妻厚生労働大臣の御指示で、日本の貧困率について調査をし、先ごろ発表されたことでもあります。今、相対的貧困率は、全体で一五・七％、子供の貧困率は一四・二％ということでもあります。

そして、先ほど申し上げました虐待児の家庭を調査してみると、やはりこの貧困の問題とかなりリンクしている部分がございます。これから未来を担う子供たちの環境を考えたときに、貧困問題にどう光を当てていくか、この貧困をどう解消していくかということが、まさに国の、私たちの将来に対する投資なのではないかというふうに思っております。

その意味で、子供たちを取り巻く貧困の問題を解消するためには、さまざまな問題を浮き彫りにしていく、これまで以上に細かな調査を、そして実態把握をしていく必要があるというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

○長妻国務大臣 今、貧困の連鎖というお話もございましたけれども、これを断ち切るというのは大変重要なことだと思えます。

今、将来への投資というお話がありましたけれども、私も全く同感であります。

これまで、どちらかというと、貧困対策、格差対策というのは、一つの社会保障政策だけれども経済成長のお荷物になるということで、トレード

オフの関係にあると考えられておりましたけれども、これは今の時点で、各国の政策も調査をいたしまして、やはり経済成長の基盤をつくるのは、貧困の連鎖を断ち切ること、あるいは格差を一定程度縮小することだというふうに考えているところでもあります。

これは、何よりも国民の皆様方にその重要性を理解いただくということで、今、厚生労働省の中で、有識者の皆さんと一緒に、例えば、貧困というものが具体的に経済的にどのくらいの損失なのか、あるいは格差というものが一定程度開くと経済的にもこれだけ損失になるんだというような具体的な数字を出せないか検討して、その数字を国民の皆様方に御提示して、ああ、だからこの損失の数字を縮小するためにこれだけ税金で対策を打たなければならぬ、こういうようなコンセンサスを得たいというふうに考えております。

社会保障は、経済成長のお荷物ではなくて、経済成長の基盤をつくる一つの大きな施策であるということも十分に認識をして、貧困の連鎖を断ち切っていくことが大変重要であるということ、これからも取り組んでまいります。

○黒田委員 どうもありがとうございます。

今御答弁をいただきました貧困の問題について、あるいは虐待の問題についても、こういった子供たちを取り巻く環境をしっかりと変えていくために、子ども手当、そしてまた子供を取り巻く保育サービス等の現物そして現金、それぞれの立場からしっかりと推進をしていっていただきたいというふうに思います。

時間でございますので、これをもちまして質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○藤村委員長 次に、阿部知子君。

○阿部委員 社会民主党の阿部知子です。初質問の後、久しぶりのラストレディーになりました阿部知子です。

私は、この子ども手当の問題は、実は、政党同志の対立を超えて、本当の大事な点は国民の納得

にあると日ごろ申しております。先ほどの自民党の加藤議員の御質疑の中で、後ほど理事会マターとなりました、そもそも何で二万六千円なんだというこの根拠をやはり明確にしていかなければ、私は進まないと思えます。そして、この審議に入ります一回目の私の質問はそれを取り上げさせていたしましたが、要点のみ繰り返させていただきます。

民主党では、従来、一万六千円の子ども手当をおっしゃっていたところ、この間、これを大幅に拡大なさいました。そして、その根拠は何かという、御党のインデックス、例えば二〇〇九、七月二十三日から抜粋させていただきますと、「子どもが育つための基礎的な費用(被服費、教育費など)を保障するため」というふうに書かれております。

また、少し前ですが、平成十九年の三月二十日、「子ども手当」政策について「中間報告」では、手当額の水準について議論を深めた結果、子育て費用として月額平均二万六千円程度かかるというデータが示されている点や、これは先ほどの被服費と教育費だと思えます。日本と同様、少子化問題に直面する欧州諸国の水準が二万円強である点などを考慮して、二・六万円と置いておられます。

長妻大臣に確認いたします。教育費も含めた基礎的経費と御党のインデックスには書かれております。そのような理解でよろしいでしょうか。

○長妻国務大臣 教育費というお話でありますけれども、きょう、先ほどの質問でも、民主党が参考にした表をいただいて議論がございましたけれども、その中にも、教育費でも、塾の費用あるいは義務教育での学校の教材などなど、いろいろな性格があると思えます。その意味では、教育費の相当の部分、我々が申し上げているのは、先ほど申し上げましたが、基礎的な教育費という意味では、学校の教材費などということでも申し上げたわけですが、そういうような考え方は、

○阿部委員 そうなりますと、加藤議員のお示し
いただいた資料の五ページ目の、この表の上
段の学校教育費と、真ん中に学校給食費と書いて
あって、以下、家庭教育費と分けてございます。
この学校教育費と学校給食費、これらを合わせた
ものが、恐らく基礎的教育費の中身だと思いま
す。

実は、大臣、ここですごく重要なことがあるの
ですが、教育費とか修学旅行代とか、その他、こ
の上段に入ります学校教育費並びに学校給食費、
合わせて二十六万八千三百三十一、小学校低学年の
場合というこれは、今の現行制度の中では、御
家庭が大変困窮する場合は就学援助費などで補わ
れております。すなわち、現在の私どもの子育て
の支援策は、この部分については、全員に出すの
ではなくて、御家庭の窮状等々を考慮して出して
おります。

ここがやはり大きな選択の道なんだと思いま
す。予算がたくさんあれば全員に行くことも、本
当は全部、給食だって無償化がいいと私も思いま
す。しかし、この段、ここにかかります費用ま
でも入れますと五・四兆円になってまいります。
就学援助等々の方向を当面充実させるのか、それ
とも全体に薄く広くここを給付するのが、実
は、問われている中身なのであります。

私は、これは重要な政策論争だし、この間、子
ども手当のことで御意見をちまたで伺えば、やつ
ぱり困っている人の学校のこと、給食のこと、そ
ういうことにまずやってあげたいよね、これが国
民の声であります。

大臣には、ぜひ、与野党の対立だと思わずに、
国民に向かって説明するときの政策の優先順位と
思っていたら、ここは、いみじくも御党の、
この基礎的学費のところを計算いたしますと二・
六、被服と食費は一・三万円であるということ
は、初回の私の質問で申しました。ぜひ、きょう
御答弁が成るものであればお願いしたいし、そう
いう観点からこの問題を見直していただけない
か。すなわち、現物給付にかかわる部分の応能負

担ということであります。

本来は、子供ですから、私は、親御さんではな
くて、子供そのものですから、医療費も教育も無
償であるべきと思います。当面の間、今までの施
策ではそうした軽重をつけておりました。そのの
延長でいくのか、それとも普遍主義でいくのか、
ここを明確にせねばならないと思います。いかが
でしょう。

○長妻国務大臣 先ほども、別の委員の質問でも
申し上げたんですけれども、この試算に基づいて
積み上げてその金額を決めたわけではないという
ことでございます。

例えば、ゼロ歳の赤ちゃんが、それは学校教育
費というのは必要がないわけでございますけれど
も、その一方で、保育所に預ける場合は、その経
費が発生する場合は、当然その経費に充てていた
だいても結構なわけでございます。

そういう意味で、我々としては、平成二十三年
度の詳細な制度設計の中で、今御指摘をいただい
たことについても明らかにできるような、そうい
う制度設計と予算編成という中で検討をしていく
ということでございますけれども、初年度につい
てはその半額分を支給して、これも、先ほども総
理も申し上げまして、私も前より申し上げており
ますけれども、半額の支給の後に、その実態の調
査もして、それが具体的にどういうふうに使われ
たのかというふうなことも見きわめていくという
ことであります。

○阿部委員 その発想は、申しわけないが間違っ
ていると思います。最初に二・六万円ありきでそ
の半額という、その二・六万円の根拠が問われて
いるわけです。それで、明らかに諸外国よりも多
いんです。でも、日本はほかの施策がおくられて
いるから、それで諸外国より多くしましたという論
があったって私はいいと思えますが、その二・六
万円がどうしてよと聞かれています。その二・六
万円は、大臣の御答弁は、思いはわかりますけれど、
国民の側から見たときの答えにならないと私は思
います。

保育でも、お金のある親御さんは保育料を自己
負担されているし、大変困窮していれば、保育を
ほぼ、月五万円とか八万円とか、私は、国が出し
てもいいし、もつとお金があれば全額国が出して
もいいしと思うのです。

その意味で、ぜひ大臣には、ここは繰り返し皆
さんに聞かれるところで、また折があらば次
回、きょう、私の予定外の質問ですので、でも、
先ほどから大変紛糾していて、物の仕切りがずつ
とこれは初回から今に至るまで見えてこないの
で、ちよつと私の理解を披瀝させていただきまし
て、またお考えの参考にしていただいて、次の論
議に移らせていただきます。

次に、先ほど何人かの委員がお取り上げいた
きました養護施設に暮らす子供たちの問題を私な
りにまとめてみました。

お手元に、ここには「両親ともいない・不明の
子ども数」というタイトルになってございます
が、実はこのグラフは、児童養護施設やあるいは
自立支援施設やさまざまな里親のもと等々で、親
元で養育されていないお子さんたちの総計数を書
きました。これは、先ほど黒田委員が御指摘のよ
うに、四万人余りおられます。最も多いのは、
ケースとしては、養護施設にお入りのお子さん方
が総計で三万一千五百九十三人です。

これは、よく見ていただきたいんですが、実は
この子たちには親御さんが、ここ、「両親ともい
ない」というタイトルですが、実は両親はいらな
いわけですね。両親または一人親というケースが一番多
いわけですね。その昔、孤児院と呼ばれた施設は、
今は養護施設と言いますが、親御さんがいなかっ
たケースが多かったけれども、今は、親御さんは
おられても手元で養育していない子供たちが大変
多くなっている、不幸なことだと、私は小児科医
師としてずっと思っていました。

今度の子ども手当の支給に当たって、実は、例
えば養護施設で、両親または一人親がおられる御
家庭では、子供さんは養護施設にいながら、子ど
も手当は親御さんに行きます。これは児童手当も

一緒のスキームです。

もちろん、さまざまな親御さんがおられます
が、実は、この親御さんの中に、定期的に子供さ
んとコンタクトをとっておられるのは約半数。こ
れはいろいろな調査がございます。半数も定期
的。定期的というのは、盆暮れも定期的に入って
しまふんです。子供は日々親に会いたいけれど
も、親御さんと過ごせるのは年に二週間くらい。
それでも定期的な交流とみなされて、そして、お
まけに生計を一緒にするというふうにも理解され
て、全部子ども手当は親御さんに行きます。

私は、いかに何でも、今の児童手当もそうす
が、今度の私どもの制度では、子供そのものを主
体とする、受給者としたという思いがあります
から、これも、大臣、親御さんになぜ行くのか。
もちろん、手元に置いて養育しておられればまだ
しものです。でも、いろいろなケースがあつて、実
際には、子供さんは施設でお暮らし、里親さん
でお暮らしであります。

こういうものについても、この次の二十三年度
の制度設計、子供自身を受給者とするというふう
に制度を抜本的に考えられないか、この点につい
てお願いいたします。

○山井大臣政務官 この点について、先日私は
里親の会の方や養護施設の施設長さんから要望を
受けましたので、お答えをさせていただきます。

これは、阿部委員がおっしゃること、ある意味
でもつともだと思っております。要は、大切な子
ども手当や同額のお金を出す、出す以上は一〇〇
%子供のために使つてほしい、これは当たり前
なことでありまして、これは児童手当であつても子
ども手当であつても一緒なんです。

ところが、法的には監護する親となつていな
がら、子供にお金を使わない親が残念ならい
けなですね。やはりそのことに関して、実際に
一緒に住んで子供を世話している里親の方や施
設の先生方が、親ではなくて自分たちにお金を欲
しいとおっしゃるのも、もつともなことだと思つ
ております。

そして、これはまさに、この子ども手当、そしてまた児童手当の重要な論点だと思っておりますので、一万三千円の際には今のような児童手当の流れとしてやっていきますが、本格実施のときにはさらに検討していきたいと思えますし、また、逆に、これを子供に直接出すというと、それだつたら、虐待しているけれども、金づるとして子供は施設に入れないという、またもう一方、別の問題も出てまいりまして、そのあたり、とにかく子供にとって一番よい方法を検討していきたいと思っております。

○阿部委員 山井議員の後段おっしゃったのは、申しわけないけれども、現実でそういう声があることは知っていますが、それは本当に本質のごく一部でしかありません。そういうケースがあることも、親御さんがお金を欲しいがために子供を手放さないというのがありますから、それは理解しますが、本質をつかまえてやっていただきたい。

お手元の二枚目の資料に、諸外国ではちなみにどうしておるかというので、一番下、「支給対象者」のところに、施設に入所した場合は手当の支給は停止となっております。私は、停止がいいとは思いません。でも、ここで一つの考え方です。

私は、もっと積極的に、子供を受給権者にして、例えばイギリスのトラストファンドみたいにお金をためていく、そして、十五なり十八で施設を出なさいいけないときに、きちんと未成年後見人をつけて、その子の旅立ちの応援にする。だつて、十五や十八で施設を出た後、本当に一人ほり出されるのがこの子たちであります。

きょうは御答弁をいただく時間がありませんでしたけれども、次回、また引き続きこの件について質問をさせていただきます。

ありがとうございます。

○藤村委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十分散会

平成二十二年三月二十六日印刷

平成二十二年三月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K